

## 外貨建つみたて個人年金

予定利率変動型外貨建個人年金保険

- この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
- ご契約後短期間での解約、為替の変動などによって、損失が生じるおそれがあります。

# もくじ

## ご契約のしおり

「ご契約のしおり」は、ご契約についての重要な事項、諸手続き、税務の取扱いなど、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすくご説明しています。

## 目的別もくじ ..... 3

## 主な保険用語のご説明 ..... 5

## お知らせとお願い ..... 7

生命保険募集人	7
ご契約お申込みのお手続きの際の留意点	7
クーリング・オフ制度（お申込みの撤回など）	7
元本欠損が生じる場合	8
現在のご契約の解約、減額を前提として新たな保険契約へのお申込みを検討しているお客さまへ	8

## 商品のしくみ ..... 9

商品の特徴	9
予定利率	11
為替リスク	13
保険料円貨払込特約（平準払用）	14
年金の円貨支払特約（支払ごと円貨換算型）	14
円貨支払特約	15
個人年金保険料税制適格特約	15
保険契約者代理特約	16

## 死亡給付金および年金のお支払い ..... 18

死亡給付金のお支払い	18
年金のお支払い	18
死亡給付金および年金をお支払いできない場合	20

## ご契約に際して ..... 22

告知	22
ご契約内容などの確認	22
ご契約の成立と保障の責任開始期	22

## 保険料について ..... 23

保険料の払込方法	23
保険料の払込期月と保険料期間	23
保険料払込の猶予期間とご契約の失効	24
保険料払込の自動停止	24
保険料払込の停止	25
保険料払込の再開	25
保険料円貨払込金額の減額	25
保険料円貨払込金額の増額	25
死亡給付金のお支払時の保険料の精算	26

解約返還金などのお支払時の保険料の精算	26
---------------------	----

## ご契約後について 27

解約と解約返還金	27
被保険者による保険契約者への解約の請求	27
死亡給付金受取人によるご契約の存続	27
保険契約者、年金受取人および死亡給付金受取人などの変更	28
ご契約内容・住所などの変更・保険証券の再発行のお手続き	29
年金または死亡給付金のご請求方法	29
年金または死亡給付金のお支払期限	30
死亡給付金のご請求手続きの流れ	31
年金または死亡給付金の請求訴訟	32
生命保険と税金	32

## お客さまにご負担いただく諸費用 35

お客さまにご負担いただく諸費用	35
-----------------	----

## 会社・制度のご案内 36

当社の組織形態	36
個人情報の取扱い	36
本人特定事項などの確認	36
米国法「FATCA」に関する確認	36
税法上の居住地国などの届出	36
支払査定時照会制度	37
保険金額などの削減	38
生命保険契約者保護機構	38
金融商品取引法に規定する「特定投資家」の方へ	39

### 約款・特約条項

「ご契約のしおり」とあわせてご一読され、ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いいたします。

## 約款 40

予定利率変動型外貨建個人年金保険	40
------------------	----

## 特約条項 61

保険料円貨払込特約（平準払用）	61
年金の円貨支払特約（支払ごと円貨換算型）	63
円貨支払特約	66
個人年金保険料税制適格特約	77
保険料口座振替特約	78
保険料クレジットカード払特約	80
保険契約者代理特約	82

\* 裏表紙の「説明事項ご確認のお願い」もご確認ください。

# 目的別もくじ

## 「ご契約にあたって

保険用語の意味が  
わからない

主な保険用語のご説明

5 ページ

申込みの手続きに  
ついて知りたい

ご契約お申込みの  
お手続きの際の留意点

7 ページ

申込みを撤回したい

クーリング・オフ制度  
(お申込みの撤回など)

7 ページ

いつから保障が開始  
されるのか知りたい

ご契約の成立と保障の  
責任開始期

22 ページ

## 商品のしくみ

商品のしくみについて  
知りたい

商品のしくみ

9 ページ

## 保険料について

保険料の払込方法を  
知りたい

保険料の払込方法

23 ページ

保険料の払込みが  
できなかった

保険料払込の猶予期間  
とご契約の失効

24 ページ

保険料の負担を  
軽減したい

保険料払込の停止

25 ページ

保険料円貨払込金額の  
減額

25 ページ

死亡給付金および年金のお支払い

保障内容について  
知りたい

死亡給付金のお支払い  
年金のお支払い

18 ページ

死亡給付金などが  
受け取れない場合に  
ついて知りたい

死亡給付金および年金を  
お支払いできない場合

20 ページ

死亡給付金などの  
請求の流れについて  
知りたい

年金または死亡給付金  
のご請求方法

29 ページ

死亡給付金のご請求  
手続きの流れ

31 ページ

ご契約後のお取扱い

保険を解約したい

解約と解約返還金

27 ページ

年金受取人または  
死亡給付金受取人を  
変更したい

保険契約者、年金受取人  
および死亡給付金受取人  
などの変更

28 ページ

住所や名前が変わった

ご契約内容・住所などの  
変更・保険証券の再発行  
のお手続き

29 ページ

税金について知りたい

生命保険と税金

32 ページ

# 主な保険用語のご説明

この冊子をお読みいただくにあたって、ご参照ください。

か	<b>解約返還金</b> (かいはくへんかんきん)	ご契約を解約した場合に、保険契約者にお支払いするお金のことです。
	<b>基準利率</b> (きじゅんりりつ)	毎月1日に設定される、年金支払開始日前の毎月の予定利率を計算する際に基準となる利率のことです。
	<b>基本年金額</b> (きほんねんきんがく)	年金を支払う場合に基準となる金額のことで、年金支払開始日の前日における責任準備金額をもとに、年金支払開始日における基礎率などに基づいて定められます。
	<b>契約応当日</b> (けいはくおうとうび)	保険期間中に迎える毎月または毎年の契約日に対応する日のことで、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。
	<b>契約年齢</b> (けいはくねんれい)	契約日における被保険者の年齢のことです。この年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
	<b>契約日</b> (けいはくび)	契約年齢などを定める基準となる日のことです。この保険では当社の責任が開始される日が属する月の翌月1日となります。
	<b>後継年金受取人</b> (こうけいねんきんうけとりにん)	年金支払開始日以後、年金受取人が死亡したときにその年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継する人のことです。
	<b>告知</b> (こくち)	ご契約のお申込みの際に、保険契約者と被保険者に職業などの当社がおたずねする重要なことがらについてありのままに報告していただくことです。この保険では告知は不要です。
さ	<b>失効</b> (しつこう)	保険料払込の猶予期間内に保険料のお払い込みがなく、猶予期間満了日の翌日にご契約の効力が失われることをいいます。
	<b>指定通貨</b> (していつうか)	通貨の種類は、米ドル、豪ドルで、ご契約のお申込みの際に、1つご指定いただきます。この保険における年金のお支払いなどは指定通貨で行います。なお、各種特約を付加することにより、円貨により受け取ることができます。
	<b>死亡給付金</b> (しぼうきゅうふきん)	被保険者が年金支払開始日前に死亡したときに支払われるお金のことです。
	<b>死亡給付金受取人</b> (しぼうきゅうふきんうけとりにん)	死亡給付金を受け取る人のことです。
	<b>主契約</b> (しゅけいやく)	保険契約のうち普通保険約款に記載されている契約内容のことです。
	<b>責任開始期(日)</b> (せきにんかいしき(び))	当社がご契約上の保障を開始する時期を責任開始期、責任開始期の属する日を責任開始日といます。
	<b>責任準備金</b> (せきにんじゅんびきん)	将来の年金および死亡給付金を支払うために積み立てたお金(準備金)のことです。
た	<b>対顧客電信売相場(TTS)</b> (たいこきやくでんしんうりそうば)	お客さまが円貨を外貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。
	<b>対顧客電信買相場(TTB)</b> (たいこきやくでんしんかいそうば)	お客さまが外貨を円貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。
	<b>対顧客電信売買相場仲値(TTM)</b> (たいこきやくでんしんばいまいそうばなかね)	対顧客電信売相場(TTS)と対顧客電信買相場(TTB)の中間の値です。
	<b>特約</b> (とくやく)	主契約と異なる特別なお約束をする目的や主契約の保障内容を充実させるために、主契約に付加するものです。特約のみでは、契約できません。
な	<b>年金</b> (ねんきん)	年金支払開始日以後、年金支払期間中に支払われるお金のことです。
	<b>年金受取人</b> (ねんきんうけとりにん)	年金を受け取る人のことで、保険契約者または被保険者がなります。
	<b>年金現価</b> (ねんきんげんか)	将来の年金をお支払いするのに必要なお金(準備金)のことで、将来の年金額を所定の利率で割り引いて計算します。

	<b>年金原資額</b> (ねんきんげんしがく)	年金の原資のことで、この保険では年金支払開始日の前日における責任準備金額となります。
	<b>年金支払開始日</b> (ねんきんしはらいかいしび)	被保険者の年齢が年金支払開始年齢に到達する年単位の契約応当日のことをいいます。
は	<b>被保険者</b> (ひほけんしゃ)	保険がかけられている人のことで、その人の生死などが保険の対象となります。
	<b>保険期間</b> (ほけんきかん)	当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことです。
	<b>保険契約者</b> (ほけんけいやくしゃ)	当社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利(契約内容の変更の請求権など)および義務(保険料支払義務など)を持つ人のことです。
	<b>保険契約者代理人</b> (ほけんけいやくしゃだいにん)	「保険契約者代理特約」を付加した場合において、保険契約者がご契約に関する手続きを行うことができない特別な事情があるときに、保険契約者の代理人として手続きを行うことができる人のことをいいます。
	<b>保険証券</b> (ほけんしょうけん)	保険契約の締結の際に交付する重要書類で、保険料円貨払込金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。
	<b>保険料</b> (ほけんりょう)	保険契約者からお払い込みいただくお金のことです。
	<b>保険料円貨払込金額</b> (ほけんりょうえんかはらいこみきんがく)	指定通貨建の保険料にかえて円貨でお払い込みいただく一定の金額のことです。
	<b>保険料期間</b> (ほけんりょうきかん)	保険料が充当される期間のことで、月単位の契約応当日(第1回保険料のときは契約日とします。)の属する月の初日から末日までの期間をいいます。
	<b>保険料の払込期月</b> (ほけんりょうのはらいこみきげつ)	毎月の保険料をお払い込みいただく期間のことで、月単位の契約応当日の属する月の初日から末日までの期間をいいます。ただし、第1回保険料の場合は、責任開始日から責任開始日の属する月の翌月末日までをいいます。
	<b>保険料払込期間</b> (ほけんりょうはらいこみきかん)	ご契約のお申込みの際に、保険料を払い込む期間として、保険契約者にご指定いただく期間をいいます。保険期間とは必ずしも一致しません。
	<b>保険料払込の猶予期間</b> (ほけんりょうはらいこみのゆうよきかん)	保険料の払込期月に保険料のお払い込みの都合がつかない場合のために設けている期間のことです。猶予期間内に保険料のお払い込みがない場合には、猶予期間満了日の翌日にご契約は失効します。ただし、契約日からその日を含めて10年以上の期間にわたって保険料が払い込まれている場合には、猶予期間満了日の翌日に当該保険料の払込期月の保険料からお払い込みが停止されたものとして、ご契約を有効に継続させます。
	ま	<b>免責事由</b> (めんせきじゆう)
や	<b>約款</b> (やっかん)	ご契約の締結から消滅までの契約内容を記載したものです。
	<b>予定利率</b> (よていりりつ)	ご契約の責任準備金を積み立てる際に適用する利率のことです。年金支払開始日前における予定利率は、当社が定める基準利率をもとに計算し、毎月更改します。年金支払開始日以後の予定利率は、年金支払開始日における当社が定める利率とします。

# お知らせとお願い

## 生命保険募集人

### 1 保険契約の「媒介」と「代理」

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾すれば保険契約は有効に成立します。

### 2 生命保険募集人の権限

- 当社の保険契約を取り扱う生命保険募集人（当社の社員・募集代理店の担当者）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- また、ご契約の成立後にご契約内容の変更などをする場合にも、原則としてご契約内容の変更などに対する当社の承諾が必要となります。

## ご契約お申込みのお手続きの際の留意点

ご契約お申込みのお手続きに際してご留意いただきたいことがらはずつぎのとおりです。

### 1 お申込み

- お申込内容を十分お確かめのうえ、保険契約者ご自身（被保険者欄は被保険者ご自身）でお手続きください。

### 2 保険料のお払込み

- 第1回保険料円貨払込金額は、当社が定める取扱いにしたがって、お払い込みください。

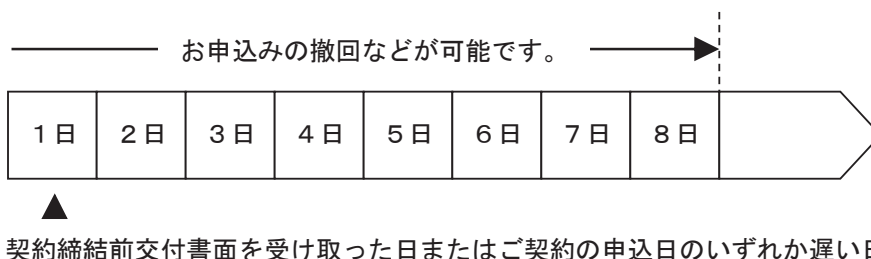
### 3 お申込内容の確認

- ご契約をお引き受けしますと、当社は「保険証券」などをお送りします。お申込みの際の内容と相違していないかどうか、必ずお確かめください。
- 万一、内容が相違していたり、ご不審の点がありましたら、すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。
- 「保険証券」は、契約上の諸手続きにかかせないものですので、大切に保管してください。

## クーリング・オフ制度（お申込みの撤回など）

お申込者または保険契約者（以下「お申込者など」といいます。）は、契約締結前交付書面を受け取った日またはご契約の申込日のいずれか遅い日から起算して8日以内（土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。）であれば、当社への電磁的記録または書面によるお申出によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回など」といいます。）をすることができます。

#### ■イメージ図



### 1 お申出方法

#### (1) 電磁的記録

主たる窓口としている当社ホームページ（<https://www.d-frontier-life.co.jp/>）の「ご契約者向けサービス・お手続き」よりお申し出ください。当社ホームページにてお申し出いただいた場合、お申込みの撤回などは、お手続きの完了画面が表示された時に効力を生じます。

(2) 書面

郵便（はがき、封書（※1））により以下のとおりお申し出ください。お申込みの撤回などは、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます。

※1 個人情報保護の観点から、なるべく封書によりお申し出ください。

●お申出先

〒141-8712

日本郵便株式会社 大崎郵便局 郵便私書箱第26号

第一フロンティア生命保険株式会社 お客さまサービスセンター

●記入事項

- ① お申込みの撤回などをする旨
- ② お申込者などの氏名（自署）・フリガナ
- ③ お申込者などの住所・電話番号
- ④ ご本人名義の返金口座（銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人）
- ⑤（推奨）申込番号または証券番号 ※2
- ⑥（任意）お申込者のEメールアドレス ※3

（記入例）

- ① 私は契約の申込みの撤回を行います。
- ② 第一 太郎 ダイイチ タロウ
- ③ 〒123-4567 ○○県○○市××1-2-3  
TEL ○○-××××-○○○○
- ④ ○○銀行 ○○支店  
普通 1234567 口座名義人 ダイイチ タロウ
- ⑤ 申込番号:12-345-678901-23/証券番号:S1234-56789-01
- ⑥ xxxxx@xxxxx.com

※2 確実・迅速な返金手続きのため、やむを得ない場合を除きご記入ください。

※3 当社からのメールが受信可能なEメールアドレスをご記入ください。ご記入いただいた場合、お手続き状況に関するお知らせを送信します。

**2 返金する金額**

- 既にお払い込みいただいた金額があるときには、お申込者などに全額お返しいたします。

**3 取扱いができない場合**

- つぎの場合には、お申込みの撤回などの取扱いができません。
  - ①ご契約の更新またはご契約の内容変更（保険金額・保険期間の変更、特約の中途付加など）の場合
  - ②債務履行の担保のための保険契約である場合

**4 その他**

- 当社は、お申込みの撤回などに関して、損害賠償または違約金その他金銭の支払いを請求しません。
- お申込みの撤回などの時点において死亡給付金の支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回などの効力は生じません。ただし、お申込者などが死亡給付金の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

**元本欠損が生じる場合**

- お払い込みいただいた保険料のうち一部は、ご契約の締結・維持などに必要な費用や死亡給付金を支払うための費用にあてられます。したがって、ご契約後短期間で解約した場合の解約返還金額は、お払い込みいただいた保険料の累計額を大きく下回り、損失が生じるおそれがあります。
  - この保険には為替リスクがあり、為替相場の変動により、お支払時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額などがお払い込みいただいた保険料円貨払込金額の累計額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- \* 為替リスクについてはP13をご参照ください。

**現在のご契約の解約、減額を前提として新たな保険契約へのお申込みを検討しているお客さまへ**

- ご契約中の保険契約について解約、減額などの契約内容変更をするときには、一般的につぎのような場合、保険契約者にとって不利益となることがあります。
- ご契約中の保険契約の解約返還金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約したときの解約返還金は、まったくないか、あってもごくわずかです。なお、解約返還金の計算は、個々のご加入生命保険会社・ご契約内容により異なります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
  - ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、保険金、給付金などが支払われないことがあります。
  - ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す（復旧する）取扱いに制限を受けることがあります。

# 商品のしくみ

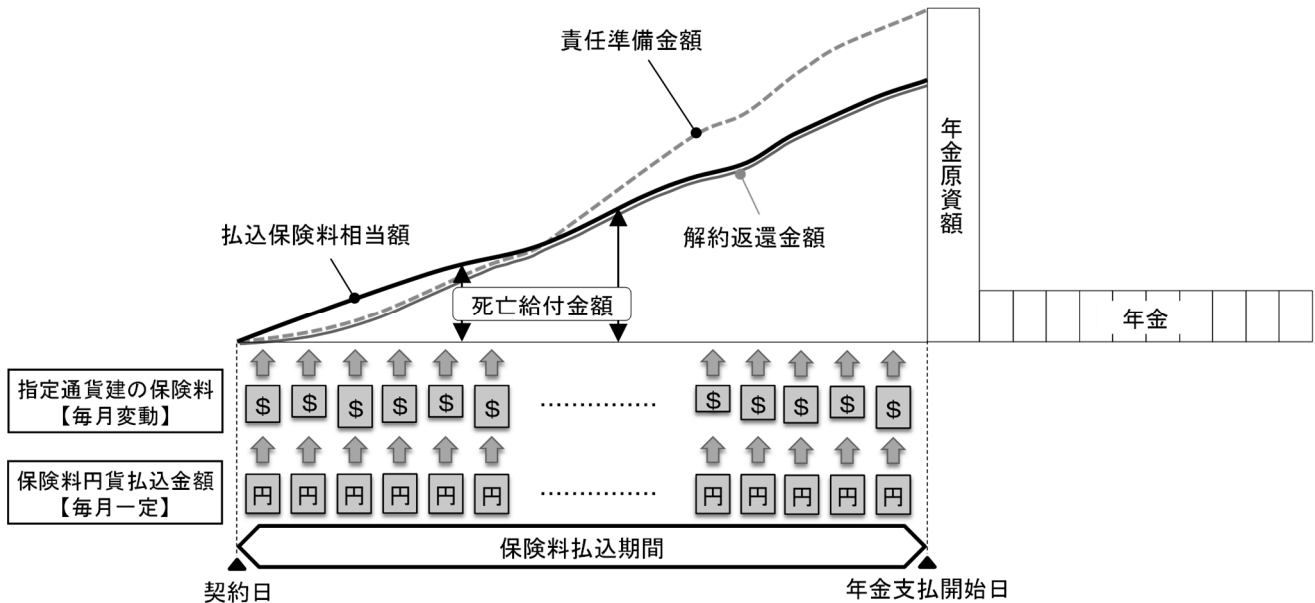
## 商品の特徴

この保険は、毎月円貨で一定の金額を払い込み、通貨ごとに金利情勢に応じて予定利率を毎月更改するしくみの外貨建の個人年金保険です。



・この商品は生命保険であり、預金または投資信託などではありません。

■商品のイメージ図（保険料払込期間満了日の翌日が年金支払開始日の場合）



### 1 毎月円貨で一定の金額を払い込む、外貨建の個人年金保険です

- この保険は、死亡給付金額を払込保険料相当額とすることで、年金原資額を大きくするしくみの保険料平準払方式の外貨建の個人年金保険です。ご自身のライフプランにあわせて、保険料払込期間、年金支払開始年齢、年金の種類等を指定することができるほか、ライフプランの変化に応じて、保険料払込の停止・再開や保険料円貨払込金額の減額・増額のしくみにより、安定した長期的な資産形成を行うことができます。【詳細はP25をご参照ください】
- 通貨の種類は、米ドル、豪ドルで、ご契約のお申込みの際に、1つご指定いただきます。年金のお支払いなどは指定された通貨（以下「指定通貨」といいます。）で行います。（※1）（※2）
  - ※1 「年金の円貨支払特約（支払ごと円貨換算型）」または「円貨支払特約」を付加することにより、年金や死亡給付金などを円貨により受け取ることができます。【詳細はP14～15をご参照ください】また、年金などを外貨でお受け取りになる場合には、外貨で受領できる口座をお客さまにご用意いただく必要があります。なお、外貨でのお受け取りは円貨でのお受け取りに比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがあります。
  - ※2 金利情勢などによっては、取り扱わない通貨の種類があります。
- この保険には「保険料円貨払込特約（平準払用）」（「保険料円貨払込金額を固定する場合の特則」を適用）が付加されているため、毎月の保険料を払い込む際に、一定額の保険料円貨払込金額をお払い込みいただきます。
- お払い込みいただいた保険料円貨払込金額については、第1回保険料円貨払込金額は契約日が属する月の前月末日、第2回以後の保険料円貨払込金額は各保険料の払込期月の前月末日における当社所定の為替レートを用いて指定通貨に換算し、保険料に充当します。【詳細はP14をご参照ください】
- 「個人年金保険料税制適格特約」を付加することにより、お払い込みいただく保険料円貨払込金額は個人年金保険料控除の対象となり、所得税・住民税が軽減されます。この特約を付加するためには、所定の条件をすべて満たす必要があります。【詳細はP15をご参照ください】



・為替相場の変動により、保険料円貨払込金額を指定通貨に換算した保険料は毎月変動します。  
\* 為替リスクについてはP13をご参照ください。

## 2 予定利率について

- この保険では、年金支払開始日前において、毎月払い込まれた保険料をもとに、通貨ごとに金利情勢に応じて毎月当社が定める基準利率をもとに計算される予定利率を適用し、責任準備金(※3)を積み立てます。なお、予定利率は保険料に対する実質的な利回りとは異なります。
- ※3 責任準備金とは、将来の年金および死亡給付金を支払うために、保険料の中から積み立てるお金(準備金)のことです。
- 年金支払開始日前における予定利率は、当社が通貨ごとに定める基準利率をもとに計算し、毎月更改します。
- 基準利率は、通貨に応じた指標金利に基づき、契約日および月単位の契約応当日の前月1日に設定されます。【詳細はP11をご参照ください】
- 年金支払開始日前における予定利率は、ご契約の締結の際に当社が定める最低保証予定利率(経過年数が30年以下の場合は1.20%、30年超の場合は0.50%)を下回りません。
- 年金支払開始日以後の予定利率は、年金支払開始日における当社が定める利率とします。



・年金支払開始日前における予定利率は、月単位の契約応当日ごとに更改されるため、毎月変動します。

## 3 年金額について

- 年金額は、年金支払開始日に基本年金額をもとに定められます。
- \* 基本年金額は、年金支払開始日の前日における責任準備金額をもとに、年金支払開始日における基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて定められます。(年金支払開始日における被保険者の満年齢をもとに計算します。)
- 年金支払開始日は、被保険者の年齢が年金支払開始年齢に到達する年単位の契約応当日となります。



・年金額は、ご契約時に定まるものではありません。年金額は、年金支払開始日に基本年金額をもとに定められるので、年金支払開始日まで確定しません。

・為替相場の変動により、お支払時の為替レートで円貨に換算した年金原資額が、ご契約時の為替レートで円貨に換算した年金原資額を下回る場合や、お払い込みいただいた保険料円貨払込金額を下回り損失が生じる場合があります。

## 4 死亡給付金額について

- 年金支払開始日前に被保険者が死亡した場合には、払込保険料相当額(※4)を死亡給付金としてお支払いします。(※5)
- ※4 契約日から被保険者の死亡日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日までの各払込期月における保険料円貨払込金額を指定通貨に換算した保険料の累計額とします。
- ※5 未払込保険料がある場合は、死亡給付金額から未払込保険料を差し引いてお支払いします。



・為替相場の変動により、お支払時の為替レートで円貨に換算した死亡給付金額が、ご契約時の為替レートで円貨に換算した死亡給付金額を下回る場合や、お払い込みいただいた保険料円貨払込金額の累計額を下回り損失が生じる場合があります。

## 5 解約返還金額について

- この保険では、年金支払開始日前にご契約を解約した場合の解約返還金額などは、責任準備金額と同額となります。ただし、払込保険料相当額(※6)を限度とします。(※7)
- ※6 解約した日の直前の月単位の契約応当日(解約した日が契約応当日のときは、その契約応当日)の前日までの各払込期月における保険料円貨払込金額を指定通貨に換算した保険料の累計額とします。
- ※7 未払込保険料がある場合は、解約返還金額から未払込保険料を差し引いてお支払いします。



・お払い込みいただいた保険料のうち一部は、ご契約の締結・維持などに必要な費用や死亡給付金を支払うための費用にあてられます。したがって、ご契約後短期間で解約した場合の解約返還金額は、お払い込みいただいた保険料の累計額を大きく下回り、損失が生じるおそれがあります。

・この保険には為替リスクがあり、為替相場の変動により、お支払時の為替レートで円貨に換算した解約返還金額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した解約返還金額などを下回る場合や、お払い込みいただいた保険料円貨払込金額の累計額を下回り損失が生じる場合があります。

\* 為替リスクについてはP13をご参照ください。

## 6 その他

- この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません。
- この保険には、契約者貸付制度および保険料自動貸付制度はありません。

## 予定利率

- 年金支払開始日前において、契約日および契約日後の毎月の月単位の契約応当日における予定利率は、毎月当社が定める基準利率をもとに計算されます。
- 基準利率は、通貨の種類に応じて設定するものとし、契約日および月単位の契約応当日における基準利率は、つぎのとおり定めます。

米ドル	契約日および月単位の契約応当日の前月1日（以下「当社が基準利率を設定する日」といいます。）の3営業日前の前日における直前3日（当社が指標金利を取得する3日に限ります。）の指標金利の平均値に最大1.0%（※）を加えた率を上限とし、最大1.5%（※）を減じた率を下限とする範囲内で定めた利率
豪ドル	当社が基準利率を設定する日の3営業日前の日における直前3日（当社が指標金利を取得する3日に限ります。）の指標金利の平均値に最大1.5%（※）を加えた率を上限とし、最大1.0%（※）を減じた率を下限とする範囲内で定めた利率

※ 指標金利と実際の運用資産との金利差および基準利率の計算日から実際の運用開始までの金利リスクなどを考慮して、上限および下限を定めています。

- 指標金利は、つぎの利回りとします。

通貨の種類	指標金利
米ドル	加重平均インデックス利回り（対象年限10年）
豪ドル	豪ドル10年金利スワップレート

\* 加重平均インデックス利回りについては、普通保険約款の備考（別表2）「加重平均インデックス利回り」（P60）をご参照ください。

\* 豪ドル金利スワップレートは「豪ドル金利スワップレート（固定受け、変動払い（BBSW）」）です。使用する金利スワップレートは、将来変更となることがあります。

- 契約日における予定利率は、契約日における基準利率と同一とします。年金支払開始日前の毎月の月単位の契約応当日における予定利率は、契約日からその月単位の契約応当日までの各基準利率を平均した利率となります。

\* 保険料払込の停止・再開や保険料円貨払込金額の減額・増額をした場合、予定利率は、各基準利率を契約日およびその月単位の契約応当日の属する月に対応する保険料円貨払込金額で加重平均した利率となります。

- 年金支払開始日前における予定利率は、月単位の契約応当日ごとに毎月更改し、契約日およびその月単位の契約応当日から直後に迎える月単位の契約応当日の前日まで責任準備金全体に適用します。なお、予定利率は保険料に対する実質的な利回りとは異なります。

- 年金支払開始日前における予定利率は、ご契約の締結の際に当社が定める最低保証予定利率（経過年数が30年以下の場合は1.20%、30年超の場合は0.50%）を下回りません。

### ■ 毎月の予定利率の計算例（毎月の保険料円貨払込金額の減額・増額などがない場合）

基準利率	4月	5月	6月	7月
	A 2.50%	B 3.00%	C 3.50%	D 2.50%

		契約日が左記の場合の各ご契約に適用される毎月の予定利率			
契約日	4月1日	2.50% A	2.75% (A+B) ÷ 2	3.00% (A+B+C) ÷ 3	2.88% (A+B+C+D) ÷ 4
	5月1日	—	3.00% B	3.25% (B+C) ÷ 2	3.00% (B+C+D) ÷ 3
	6月1日	—	—	3.50% C	3.00% (C+D) ÷ 2
	7月1日	—	—	—	2.50% D

\* 各基準利率を平均した予定利率は、小数第3位を四捨五入します。

【契約日から月単位の契約応当日までの期間が120か月を超える場合】

- 契約日からの期間が120か月を超えた場合、契約日および月単位の契約応当日における基準利率を、契約日またはその月単位の契約応当日の120か月後の月単位の契約応当日における基準利率に置き換えたうえで、毎月の月単位の契約応当日における予定利率を計算します。この基準利率の変更は、契約日または月単位の契約応当日に対し120か月の整数倍後の月単位の契約応当日を迎えるごとに行います。

■ 契約日から月単位の契約応当日までの期間が120か月を超える場合の予定利率の計算イメージ

(毎月の保険料円貨払込金額の減額・増額などがない場合)

契約日から の経過	基準利率							予定利率
	X年4月	X年5月	X年6月	...	X+10年3月	X+10年4月	X+10年5月	
120か月目	A	B	C	...	Z	—	—	$(A+B+C\cdots+Z) \div 120$
121か月目	A'	B	C	...	Z	A'	—	$(2A'+B+C\cdots+Z) \div 121$
122か月目	A'	B'	C	...	Z	A'	B'	$(2A'+2B'+C\cdots+Z) \div 122$

予定利率の計算上、置き換えます。

- 年金支払開始日以後の予定利率は、年金支払開始日における当社が定める利率とします。
- 基準利率は、当社ホームページ (<https://www.d-frontier-life.co.jp/>) の閲覧またはお客さまサービスセンターへの照会により、ご確認ください。
- 当社は、P11に定める指標金利の利回りが算出されなくなったときや長期間にわたってこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど、将来の運用情勢の変化によって同利回りを指標金利として用いることが適切でない特別な事情が生じた場合には、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することがあります。この場合、当社は、指標金利を変更する日の2か月前までにその旨を保険契約者に通知します。

## 為替リスク

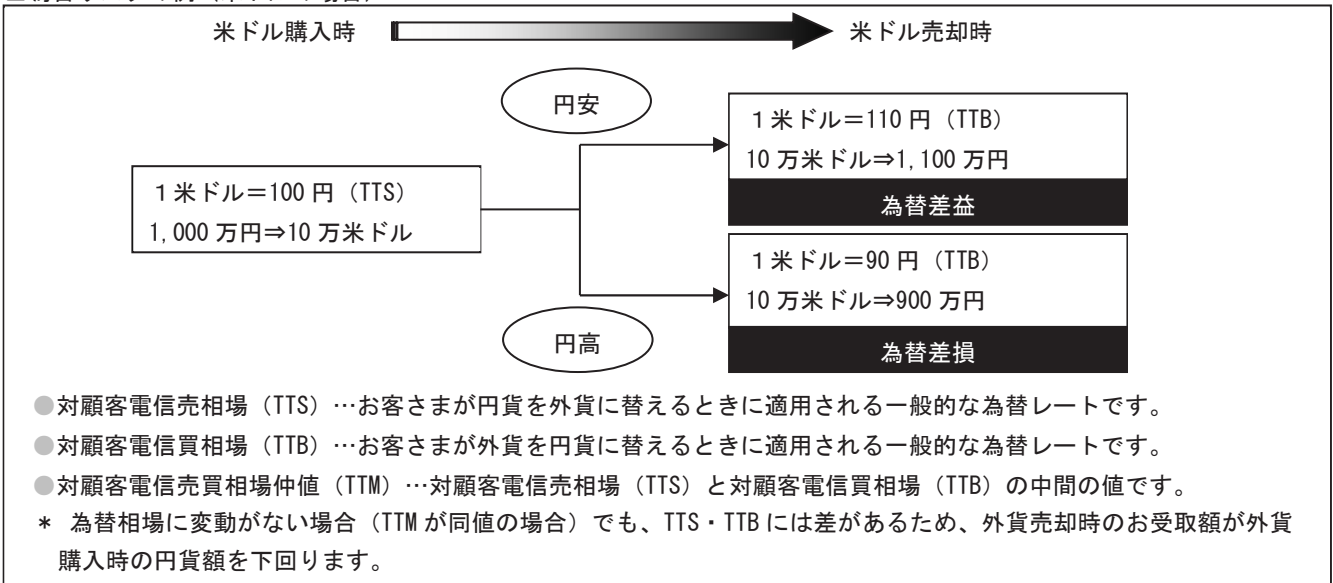
- 為替相場の変動による価格変動リスクを為替リスクといいます。
- この保険は外貨建ですので、為替相場の変動による影響を受けます。



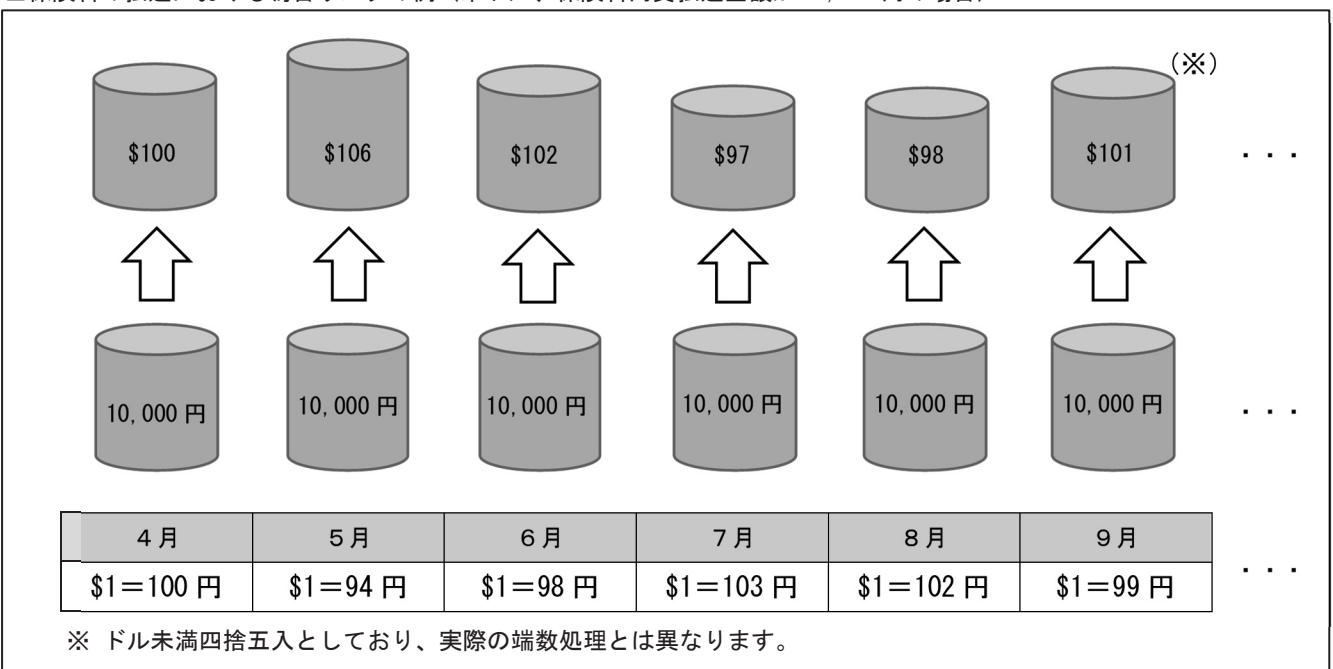
- ・ この保険には、「保険料円貨払込特約（平準払用）」（「保険料円貨払込金額を固定する場合の特則」を適用）が付加されており、毎月一定額の保険料円貨払込金額を指定通貨に換算して保険料に充当するため、為替相場の変動により、指定通貨建の保険料は毎月変動します。
- ・ 為替相場の変動により、お支払時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額などを下回る場合や、お払い込みいただいた保険料円貨払込金額の累計額を下回り損失が生じる場合があります。

- この保険にかかる為替リスクは、保険契約者、年金受取人または死亡給付金受取人に帰属します。

### ■ 為替リスクの例（米ドルの場合）



### ■ 保険料の払込における為替リスクの例（米ドル、保険料円貨払込金額が 10,000 円の場合）



## 保険料円貨払込特約（平準払用）

◆この保険には、必ず保険料円貨払込特約（平準払用）（「保険料円貨払込金額を固定する場合の特則」を適用）を付加していただきます。

この特約を付加し、「保険料円貨払込金額を固定する場合の特則」を適用することにより、毎月一定額の保険料円貨払込金額をお払い込みいただき、その金額を指定通貨に換算して保険料に充当することができます。

●保険料円貨払込金額の指定通貨建の保険料への換算に適用する為替レートは、つぎの換算基準日における当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（※1）を上限とする当社所定の為替レート（※2）となります。

対象	換算基準日（※3）
第1回保険料（第1回保険料円貨払込金額）	契約日が属する月の前月末日
第2回以後の保険料（第2回以後の保険料円貨払込金額）	各保険料の払込期月の前月末日

※1 1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

※2 「TTM+50 銭」とします。（2026年4月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

※3 その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直前のその金融機関の営業日とします。



・為替相場の変動により、保険料円貨払込金額を指定通貨に換算した保険料は、毎月変動します。

●この特約のみの解約は取り扱いません。

●この特約を付加した場合、ご契約が失効したときは、保険料払込の猶予期間満了日の翌日に解約があったものとしたときに支払われる金額と同額の返還金を、ご契約が失効した日（※4）における当社所定の為替レート（※5）を用いて円貨に換算して支払います。【詳細はP24、27をご参照ください】

※4 その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※5 当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）を下限とする当社所定の為替レート（※6）となります。1日のうちに対顧客電信買相場（TTB）の公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

※6 「TTM-50 銭」とします。（2026年4月現在の数値であり、将来変更することがあります。）



・ご契約が失効した場合の返還金は、ご契約が失効した日における当社所定の為替レートを用いて円貨に換算して支払います。

## 年金の円貨支払特約（支払ごと円貨換算型）

この特約を付加することにより、主契約の毎年の年金を円貨により受け取ることができます。

●この特約は、保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）からのお申出により付加できます。

●外貨建の年金の円貨への換算に適用する為替レートは、年金支払日（※1）における当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（※2）を下限とする当社所定の為替レート（※3）となります。

※1 その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※2 1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

※3 「TTM-50 銭」とします。（2026年4月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

●この特約を解約した場合、指定通貨によるお受取りとなります。



・年金を毎年の年金支払日における当社所定の為替レートで円貨に換算します。したがって、為替相場の変動による影響があることから、円貨での受取額は変動します。

## 円貨支払特約

この特約を付加することにより、主契約の死亡給付金などを円貨により受け取ることができます。

- この特約は、死亡給付金などのご請求の際に、死亡給付金受取人などからのお申出により付加できます。
- 外貨建の死亡給付金などの円貨への換算に適用する為替レートは、下表の円貨に換算する日における当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（※1）を下限とする当社所定の為替レート（※2）となります。

※1 1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

※2 「TTM-50 銭」とします。（2026年4月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

■お申出いただく方および円貨に換算する日は、項目ごとにつきのとおりとなります。

項目	お申出いただく方	円貨に換算する日
①年金原資額の一時支払	年金受取人	年金支払開始日または請求に必要な書類がお客さまサービスセンターに到着した日のいずれか遅い日（※3）
②年金の一括払時の支払金	年金受取人	請求に必要な書類がお客さまサービスセンターに到着した日（※3）
③死亡給付金	死亡給付金受取人	
④解約返還金	保険契約者	返還金を当社が支払う日
⑤その他の返還金	保険契約者	

※3 その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

## 個人年金保険料税制適格特約

この特約を付加することにより、お払い込みいただく保険料円貨払込金額について、個人年金保険料控除の適用を受けることができます。

- この特約は、保険契約者からのお申出により付加できます。
- この特約を付加するためには、つぎの条件をすべて満たす必要があります。
  - (1) 年金受取人は保険契約者またはその配偶者のいずれかであること
  - (2) 年金受取人は被保険者と同一人であること
  - (3) 保険料払込期間は10年以上であること
  - (4) 年金の種類が確定年金の場合、年金支払開始日における被保険者の年齢は60歳以上で、かつ、年金支払期間は10年以上であること
- この特約を付加した場合のご契約の取扱いは、つぎのとおりとなります。
  - ・上記(3)および(4)の条件を満たさない契約内容への変更は取り扱いません。
  - ・年金受取人の変更は取り扱いません。
  - ・保険料払込の停止および保険料払込の自動停止は、契約日からその日を含めて10年以上の期間にわたって保険料が払い込まれ有効に継続している場合を除き、取り扱いません。
- 保険契約者の変更により、上記(1)の条件を満たさなくなった場合には、この特約は消滅し、以後、個人年金保険料控除の対象として、所得控除の適用を受けることができません。
- この特約を付加しない場合、所定の条件を満たすときには、お払い込みいただく保険料円貨払込金額は一般の生命保険料控除の対象となります。
- この特約のみの解約は取り扱いません。



- ・個人年金保険料控除の適用を受けるためには、「個人年金保険料税制適格特約」を付加することが必要です。
- ・保険料の払込の停止期間が連続して12か月以上となる場合は、特約が消滅します。この場合、所定の条件を満たすときには、以後の保険料円貨払込金額は一般の生命保険料控除の対象となります。

「年金の円貨支払特約（支払ごと円貨換算型）」、「円貨支払特約」および「個人年金保険料税制適格特約」については、2026年4月現在のお取扱いをご説明しており、将来変更することがあります。ご契約後に特約の付加を検討される場合やご契約後の特約のお取扱いについては、お客さまサービスセンターにご連絡ください。

## 保険契約者代理特約

この特約を付加することにより、保険契約者（年金支払に移行後は、年金の受取人とします。以下同じ。）が被保険者の同意（被保険者の死亡後はこれを要しません。以下同じ。）および当社の承諾を得てあらかじめ指定した保険契約者代理人が、保険契約者がご契約に関する手続きを行うことができない特別な事情があるときに、保険契約者に代わって手続きを行うことができます。

### 1 代理手続きができる場合

- 保険契約者がつぎのいずれかに該当する場合には、あらかじめ指定した保険契約者代理人が、保険契約者に代わってご契約に関する手続きを行うことができます。

- |  |
|--|
| (1) 認知症などにより手続きを行う意思表示が困難であると当社が認めた場合<br>(2) (1)に準じる状態であると当社が認めた場合 |
|--|

### 2 代理手続きの対象となる手続き

- 保険契約者代理人は、保険契約の解約等、保険契約者が行うことができる手続きを代理することができます。(※)ただし、つぎの手続きは代理手続きの対象外です。

- ・ 保険契約者の変更
- ・ 保険金等の受取人の変更
- ・ 保険契約者代理人の変更

※ 保険契約者と保険金等の受取人が同一人の場合、保険金等の受取人が行うことができる請求手続きも代理することができます。

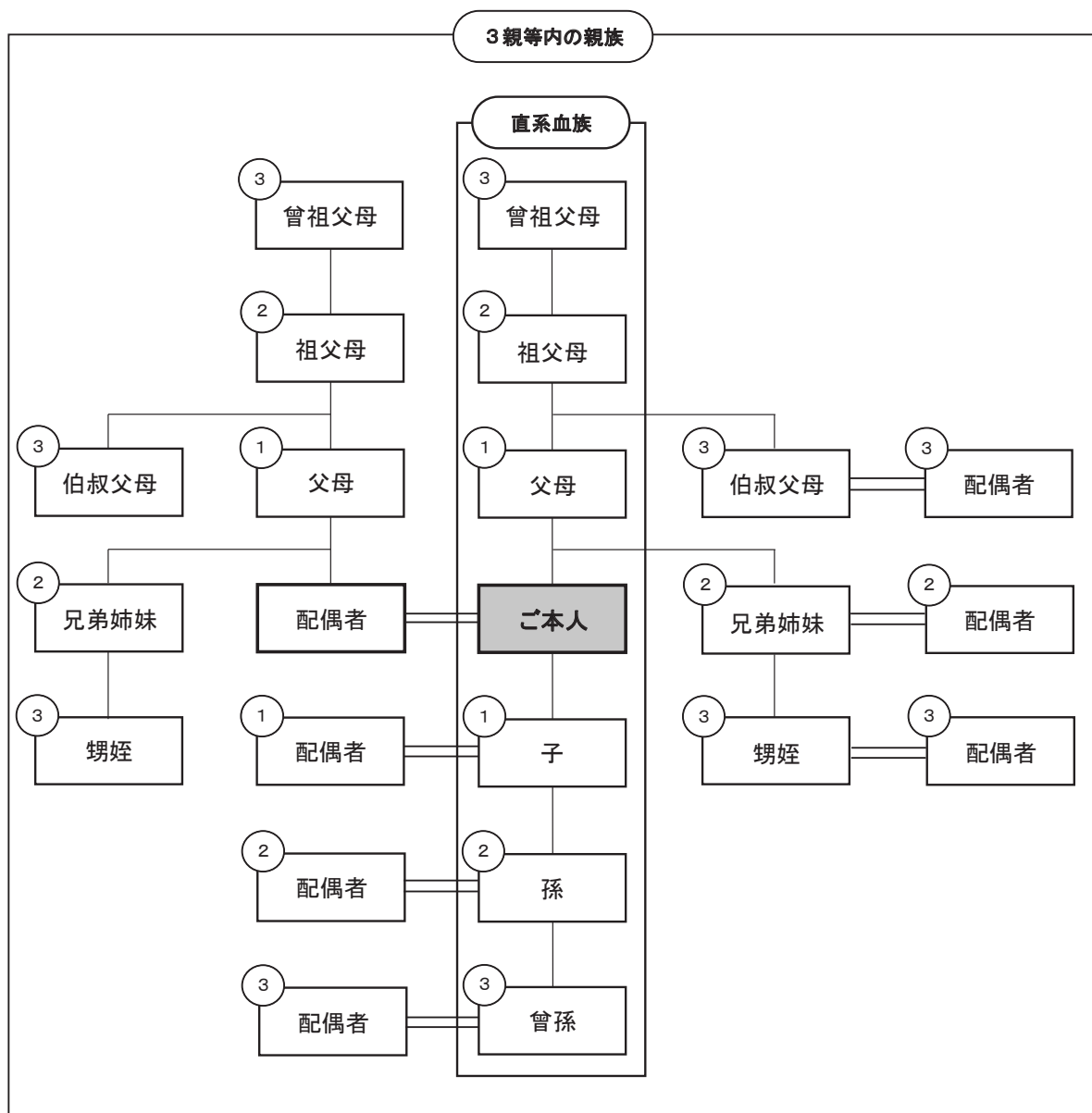
### 3 保険契約者代理人について

- 保険契約者代理人は、保険契約者が被保険者の同意および当社の承諾を得て、あらかじめご指定いただいた方となります。ただし、手続時において、つぎのいずれかに該当することが必要です。

- |   |
|---|
| (1) 保険契約者の戸籍上の配偶者<br>(2) 保険契約者の直系血族<br>(3) 保険契約者の3親等内の親族<br>(4) 保険契約者と同居または生計を一にしている方<br>(5) 保険契約者の財産管理を行っている方<br>(6) 被保険者<br>(7) 保険金等の受取人<br>(8) その他(4)～(7)と同等の関係がある方<br>* (4)～(8)は当社が認めた方に限ります。 |
|---|

- 保険契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、保険契約者代理人を変更することができます。この場合も、手続時において、上記の範囲内に該当することが必要です。

■戸籍上の配偶者、直系血族および3親等内の親族



●故意に保険金等の支払事由を生じさせた者または故意に保険契約者をご契約に関する手続きができない状態に該当させた者は、代理手続きを行うことはできません。



- ・保険契約者が法人である場合は、この特約の付加はできません。
- ・保険契約者代理人からの申出に基づいて代理手続きを行った場合、当社から保険契約者にその旨のご連絡はいたしません。したがって、代理手続きの内容について保険契約者代理人しか了知しない状況で、以後の契約内容が変わることや、ご契約が消滅することがあります。
- ・代理手続きにより保険金などの諸支払金をお支払いした場合には、その後同一の諸支払金の請求を受けても、重複してお支払いはしません。

◆ お願い

もしものときに保険契約者代理人が保険契約者の意向に沿った手続きができるように、保険契約者代理人を指定されるときや変更されるときには、保険契約者代理人になられる方へ、事前にご契約内容および保険契約者代理人が代理できる手続きの内容等についてお伝えください。

# 死亡給付金および年金のお支払い

## 死亡給付金のお支払い

この保険における死亡給付金のお支払事由、お支払額および受取人はつぎのとおりです。

	お支払事由	お支払額	受取人
死亡給付金	被保険者が年金支払開始日前に死亡したとき	被保険者が死亡した時の払込保険料相当額(※1)(※2)	死亡給付金受取人

※1 契約日から被保険者の死亡日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日までの各払込期月における保険料円貨払込金額を指定通貨に換算した保険料の累計額とします。

※2 被保険者の死亡日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日までの保険料期間について未払込保険料がある場合は、未払込保険料を差し引きます。

- 責任開始日から契約日の前日までの間に死亡給付金の支払事由が発生した場合は、死亡給付金額は第1回保険料円貨払込金額と同額とします。なお、第1回保険料円貨払込金額が払い込まれていない場合は、死亡給付金額から差し引きます。(金銭のお支払いはありません。)

## 年金のお支払い

この保険における年金のお支払事由、お支払額および受取人はつぎのとおりです。

	お支払事由	お支払額	受取人
確定年金	被保険者が年金支払期間中の毎年の年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人
	被保険者が年金支払開始日から年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までに死亡したとき	残余年金支払期間の未払年金の現価(※1)	年金受取人(ただし年金受取人が被保険者のときは後継年金受取人(※2))
	年金受取人が年金支払開始日から年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までに一括払を請求したとき	残余年金支払期間の未払年金の現価	年金受取人
10年保証期間付 終身年金	被保険者が毎年の年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人
	被保険者が年金支払開始日から保証期間中の最後の年金支払日の前日までに死亡したとき	残余保証期間の未払年金の現価(※1)	年金受取人(ただし年金受取人が被保険者のときは後継年金受取人(※2))
	年金受取人が年金支払開始日から保証期間中の最後の年金支払日の前日までに一括払を請求したとき(※3)	残余保証期間の未払年金の現価	年金受取人

※1 未払年金の現価のお支払いにかえて、残余年金支払期間(10年保証期間付終身年金の場合は残余保証期間)分の年金を継続して受け取ることもできます。

※2 保険契約者は、年金支払開始日以後に年金受取人が死亡した場合に新たに年金受取人となる方(後継年金受取人)をあらかじめ指定することができます。年金支払開始日以後に年金受取人が死亡した場合で、後継年金受取人の指定がないときは、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります。

※3 保証期間経過後、被保険者が生存している場合には生涯にわたって年金をお支払いします。

### 1 年金のお支払い

- 年金支払開始日以後、被保険者が年金支払日に生存しているときには、年金を年金受取人にお支払いします。
- 年金の種類は、「5 年金の種類」の中からお選びいただけます。また、年金支払開始日前に限り、当社所定の基準を満たす場合には、年金の種類(確定年金の場合は年金の種類および年金の型)を変更することができます。

### 2 年金支払開始日における年金原資額の一時支払

- 年金支払開始日に被保険者が生存している場合に限り、年金(第1回の年金を含みます。)のお支払いにかえて、年金原資額の一時支払を選択することができます。この場合、年金原資額を年金受取人にお支払いし、保険契約はそのお支払いを行ったときに消滅します。

### 3 年金額

- 年金額は、年金の種類および年金の型に応じてつぎの金額とします。

年金の種類	年金の型	年金額
確定年金	定額型	基本年金額
	前厚型	第1回の年金は基本年金額の2倍の額 第2回以後の年金は基本年金額
10年保証期間付終身年金	—	基本年金額

- \* 基本年金額は、年金支払開始日の前日における責任準備金額をもとに、年金支払開始日における基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいて定められます。（年金支払開始日における被保険者の満年齢をもとに計算します。）



- ・年金額は、ご契約時に定まるものではありません。年金額は、年金支払開始日に基本年金額をもとに定められるので、年金支払開始日まで確定しません。
- ・為替相場の変動により、お支払時の為替レートで円貨に換算した年金原資額が、ご契約時の為替レートで円貨に換算した年金原資額を下回る場合や、お払い込みいただいた保険料円貨払込金額を下回り損失が生じる場合があります。

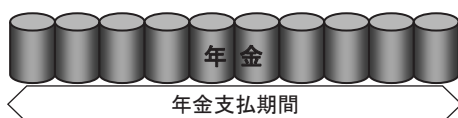
### 4 年金のお支払いを行わない場合について



- ・基本年金額が当社所定の金額（指定通貨に応じて、1,200 米ドル、1,200 豪ドル。）に満たない場合（年金の種類が確定年金で年金支払期間が3年の場合を除きます。）および年金の種類が確定年金で年金支払期間中に支払われるべき年金の合計額が年金原資額に満たない場合は、年金のお支払いを行いません。この場合、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金原資額を保険契約者にお支払いします。
- ・年金の種類が10年保証期間付終身年金の場合、年金支払開始日における基本年金額が、同一の被保険者について、この保険の既契約およびその他の年金保険（年金の種類が確定年金または確定年金（支払額指定型）である場合を除きます。）の年金額などを通算して3,000万円（外貨建て年金を支払う場合、当社所定の為替レートで円貨に換算します。）をこえることとなるときは、そのこえる部分については年金のお支払いを行わず、年金原資額のうちそのこえる部分に対応する金額を、保険契約者にお支払いします。

### 5 年金の種類

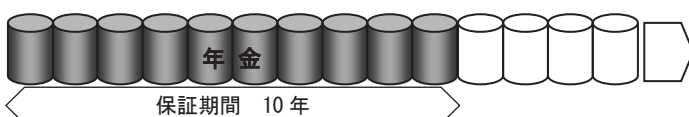
#### ○確定年金



- \* 年金支払期間10年、定額型の場合の例

- あらかじめ定めた一定期間、年金をお支払いします。年金支払期間は3年、5年、10年、15年から選択いただけます。
- 定額型と前厚型の2つの年金の型があり、ご契約のお申込みの際に、いずれかをご指定いただけます。
- 年金支払期間中に被保険者が死亡した場合、残りの年金支払期間の未払年金現価をお支払いします。この場合、未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます。

#### ○10年保証期間付終身年金



- 被保険者が生存している限り、生涯にわたって年金をお支払いします。
- 保証期間中に被保険者が死亡した場合、残りの保証期間の未払年金現価をお支払いします。この場合、未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます。

## 死亡給付金および年金をお支払いできない場合

つぎの①～⑥のいずれかに該当する場合、死亡給付金および年金をお支払いできません。また、死亡給付金および年金のお支払いのご請求に際して、事実の確認をさせていただくことがあります。

	免責・消滅事由	左記の場合の返還金の取扱い	
		金額	返還先
免責となる場合	①保険契約者の故意により被保険者が死亡したとき (保険契約者と被保険者が同一の場合で被保険者が自殺したときを除きます。)	被保険者が死亡した時の解約返還金と同額(※1)	保険契約者
	②死亡給付金受取人の故意により被保険者が死亡したとき(死亡給付金受取人と被保険者が同一の場合で被保険者が自殺したときおよび①のときを除きます。)	被保険者が死亡した時の責任準備金額(※2)(※3)(※4)	保険契約者
	③戦争その他の変乱により被保険者が死亡したとき	被保険者が死亡した時の責任準備金額(※2)(※3)(※5)	保険契約者
ご契約が消滅する場合	④重大事由によりご契約が解除されたとき	解除の通知を発信した日の解約返還金と同額。ただし、被保険者死亡のときは死亡した日の解約返還金と同額。(※6) また、年金支払開始日以後は年金の一括払に準じた金額。	保険契約者 (年金支払開始日以後は年金受取人)
	⑤ご契約の締結に際し詐欺があったため、当社がご契約を取り消したとき	なし(保険料の払戻しはありません。)	なし
	⑥死亡給付金の不法取得目的をもって締結されたものとして、ご契約が無効になったとき	なし(保険料の払戻しはありません。)	なし

※1 被保険者の死亡日の直前の月単位の契約応当日(被保険者が死亡した日が契約応当日のときは、その契約応当日)の前日までの保険料期間について未払込保険料がある場合は、未払込保険料を差し引きます。

※2 被保険者が死亡した時の責任準備金額が死亡給付金額をこえるときは、死亡給付金額を限度とします。

※3 被保険者の死亡日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日までの保険料期間について未払込保険料がある場合は、未払込保険料を差し引きます。

※4 死亡給付金の一部の受取人の故意によるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡給付金受取人にお支払いします。この場合、ご契約のうち支払われない部分については、その部分の責任準備金額(※2)(※3)を保険契約者にお支払いします。

※5 該当する被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ない場合には、その程度に応じ、死亡給付金の全額もしくは一部をお支払いすることがあります。(この場合の支払額は、被保険者が死亡した時の責任準備金額(※2)(※3)を下回ることはありません。)

※6 解除の通知を発信した日(被保険者死亡のときは死亡した日とします。以下同じ。)の直前の月単位の契約応当日(解除の通知を発信した日が契約応当日のときは、その契約応当日)の前日までの保険料期間について未払込保険料がある場合は、未払込保険料を差し引きます。

- 責任開始日から契約日の前日までの間に死亡給付金の支払事由が発生した場合で、免責事由に該当したことにより死亡給付金が支払われないときは、お支払いする金額は第1回保険料円貨払込金額と同額とします。なお、第1回保険料円貨払込金額が払い込まれていない場合は、お支払いする金額から差し引きます。死亡給付金の一部の受取人の故意により死亡給付金の支払事由が発生したときは、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡給付金受取人にお支払いします。この場合、ご契約のうち支払われない部分については、その部分の第1回保険料円貨払込金額を保険契約者にお支払いします。

■重大事由とはつぎの場合をいいます。(免責・消滅事由④の内容)

- (1) 保険契約者または死亡給付金受取人がご契約の死亡給付金を詐取する目的または第三者に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
- (2) このご契約の死亡給付金の請求に関し、死亡給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
- (3) 保険契約者、被保険者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人が反社会的勢力(※7)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(※8)を有していると認められるとき

※7 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

※8 反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、保険契約者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配または実質的な関与があることもいいます。

- (4) (1)～(3)のほか、当社の保険契約者、被保険者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由がある場合

\* 上記に定める事由が生じた後に、年金または死亡給付金のお支払事由が生じていたときは、当社は年金または死亡給付金をお支払いしません。(3)の事由にのみ該当した場合で、該当した者が複数の受取人のうち一部のみであったときに限り、年金または死亡給付金のうち、(3)に該当した一部の受取人にお支払いすることとなっていた年金または死亡給付金を除いた額を、他の受取人にお支払いします。この場合、ご契約のうち支払われない部分については、その部分の解約返還金と同額の返還金(被保険者の死亡日の直前の月単位の契約応当日(被保険者が死亡した日が契約応当日のときは、その契約応当日)の前日までの保険料期間について未払込保険料がある場合は、その未払込保険料を差し引いた金額とします。また、年金支払開始日以後は年金の一括払に準じた金額とします。)を保険契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)にお支払いします。また、すでに年金または死亡給付金をお支払いしていたときは、その返還を請求しません。

## ご契約に際して

### 告知

この保険のご契約に際しては、保険契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

### ご契約内容などの確認

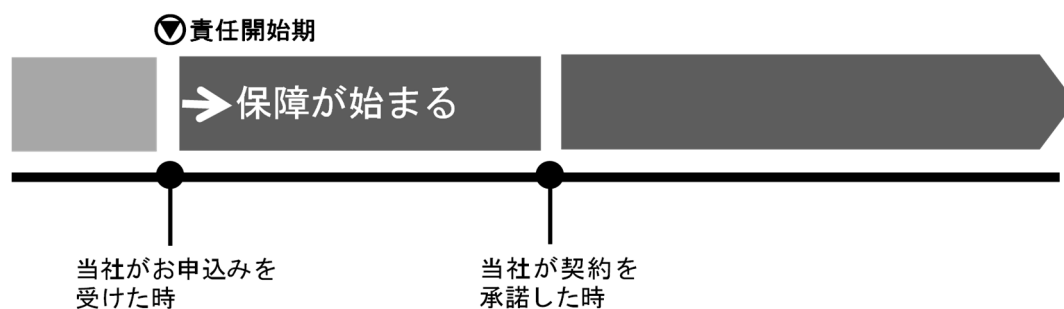
ご契約のお申込み後または死亡給付金などのご請求があったときに、当社社員または当社が委託した者が、お申込みの事実やご契約内容またはご請求内容などについて確認させていただくことがあります。

### ご契約の成立と保障の責任開始期

ご契約は、お客さまのお申込みと当社の承諾によって成立します。当社がお客さまのお申込みを承諾した場合には、保険証券の交付を行い承諾の通知といたします。

#### ■責任開始期について

- 当社がお申込みを受けた時から保険契約上の保障が開始されます。



#### ■契約日について

- この保険の契約日は、当社の責任が開始される日が属する月の翌月1日となります。

# 保険料について

## 保険料の払込方法

### 1 払込方法（経路）について

- 保険料の払込方法（経路）については、つぎのいずれかの方法をご選択いただきます。

経路	取扱内容
口座振替	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当社および当社が委託している収納代行会社が提携している金融機関などの保険契約者が指定した口座から、保険料円貨払込金額が振替日に自動的に振り替えられます。（※1）（※2）口座には必ず必要な金額をご準備ください。</li> <li>● 振替日に保険料円貨払込金額が振り替えられなかった場合には、翌月の振替日に2か月分の保険料円貨払込金額を振り替えます。翌月も振り替えられなかった場合、翌々月の振替日に3か月分の保険料円貨払込金額を振り替えます。</li> </ul>
クレジットカード	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当社の指定するクレジットカード発行会社の保険契約者が指定したクレジットカードにより保険料円貨払込金額が決済されます。（※2）（※3）</li> <li>● 保険料円貨払込金額の決済ができなかった場合には、ご指定のクレジットカードでのお取扱いができなくなりますので、保険料の払込方法（経路）の変更手続きが必要となります。</li> </ul>
送金	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当社の指定した金融機関などの口座に送金ください。</li> <li>● 送金の控えは大切に保管してください。</li> </ul>

- ※1 同一口座から2件以上の保険契約の保険料円貨払込金額を振り替える場合には、振替順序の指定はできません。  
 ※2 口座振替またはクレジットカードにより払い込まれた保険料円貨払込金額については、領収証の発行はいたしません。  
 ※3 同一カードから2件以上の保険契約の保険料円貨払込金額を払い込む場合には、払込順序の指定はできません。

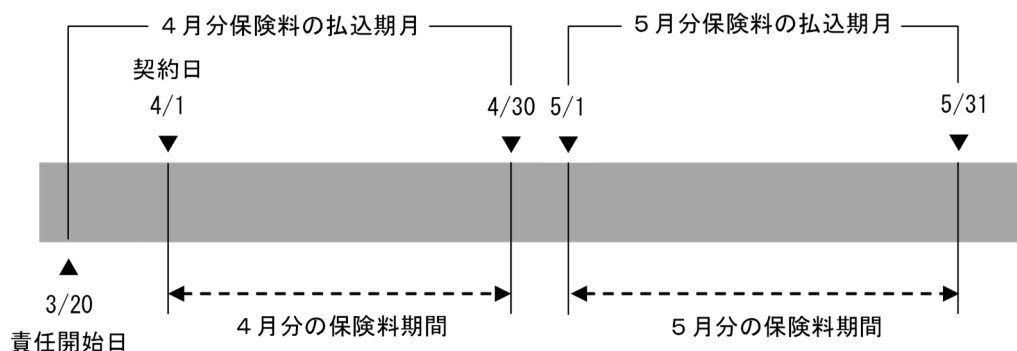
### 2 払込方法（経路）の変更について

- 保険契約者は、当社所定の範囲内で、払込方法（経路）を変更することができます。
- 払込方法（経路）の変更を希望される場合は、お客さまサービスセンターにご連絡ください。
- 払込方法（経路）を変更される場合、新たな払込方法（経路）に変更されるまでの間の保険料円貨払込金額は、当社所定の払込方法（経路）でお払い込みください。

## 保険料の払込期月と保険料期間

- 毎月の保険料円貨払込金額は、保険料払込期間中、つぎの期間内（保険料の払込期月といいます。）にお払い込みください。  
 第1回保険料円貨払込金額：責任開始日から責任開始日の属する月の翌月末日まで  
 第2回以後の保険料円貨払込金額：月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
- お払い込みいただいた保険料円貨払込金額が充当される期間のことを保険料期間といい、つぎのとおりとなります。  
 第1回保険料円貨払込金額：契約日から契約日の属する月の末日まで  
 第2回以後の保険料円貨払込金額：月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

- 保険料の払込期月と保険料期間の例（責任開始日 3/20、契約日 4/1 の場合）



## 保険料払込の猶予期間とご契約の失効

- 保険料円貨払込金額のお払い込みには、保険料の払込期月の翌月初日から翌々月末日まで、保険料払込の猶予期間があります。猶予期間内に保険料円貨払込金額のお払い込みがない場合には、猶予期間満了日の翌日にご契約は失効します。(※) 失効した場合、ご契約を元に戻す（復活する）ことはできません。
- ※ 当社所定の範囲内で、猶予期間満了日の翌日に当該保険料の払込期月の保険料からお払い込みが停止されたものとして、ご契約を有効に継続させます。【詳細は下記の「保険料払込の自動停止」をご参照ください】
- ご契約が失効した場合、保険契約者は猶予期間満了日の翌日に解約があったものとしたときに支払われる金額と同額の返還金（猶予期間満了日までの3か月分の未払込保険料が払い込まれた前提で計算された解約返還金額から、3か月分の未払込保険料を差し引いた金額）を請求することができます。なお、この返還金はご契約が失効した日における当社所定の為替レートをを用いて円貨に換算してお支払いします。

### ■ ご契約が失効する場合の例（4月分保険料の猶予期間満了により失効した場合）

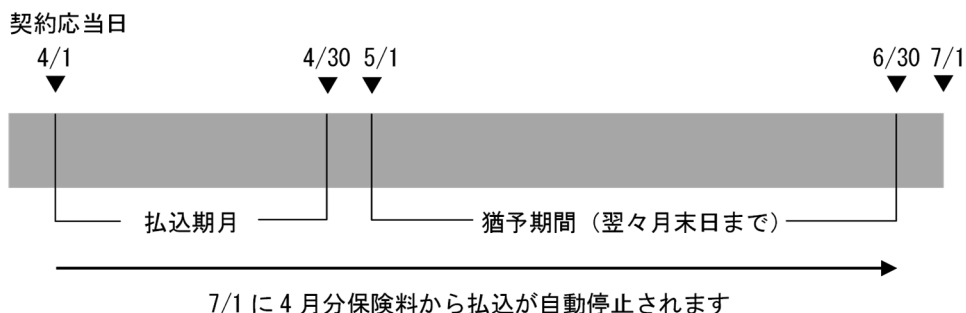


- ・ ご契約が失効した場合、ご契約を元に戻す（復活する）ことはできません。

## 保険料払込の自動停止

- 保険料払込の猶予期間内に保険料円貨払込金額のお払い込みがない場合、猶予期間満了日の翌日(※)に当該保険料の払込期月の保険料からお払い込みが停止されたものとして、ご契約を有効に継続させます。ただし、契約日からその日を含めて10年以上の期間にわたって保険料が払い込まれ有効に継続している場合に限りです。
- ※ 猶予期間満了日の翌日が年金支払開始日である場合は、保険料払込の自動停止は行いません。

### ■ 保険料払込の自動停止のしくみ（4月分保険料のお払い込みがなく、猶予期間満了日の翌日に自動停止が行われた場合）



- ・ 「個人年金保険料税制適格特約」が付加されている場合で、保険料の払込の停止期間が連続して12か月以上となる場合は、特約が消滅します。この場合、所定の条件を満たすときには、以後の保険料円貨払込金額は一般の生命保険料控除の対象となります。

## 保険料払込の停止

- 契約日からその日を含めて10年以上の期間にわたって保険料が払い込まれ有効に継続している場合、保険料払込期間中に限り、当社所定の範囲内で、保険料の払込を停止することができます。
- 保険料の払込を停止される場合は、当社所定の請求書類をご提出ください。



- ・「個人年金保険料税制適格特約」が付加されている場合で、保険料の払込の停止期間が連続して12か月以上となる場合は、特約が消滅します。この場合、所定の条件を満たすときには、以後の保険料円貨払込金額は一般の生命保険料控除の対象となります。

## 保険料払込の再開

- 保険料払込の自動停止および保険料払込の停止により、保険料の払込が停止されている場合、保険料払込期間中に限り、当社所定の範囲内で、保険料の払込を再開することができます。
- 保険料の払込を再開される場合は、当社所定の請求書類をご提出ください。

## 保険料円貨払込金額の減額

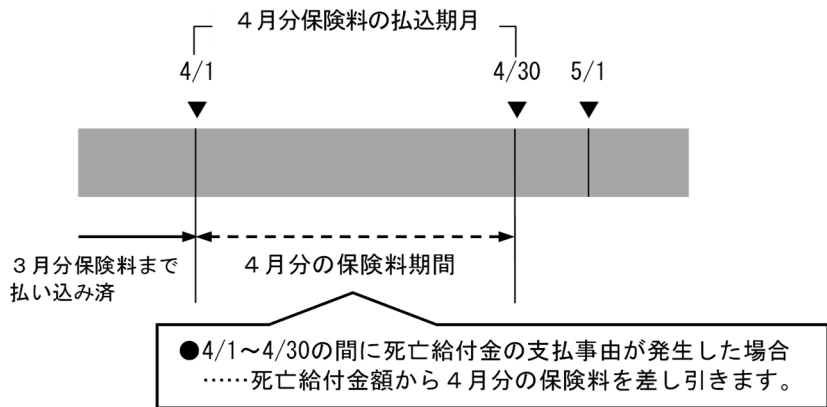
- 保険料払込期間中に限り、当社所定の範囲内で、保険料円貨払込金額を減額することができます。
- 保険料円貨払込金額を減額する場合は、当社所定の請求書類をご提出ください。その際、減額後の保険料円貨払込金額をご指定ください。(ただし、減額後の保険料円貨払込金額が当社所定の金額以上となることを要します。)

## 保険料円貨払込金額の増額

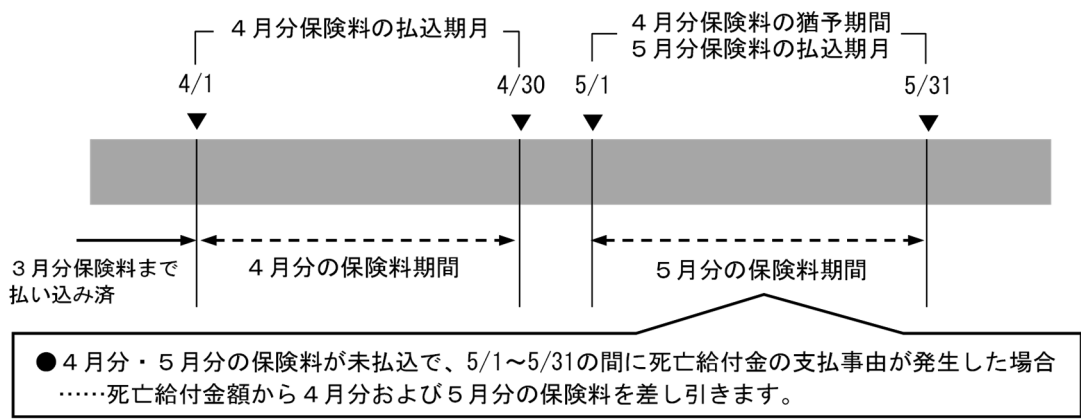
- 保険料払込期間中に限り、当社所定の範囲内で、保険料円貨払込金額を増額することができます。ただし、保険料円貨払込金額を減額した場合のみ取り扱います。
- 保険料円貨払込金額を増額する場合は、当社所定の請求書類をご提出ください。その際、増額後の保険料円貨払込金額をご指定ください。(ただし、増額後の保険料円貨払込金額がご契約の締結の際に設定した保険料円貨払込金額以下となることを要します。)

## 死亡給付金のお支払時の保険料の精算

- 死亡給付金額は、保険料を保険料の払込期月内の契約応当日（第1回保険料のときは契約日とします。）にお払い込みいただく前提で計算されています。死亡給付金の支払事由が発生した日の属する保険料期間の保険料円貨払込金額が払い込まれていない場合は、保険料円貨払込金額を当社所定の為替レートで指定通貨に換算した保険料を、死亡給付金額から差し引きます。



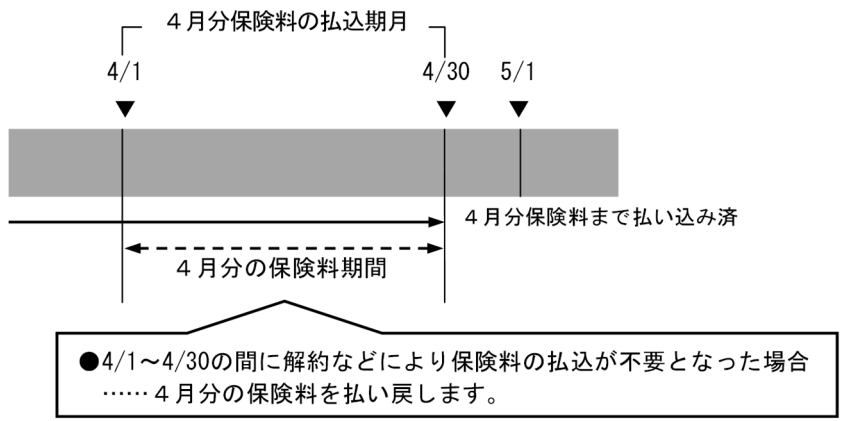
- 保険料払込の猶予期間中に死亡給付金の支払事由が発生した場合は、払い込まれていない保険料円貨払込金額を当社所定の為替レートで指定通貨に換算した保険料を、死亡給付金額から差し引きます。



- 責任開始日から契約日の前日までの間に死亡給付金の支払事由が発生した場合は、死亡給付金額は第1回保険料円貨払込金額と同額とします。なお、第1回保険料円貨払込金額が払い込まれていない場合は、死亡給付金額から差し引きます。（金銭のお支払いはありません。）

## 解約返還金などのお支払時の保険料の精算

- 解約返還金額は、解約する日が属する月の前月分まで保険料をお払い込みいただいている前提で計算されています。保険料払込の猶予期間中に解約をされた場合は、前月分までの払い込まれていない保険料円貨払込金額を当社所定の為替レートで指定通貨に換算した保険料を、解約返還金額から差し引きます。
- 解約などにより保険料のお払い込みが不要となった日の直前の月単位の契約応当日（保険料のお払い込みが不要となった日が契約応当日のときは、その契約応当日とします。）以後に支払事由が生じていないときで、当月分の保険料が払い込まれている場合は、その保険料を払い戻します。



# ご契約後について

## 解約と解約返還金

### 1 解約

- 年金支払開始日前に限り、ご契約を解約することができます。
- ご契約を解約する場合は、当社所定の請求書類をご提出ください。
- ご契約を解約した場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。

### 2 解約返還金

- ご契約を解約した場合には、解約返還金が支払われます。
- 解約返還金額は、責任準備金額と同額となります。ただし、払込保険料相当額（※）を限度とします。  
※ 解約した日の直前の月単位の契約応当日（解約した日が契約応当日のときは、その契約応当日）の前日までの各払込期月における保険料円貨払込金額を指定通貨に換算した保険料の累計額とします。
- 解約した日の直前の月単位の契約応当日（解約した日が契約応当日のときは、その契約応当日）の前日までの保険料期間について未払込保険料がある場合は、解約返還金額から未払込保険料を差し引いてお支払いします。



・お払い込みいただいた保険料のうち一部は、ご契約の締結・維持などに必要な費用や死亡給付金を支払うための費用にあてられます。したがって、ご契約後短期間で解約した場合の解約返還金額は、お払い込みいただいた保険料の累計額を大きく下回り、損失が生じるおそれがあります。

## 被保険者による保険契約者への解約の請求

保険契約者と被保険者が異なるご契約の場合、つぎに掲げる事由に該当するときは、被保険者は保険契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けた保険契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- ①保険契約者または死亡給付金受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として死亡給付金のお支払事由を発生させた場合、または発生させようとした場合
- ②死亡給付金受取人がこのご契約の死亡給付金の請求について詐欺を行った場合、または行おうとした場合
- ③上記①および②のほか、被保険者の保険契約者または死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

## 死亡給付金受取人によるご契約の存続

保険契約者の差押債権者、破産管財人など（以下「債権者など」といいます。）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

債権者などが解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、つぎのすべてを満たす死亡給付金受取人はご契約を存続させることができます。

- ①保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ②保険契約者でないこと

死亡給付金受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過する日までの間に、つぎのすべての手続きを行う必要があります。

- ①保険契約者の同意を得ること
- ②解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者などに支払うべき金額を、債権者などに対して支払うこと
- ③上記②について、債権者などに支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）

\* 解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過した日が年金支払開始日以後となる場合は、上記取扱いはありません。

## 保険契約者、年金受取人および死亡給付金受取人などの変更

### (1) 保険契約者の変更

- 保険契約者は、年金支払開始日以前に限り、被保険者および当社の同意を得て、保険契約者を変更することができます。
- 保険契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務（受取人を変更する権利など）はすべて新たな保険契約者に引き継がれます。

### (2) 年金受取人の変更

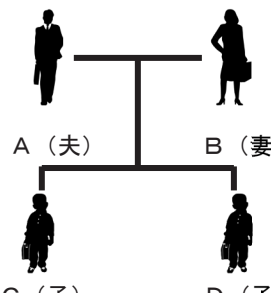
- 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、被保険者の同意を得て、年金受取人を変更することができます。この場合、当社へご通知ください。
- ただし、年金受取人は保険契約者または被保険者のいずれかからご指定いただく必要があります。
- 年金支払開始日以前に年金受取人が死亡したときは、すみやかにお客さまサービスセンターにご通知ください。
  - 年金受取人の死亡時以後、年金受取人の変更手続きが行われていない間は、被保険者が年金受取人となります。

### (3) 後継年金受取人の指定または変更

- 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、被保険者の同意を得て、後継年金受取人を指定または変更することができます。この場合、当社へご通知ください。
- 後継年金受取人は、原則として、被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の3親等内の姻族もしくは6親等内の血族である方のうちからご指定願います。（後継年金受取人は、1人の年金受取人に1人のみご指定できます。）

### (4) 死亡給付金受取人の変更

- 保険契約者は、死亡給付金の支払事由発生前に限り、被保険者の同意を得て、死亡給付金受取人を変更することができます。この場合、当社へご通知ください。
  - 死亡給付金受取人は、原則として被保険者の配偶者または被保険者の3親等内の姻族もしくは6親等内の血族である方のうちからご指定願います。
  - 死亡給付金受取人が死亡したときは、すみやかにお客さまサービスセンターにご通知ください。
    - 新しい死亡給付金受取人に変更する手続きをしていただきます。
    - 死亡給付金受取人の死亡時以後、死亡給付金受取人の変更手続きが行われていない間は、死亡給付金受取人の死亡時の法定相続人が死亡給付金受取人となります。
- \* 死亡給付金受取人となった人が2人以上いる場合は、死亡給付金の受取割合は均等となります。



(例) 保険契約者および被保険者：Aさん 死亡給付金受取人：Bさん

- Bさんが死亡し、死亡給付金受取人の変更手続きが行われていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんおよびDさんが死亡給付金受取人となります。
- その後、Aさんが死亡した場合は、CさんおよびDさんが死亡給付金受取人となります。この場合、CさんおよびDさんの死亡給付金の受取割合は均等（それぞれ50%ずつ）となります。

\* 死亡給付金受取人の範囲などは、ご契約の形態、ご親族の構成、死亡した順序などにより決まります。詳しくは、お客さまサービスセンターにお問い合わせください。

### (5) 遺言による年金受取人の変更など

- 年金受取人の変更、死亡給付金受取人の変更、後継年金受取人の指定または変更については、法律上有効な遺言により行うことができます。この場合、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。）から当社へご通知ください。
- 遺言による年金受取人の変更、死亡給付金受取人の変更、後継年金受取人の指定または変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。



・当社が年金受取人の変更、死亡給付金受取人の変更、後継年金受取人の指定または変更の通知を受ける前に、指定または変更前の年金受取人、死亡給付金受取人または後継年金受取人に年金または死亡給付金をお支払いしたときは、そのお支払い後に指定または変更後の年金受取人、死亡給付金受取人または後継年金受取人から年金または死亡給付金の請求を受けても、当社は年金または死亡給付金をお支払いしません。

### ◆年金などの税法上の取扱い

- 年金などをお受取りの際は、保険契約者・被保険者・受取人の関係によって税法上の取扱いが異なります。
- 保険契約者または受取人の変更の際は、税法上の取扱いを十分ご確認のうえご請求願います。

## ご契約内容・住所などの変更・保険証券の再発行のお手続き

### 1 年金の種類・年金の型・年金支払期間の変更

- 年金支払開始日前に限り、当社所定の基準を満たす場合には年金の種類、年金の型および年金支払期間を変更することができます。
- 年金の種類、年金の型および年金支払期間を変更する場合は、当社所定の請求書類をご提出ください。

### 2 住所などの変更

(1) 住所・電話番号を変更するとき

すみやかにお客さまサービスセンターに、つぎの事項をご連絡ください。

- ・保険証券番号（同時に変更すべき他のご契約もお知らせください。）
- ・保険契約者名 ・新住所と電話番号 ・旧住所

(2) 保険契約者、被保険者、受取人、保険契約者代理人が改姓または改名したとき

すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。お手続きに必要な書類などについてご案内いたします。



・住所・電話番号の変更などについて当社へご連絡がない場合、当社から大切なお知らせなどの通知をお届けできなくなるため、必ずご連絡ください。

### 3 保険証券の再発行

- 保険証券を紛失または盗難にあわれた場合、すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。お手続きに必要な書類などについてご案内いたします。

## 年金または死亡給付金のご請求方法

年金または死亡給付金の支払事由が生じた場合には、すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。請求書類など、ご請求にあたっての詳しいご案内をさせていただきます。

- 諸手続きをする場合には、ご本人であることを確認させていただいておりますので、ご了承願います。また、代理人の方が手続きする場合には、委任状および代理人の方の本人確認のできる書類などが必要です。
- 団体（個人事業主を含みます。）を保険契約者および死亡給付金受取人とし、その従業員を被保険者とする契約形態の場合において、団体が受け取った給付金を死亡退職金または弔慰金など（以下「死亡退職金など」といいます。）として死亡退職金などの受給者に支払うときは、死亡給付金の請求の際に、当社所定の請求書類に加えて、死亡退職金などの受給者が給付金の請求内容を了知していることがわかる書類もご提出いただく必要があります。この場合、死亡退職金などの受給者については、当該受給者であることの証明書を必要とします。

お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。

## 年金または死亡給付金のお支払期限

年金または死亡給付金のご請求があった場合、当社は請求書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日）とします。また、請求書類が当社に到着した日が営業日でない場合は、その日の翌営業日となります。（以下同じ。）の翌日から起算して5営業日（※）以内にお支払いします。

ただし、年金または死亡給付金をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、つぎのとおりとします。

	年金または死亡給付金をお支払いするための確認などが必要な場合	お支払期限
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>● お支払事由発生の有無の確認が必要な場合</li> <li>● 免責事由に該当する可能性がある場合</li> <li>● 不法取得目的、詐欺または重大事由に該当する可能性がある場合</li> </ul>	請求書類が当社に到着した日の翌日から起算して 45 日以内にお支払いします。
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>①の確認を行うために特別な照会や確認が必要なつぎの場合</li> <li>● 弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会が必要な場合</li> <li>● 研究機関などの専門機関による医学または工学などの科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合</li> <li>● 保険契約者、被保険者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道などから明らかである場合における、送致、起訴、判決などの刑事手続の結果についての警察、検察などの捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合</li> <li>● 日本国外における調査が必要な場合</li> </ul>	請求書類が当社に到着した日の翌日から起算して 180 日以内にお支払いします。

※ 営業日とは、以下の日を除く日をいいます。

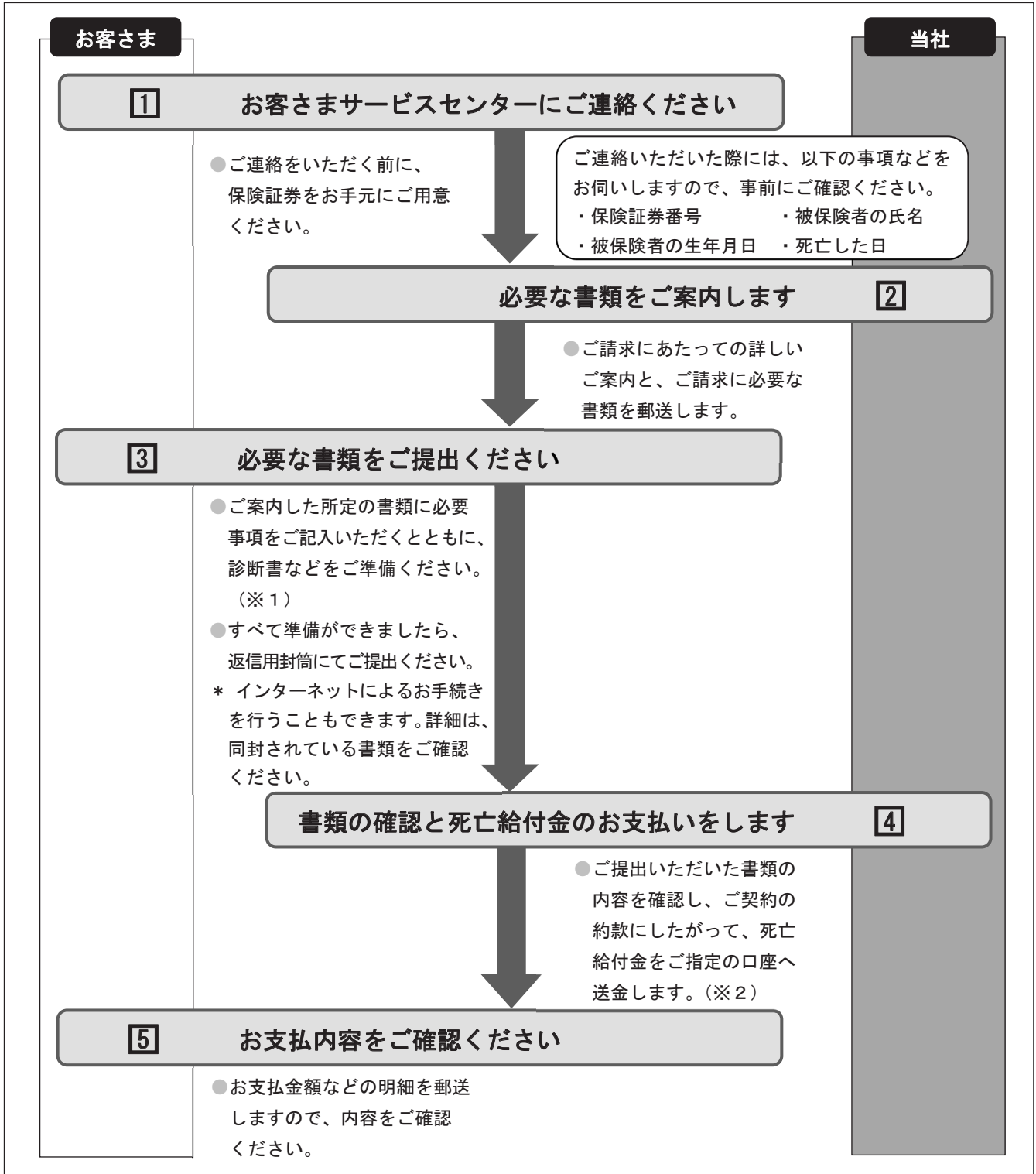
- ・ 土曜日、日曜日
- ・ 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- ・ 12月31日から翌年1月3日まで



・ 年金または死亡給付金をお支払いするための上記の確認などに際し、保険契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人などが正当な理由なくその確認などを妨げ、または確認などに応じなかったときは、当社はこれにより確認などが遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金または死亡給付金をお支払いしません。

## 死亡給付金のご請求手続きの流れ

● 死亡給付金のご請求は、つぎの流れに沿って、死亡給付金受取人から行ってください。



※1 ご請求の内容によって診断書、戸籍謄(抄)本、住民票などをご提出いただきます。また、これらの書類の発行にかかる費用はお客様のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

※2 ご提出いただいた書類を確認した結果、死亡給付金をお支払いできない場合【詳細はP20をご参照ください】があります。また、加入時の状況または事故の原因などについて、詳細な事実を確認(医療機関などへの確認を含みます。)させていただくため、死亡給付金のお支払いまでに日数を要する場合【詳細はP30をご参照ください】があります。

第一フロンティア生命 お客様サービスセンター  
フリーダイヤル(平準払商品専用) 0120-765-228  
営業時間 9:00~17:00(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

## 年金または死亡給付金の請求訴訟

年金または死亡給付金の請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所を管轄する高等裁判所（支部を除きます。）の所在地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。

## 生命保険と税金

この保険にかかわる主な税務は以下のとおりです。

外貨建の保険契約であっても、日本において契約される保険契約であることから、税務の取扱いについては、他の円貨建の生命保険と同様になります。

- \* 所得税に対しては、復興特別所得税が別途課税されます。また、新たな付加税が導入された場合、そちらもあわせて課税されますのでご注意ください。
- \* 最新の税務上の取扱い、復興特別所得税・生命保険料控除などの情報は国税庁のホームページなどをご参照ください。

### 1 外貨建の保険契約の取扱い

外貨建の年金、死亡給付金などは、つぎの基準により円貨に換算したうえで取り扱われます。

項目		円換算日	換算日の為替レート
年金		年金支払日	円換算日最終の 対顧客電信売買相場仲値 (TTM)
年金原資額 の一時支払	所得税（一時所得）の 対象となるもの	年金支払開始日	円換算日最終の 対顧客電信売買相場仲値 (TTM)
死亡 給付金	所得税（一時所得）の 対象となるもの	支払事由発生日	円換算日最終の 対顧客電信売買相場仲値 (TTM)
	相続税・贈与税の 対象となるもの		円換算日最終の 対顧客電信買相場 (TTB)
解約返還金		解約効力発生日	円換算日最終の 対顧客電信売買相場仲値 (TTM)

- \* この保険には、必ず「保険料円貨払込特約（平準払用）」（「保険料円貨払込金額を固定する場合の特則」を適用）を付加していただきますので、保険料は実際に円貨でお払い込みいただいた金額について、円貨建の生命保険と同様の税法上の取扱いとなります。
- \* 「年金の円貨支払特約（支払ごと円貨換算型）」または「円貨支払特約」を付加した場合で、当社が、年金、死亡給付金などを円貨でお支払いしたときは、そのお支払いした金額が課税対象となります。



・外貨でお受取りになる場合であっても、お受取額を円貨に換算した金額が課税対象となります。そのため、外貨建のお受取額から外貨に換算した税額を控除した金額が、外貨建の払込保険料相当額を下回ることがあります。

### 2 生命保険料控除

(1) 所得控除の取扱い

- 当年中（1月から12月まで）にお払込みの保険料（※1）（この保険のほか、他の生命保険料控除の対象となる保険契約の保険料と合算されます。）に応じた金額がその年の所得から控除されますので、その年分の所得税と翌年分の住民税が軽減されます。

※1 この保険には、必ず「保険料円貨払込特約（平準払用）」（「保険料円貨払込金額を固定する場合の特則」を適用）を付加していただきますので、保険料円貨払込金額が対象となります。

- 生命保険料控除には一般の生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除がありますが、この保険は一般の生命保険料控除または個人年金保険料控除（「個人年金保険料税制適格特約」を付加した場合）の対象となります。（介護医療保険料控除の対象とはなりません。）【「個人年金保険料税制適格特約」についてはP15をご参照ください】
- 一般の生命保険料控除の対象となるご契約は、納税する人が保険料を払い込み、年金受取人・死亡給付金受取人などのすべての受取人が、保険料負担者もしくはその配偶者・その他の親族となるご契約に限ります。
- 個人年金保険料控除の対象となるご契約は、納税する人が保険料を払い込み、年金受取人が、保険料負担者もしくはその配偶者となるご契約に限ります。
- 年末調整または確定申告の際に、お忘れなくご申告ください。（毎年10月中旬以降に当社から「生命保険料控除証明書」を送付しますので、申告のときまで大切に保管してください。）

(2) 所得税の所得控除額

一般の生命保険料（※2）、個人年金保険料それぞれについて、適用される控除額はつぎのとおりです。

年間正味払込保険料	総所得金額等から控除される金額
20,000 円以下	全額
20,000 円超 40,000 円以下	年間正味払込保険料×1/2+10,000 円
40,000 円超 80,000 円以下	年間正味払込保険料×1/4+20,000 円
80,000 円超	一律 40,000 円

※2 23 歳未満の扶養親族がいる世帯の場合、2026 年分における一般の生命保険料に適用される控除額はつぎのとおりです。なお、法令改正などにより税務の取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されます。

年間正味払込保険料	総所得金額等から控除される金額
30,000 円以下	全額
30,000 円超 60,000 円以下	年間正味払込保険料×1/2+15,000 円
60,000 円超 120,000 円以下	年間正味払込保険料×1/4+30,000 円
120,000 円超	一律 60,000 円

(3) 住民税の所得控除額

一般の生命保険料、個人年金保険料それぞれについて、適用される控除額はつぎのとおりです。

年間正味払込保険料	総所得金額等から控除される金額
12,000 円以下	全額
12,000 円超 32,000 円以下	年間正味払込保険料×1/2+6,000 円
32,000 円超 56,000 円以下	年間正味払込保険料×1/4+14,000 円
56,000 円超	一律 28,000 円

### 3 年金および死亡給付金などの税法上の取扱い

(1) 毎年の年金の取扱い

所得税（雑所得）+住民税の対象となります。（※3）

※3 年金の種類が確定年金で、年金の一括払をした場合は、所得税（一時所得）（※4）+住民税の対象となります。

また、保険契約者と年金受取人が別人の場合、初回の年金は非課税となり、2 回目以降の年金のうち一部が課税対象となります。

※4 他の一時所得と合算して年間 50 万円限度の特別控除があります。特別控除をこえる部分はその 1/2 の金額が他の所得と合算して総合課税されます。



・保険契約者と年金受取人が別人の場合、年金支払開始時に別途、年金受給権の評価額が贈与税の課税対象となります。

(2) 死亡給付金の取扱い

保険契約者（保険料負担者）・被保険者・死亡給付金受取人の関係に応じてつぎのとおり取り扱われます。

契約形態	契約例			税の種類
	保険契約者	被保険者	死亡給付金受取人	
保険契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
保険契約者と死亡給付金受取人が同一人	A	B	A	所得税（一時所得）（※5）+住民税
保険契約者、被保険者、死亡給付金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

※5 他の一時所得と合算して年間 50 万円限度の特別控除があります。特別控除をこえる部分はその 1/2 の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

(3) 年金原資額の一時的支払の取扱い

年金原資額の一時的支払をした場合は、つぎのとおり取り扱われます。

契約形態	税の種類
年金受取人と保険契約者が同一人	年金原資額と払込保険料相当額との差益について 所得税（一時所得）（※6）+住民税
年金受取人と保険契約者が別人	年金原資額について贈与税

※6 他の一時所得と合算して年間 50 万円限度の特別控除があります。特別控除をこえる部分はその 1/2 の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

#### (4) 解約の際の取扱い

解約の際に差益があるときは、その差益について、所得税（一時所得）（※7）＋住民税の対象となります。

※7 他の一時所得と合算して年間 50 万円限度の特別控除があります。特別控除をこえる部分はその 1/2 の金額が他の所得と合算して総合課税されます。



・ここに記載の税務上の取扱いは 2025 年 12 月現在のものです。法令改正などにより税務の取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別の取扱いなどについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認ください。

# お客さまにご負担いただく諸費用

## お客さまにご負担いただく諸費用

この保険にかかる費用は、以下の①年金支払開始日前の費用と②年金支払開始日以後の費用です。そのほか、特定のお客さまには、③通貨の換算にかかる費用をご負担いただきますので、費用の合計額は、①から③までのうち必要な費用を合算した額となります。

### ① 年金支払開始日前の費用

お払い込みいただいた保険料から、ご契約の締結・維持などに必要な費用を控除した金額が責任準備金として積み立てられます。

また、責任準備金からご契約の維持などに必要な費用を控除するほか、責任準備金額が死亡給付金額を下回っている場合は、責任準備金から死亡給付金額を支払うための費用を控除します。

\* 上記の費用は、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、これらの具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

### ② 年金支払開始日以後の費用

年金支払期間中につきの費用をご負担いただきます。

項目	目的	費用	時期
保険契約関係費 (年金管理費) (※1)	年金支払管理に必要な費用です。	支払われる年金額に対して 最大1.0% (※2)	年金支払開始日以後、年金の支払日に控除します。

※1 年金額は、年金支払開始日以後、年金の支払いとともに上記の費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。

また、保険契約関係費(年金管理費)は2026年4月現在の数値であり、将来変更されることがあります。ただし、年金支払開始日以後は、年金支払開始時点の数値が年金支払期間を通じて適用されます。

※2 10年保証期間付終身年金の保証期間経過後の年金額に対しては1.4%となります。

### ③ 通貨の換算にかかる費用

以下の特約により、保険料、年金額、死亡給付金額、解約返還金額などを円貨から指定通貨、指定通貨から円貨にそれぞれ換算する為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料はお客さまのご負担となります。

■具体的な為替手数料は、以下のとおりとなります。(2026年4月現在の数値であり、将来変更することがあります。)

特約		為替手数料(1通貨単位あたり)
「保険料円貨払込特約 (平準払用)」	保険料をお払い込みいただくとき	50 銭
	失効した場合に返還金をお受取りになるとき	50 銭
「年金の円貨支払特約(支払ごと円貨換算型)」		50 銭
「円貨支払特約」		50 銭



・年金額、死亡給付金額、解約返還金額などを外貨でお受取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費をご負担いただく場合があります。当該手数料はお客さまのご負担となります。

\* 上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。

## 会社・制度のご案内

### 当社の組織形態

保険会社の組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。  
株式会社は株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は、相互会社の保険契約者のように「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

### 個人情報の取扱い

当社では、お客さまの個人情報を以下に記載する利用目的の達成に必要な範囲にのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。

- (1) 各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、年金・保険金・給付金等のお支払い
- (2) 当社のグループ会社・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供（※）、ご契約の維持管理
- (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務（※）

※ お客さまの取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴、グループ会社等から取得した情報等を分析して、お客さまのニーズにあった各種商品・サービスに関する広告等の配信等を行うことを含みます。

個人情報の取扱いに関するお問い合わせおよびお申し出については、適切に対応させていただきますので、個人情報の開示・訂正を含め、お客さまサービスセンターまでお問い合わせください。

\* 個人情報保護方針については、当社ホームページ（<https://www.d-frontier-life.co.jp/>）をご覧ください。

### 本人特定事項などの確認

当社では、犯罪収益移転防止法に基づき、保険契約締結などの際、お客さまの本人特定事項（氏名、住所、生年月日など）、取引を行う目的、職業または事業の内容などの確認を行っております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関などがテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。なお、本人特定事項などを変更されたときは、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

### 米国法「FATCA」に関する確認

当社では、米国法「FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）」実施に関する日米関係官庁間の声明に基づき、保険契約締結などの際、お客さまが所定の米国納税義務者であるかを確認し、該当する場合には米国内国歳入庁あてに契約情報などの報告を行っております。なお、渡米などの環境の変化などによって、所定の米国納税義務者に該当することとなった場合は、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

\* 「FATCA」とは、米国納税義務者による米国外の金融口座などを利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対し、顧客が米国納税義務者であるかを確認することなどを求める法律です。詳細については、当社ホームページ（<https://www.d-frontier-life.co.jp/>）をご確認ください。

### 税法上の居住地国などの届出

租税条約等実施特例法（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律）に基づき、保険契約締結などの際、お客さまには税法上の居住地国などを届け出いただく義務があります。

当社は、その届出の内容に基づき、国税庁（所轄の税務署長）あてに一定の契約情報などの報告を行うことがあります。報告した契約情報などは、租税条約などの情報交換規定に基づき、各国の税務当局と自動的に交換されることとなります。なお、海外渡航などの環境の変化などによって届出対象に該当することとなった場合は、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

\* 詳細については、当社ホームページ（<https://www.d-frontier-life.co.jp/>）をご確認ください。

## 支払査定時照会制度

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただきます。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金等のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。

各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きにしたがい、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、つぎのア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きにしたがい、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お客さまサービスセンターにお問い合わせください。

- ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲をこえて個人情報を取り扱っている場合
- イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
- オ) 本人が識別される保有個人データの取扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

### 相互照会事項

つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した保険契約等に係るものは除きます。

- ①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
- ②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。）
- ③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

\* 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「会員会社一覧」をご参照ください。

\* 「支払査定時照会制度」の最新の内容につきましては、当社ホームページ (<https://www.d-frontier-life.co.jp/association/index.html>) をご参照ください。

## 保険金額などの削減

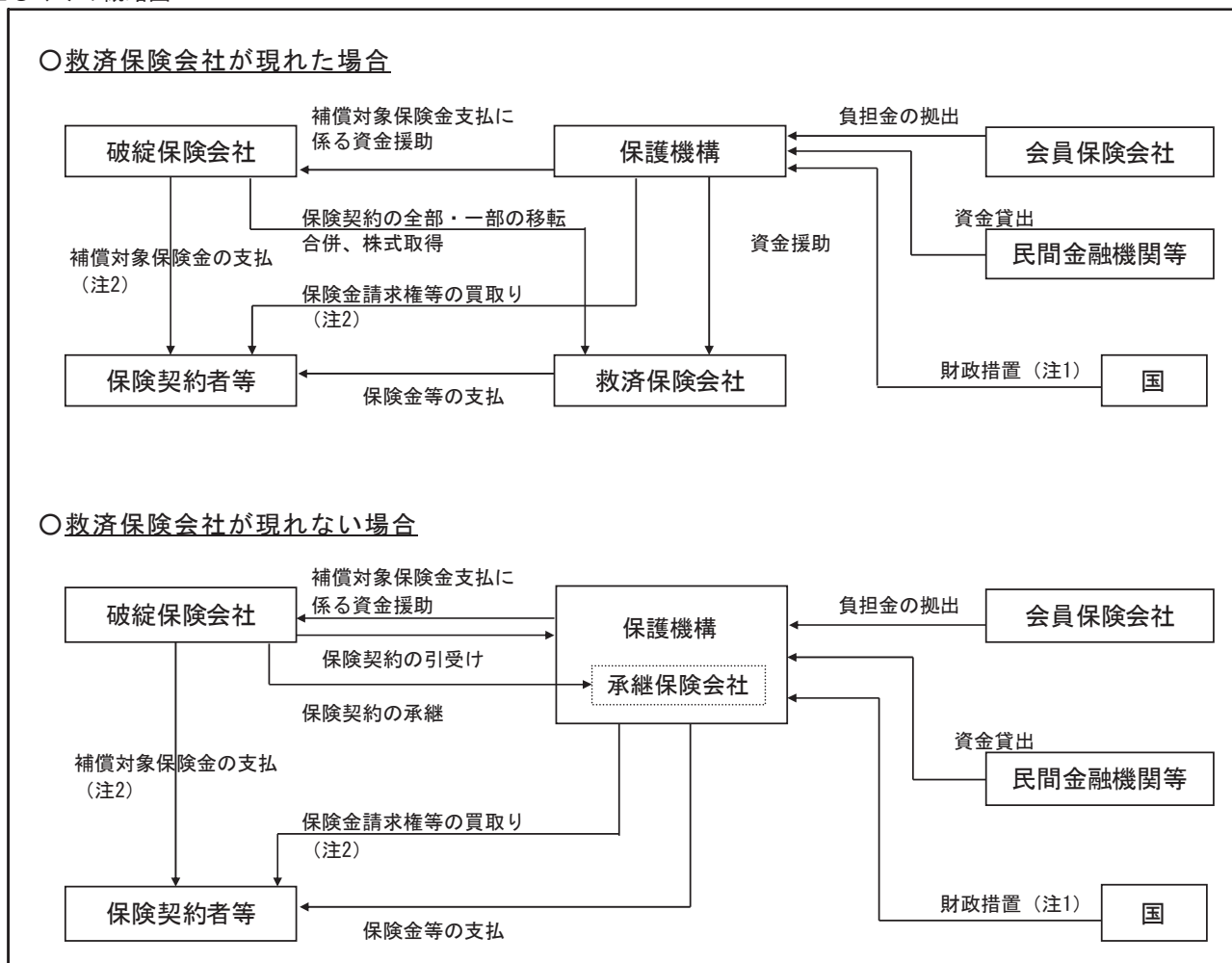
生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。保険業法に基づき設立された「生命保険契約者保護機構」に当社は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により保険契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問い合わせください。

## 生命保険契約者保護機構

「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます。）の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
  - 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
  - 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています。（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））
  - なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。
- ※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です。（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。）
- ※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
- 高予定利率契約の補償率＝90%－{(過去5年間における各年の予定利率－基準利率)の総和÷2}
- (注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。
- (注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することとなります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることとなります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することとなります。
- ※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立している準備金等をいいます。
- ※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

■しくみの概略図



(注1) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て2026年2月現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

●生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 電話 03-3286-2820

受付時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

## 金融商品取引法に規定する「特定投資家」の方へ

保険業法第300条の2において準用される金融商品取引法の規定により、「特定投資家」のお客さまは、当社に対して、お客さまを「特定投資家以外のお客さま(一般投資家」といいます。)としてお取り扱いするようにお申し出いただくことができます。

お手続き方法や特定投資家制度の詳細については、当社ホームページ(<https://www.d-frontier-life.co.jp/>)の閲覧またはお客さまサービスセンターへの照会により、ご確認ください。

## 予定利率変動型外貨建個人年金保険普通保険約款 目次

### この保険の概要

#### 1. 用語の意義

第1条 用語の意義

#### 2. 通貨の種類

第2条 通貨の種類

#### 3. 基準利率および予定利率

第3条 基準利率

第4条 予定利率

#### 4. 年金の種類および年金の型ならびに年金額

第5条 年金の種類および年金の型

第6条 年金額

#### 5. 年金および死亡給付金の支払

第7条 年金および死亡給付金の支払および免責

第8条 年金および死亡給付金の支払および免責に関する補則

第9条 年金の一括払

第10条 年金の継続支払

第11条 年金支払開始日における年金原資額の一  
時支払

第12条 年金および死亡給付金の請求、支払時期お  
よび支払場所

第13条 年金証書

#### 6. 会社の責任開始期および契約日

第14条 会社の責任開始期および契約日

#### 7. 保険料の払込

第15条 保険料の払込

第16条 保険料の払込方法（経路）

第17条 保険料の前納

#### 8. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第18条 保険料払込の猶予期間および保険契約の  
失効

#### 9. 保険料払込の自動停止

第19条 保険料払込の自動停止

#### 10. 保険契約の無効および取消

第20条 死亡給付金不法取得目的による無効

第21条 詐欺による取消

#### 11. 告知

第22条 告知

#### 12. 保険契約の解除

第23条 重大事由による解除

#### 13. 解約および解約返還金

第24条 解約

第25条 解約返還金

#### 14. 保険料の増額および減額

第26条 保険料の増額

第27条 保険料の減額

#### 15. 保険料払込期間の延長

第28条 保険料払込期間の延長

#### 16. 保険料払込の停止および再開

第29条 保険料払込の停止

第30条 保険料払込の再開

#### 17. 死亡給付金受取人による保険契約の存続

第31条 死亡給付金受取人による保険契約の存続

#### 18. 年金支払開始日の繰下げならびに年金の種類、年 金の型および年金支払期間の変更

第32条 年金支払開始日の繰下げ

第33条 年金の種類の変更

第34条 年金の型の変更

第35条 年金支払期間の変更

#### 19. 年金受取人および死亡給付金受取人

第36条 年金受取人の変更

第37条 遺言による年金受取人の変更

第38条 後継年金受取人の指定または変更

第39条 遺言による後継年金受取人の指定または  
変更

第40条 死亡給付金受取人の変更

第41条 遺言による死亡給付金受取人の変更

#### 20. 保険契約者

第42条 保険契約者の変更

第43条 保険契約者の住所の変更

#### 21. 保険契約者、年金受取人および死亡給付金受取人 の代表者

第44条 保険契約者、年金受取人および死亡給付金  
受取人の代表者

#### 22. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの 処理

第45条 年齢の計算

第46条 契約年齢および性別の誤りの処理

#### 23. 契約者配当金

第47条 契約者配当金

- |   |  |
|---|--|
| <p>24. 時効<br/>第48条 時効</p> <p>25. 被保険者の業務、転居および旅行<br/>第49条 被保険者の業務、転居および旅行</p> <p>26. 管轄裁判所<br/>第50条 管轄裁判所</p> <p>27. 同一月数分保険料の継続前納の特則<br/>第51条 同一月数分保険料の継続前納の特則</p> | <p>28. 死亡給付金受取人を団体とする保険契約に関する特則<br/>第52条 死亡給付金受取人を団体とする保険契約の請求書類に関する特則</p> <p>29. 保険料円貨払込特約（平準払用）を付加した場合の特則<br/>第53条 保険料円貨払込特約（平準払用）を付加した場合の特則</p> |
|---|--|

## 予定利率変動型外貨建個人年金保険普通保険約款

(この保険の概要)

この保険は、外貨建の年金保険であって、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。

(1) 年金

(ア) 確定年金の場合

年金支払開始日以後、年金支払期間中被保険者が生存している限り年金を支払います。ただし、年金支払期間中の最後の年金支払日前に被保険者が死亡したときは、残余年金支払期間の未払年金の現価を支払います。

(イ) 保証期間付終身年金の場合

年金支払開始日以後、被保険者が生存している限り、終身にわたって年金を支払います。ただし、保証期間中の最後の年金支払日前に被保険者が死亡したときは、残余保証期間の未払年金の現価を支払います。

(ウ) 死亡時保証金額付終身年金の場合

年金支払開始日以後、被保険者が生存している限り、終身にわたって年金を支払います。ただし、被保険者が死亡したときは、年金原資額からすでに支払われた年金の合計額を差し引いた金額を支払います。

(エ) 終身年金の場合

年金支払開始日以後、被保険者が生存している限り、終身にわたって年金を支払います。

(2) 死亡給付金

被保険者が年金支払開始日前に死亡したときに支払います。

### 1. 用語の意義

(用語の意義)

第1条 この普通保険約款において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

(1) 「保険料払込期間」

「保険料払込期間」とは、保険契約の締結の際、保険料を払い込む期間として、会社の定める取扱範囲で、保険契約者が指定する期間をいいます。

(2) 「責任準備金」

「責任準備金」とは、将来の年金および死亡給付金を支払うために保険料の中から積み立てる部分を行い、責任準備金額は経過に応じて会社の定める方法により計算します。

(3) 「契約応当日」

「契約応当日」とは、毎月または毎年の契約日に対応する日をいい、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。

(4) 「年金支払開始日」

「年金支払開始日」とは、被保険者の年齢が年金支払開始年齢に到達する年単位の契約応当日をいいます。

(5) 「年金支払日」

「年金支払日」とは、第1回の年金については年金支払開始日をいい、第2回以後の年金については、年金支払開始日の年単位の応当日をいいます。

## 2. 通貨の種類

(通貨の種類)

第2条 この保険契約の通貨の種類は、つぎの各号のうち会社の定める範囲のものとし、保険契約者は、保険契約の締結の際、通貨を1つ指定するものとします。

- (1) アメリカ合衆国通貨（以下「米ドル」といいます。）
- (2) オーストラリア連邦通貨（以下「豪ドル」といいます。）

2. 保険料の払込または年金の支払等、この保険契約にかかわる金銭の授受は、全て前項の規定により指定された通貨（以下「指定通貨」といいます。）をもって行ないます。

## 3. 基準利率および予定利率

(基準利率)

第3条 基準利率とは、年金支払開始日前において、次条に定める予定利率の計算にあたり基準となる利率として、通貨の種類に応じて設定するもので、契約日および月単位の契約応当日における基準利率は、別表2に定める利回りを指標金利として、つぎの各号のとおり定めます。

(1) 通貨の種類が米ドルの場合

契約日および月単位の契約応当日の前月1日（以下「会社が基準利率を設定する日」といいます。）の3営業日前の前日における直前3日（会社が指標金利を取得する3日に限ります。）の指標金利の平均値に最大1.0%を加えた率を上限とし、最大1.5%を減じた率を下限とする範囲内で定めた利率

(2) 通貨の種類が豪ドルの場合

会社が基準利率を設定する日の3営業日前の日における直前3日（会社が指標金利を取得する3日に限ります。）の指標金利の平均値に最大1.5%を加えた率を上限とし、最大1.0%を減じた率を下限とする範囲内で定めた利率

2. 前項の規定にかかわらず、基準利率はマイナスとなることはありません。

3. 第1項の規定にかかわらず、別表2に定める利回りが算出されなくなったときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど、将来の運用情勢の変化により別表2に定める利回りを指標金利として用いることが適切でない特別な事情が生じた場合には、会社は、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することがあります。この場合、会社は、指標金利を変更する日の2か月前までにその旨を保険契約者に書面（電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法）による場合を含みます。以下同じ。）によって通知します。

(予定利率)

第4条 年金支払開始日前において、契約日および月単位の契約応当日における予定利率は、つぎの各号のとおり計算される利率とします。この場合、予定利率は、それぞれ契約日および当該月単位の契約応当日から直後に到来する月単位の契約応当日の前日まで適用します。

(1) 契約日における予定利率

契約日における基準利率と同一

(2) 月単位の契約応当日における予定利率

会社の定める方法により、契約日から当該月単位の契約応当日までの期間中における、月単位の契約応当日ごとの基準利率（契約日における基準利率を含みます。）を契約日および当該月単位の契約応当日の属する月に対応する保険料で加重平均した利率。この場合、契約日から当該月単位の契約応当日までの期間が120か月をこえるときは、つぎのとおり取り扱った上で計算します。

(ア) 契約日における基準利率は、契約日に対し120か月の整数倍後の月単位の契約応当日を迎えるごとに、その月単位の契約応当日における基準利率に変更します。

(イ) 月単位の契約応当日における基準利率は、当該月単位の契約応当日に対し120か月の整数倍後の月単位の契約応当日を迎えるごとに、その月単位の契約応当日における基準利率に変更します。

2. 前項の規定により計算した予定利率が契約日における最低保証予定利率を下回ることとなる場合には、前項の規定にかかわらず、契約日または当該月単位の契約応当日における予定利率は契約日における最低保証予定利率とします。

3. 会社は、契約日および契約後の年金支払開始日前の予定利率を、会社の定める方法により保険契約者に通知します。
4. 年金支払開始日以後において、予定利率は、年金支払開始日における会社が定める利率とします。

#### 4. 年金の種類および年金の型ならびに年金額

(年金の種類および年金の型)

第5条 この保険契約の年金の種類はつぎのとおりとし、保険契約の締結の際、会社の定める範囲で、保険契約者が指定するものとします。

- (1) 確定年金
  - (2) 保証期間付終身年金
  - (3) 死亡時保証金額付終身年金
  - (4) 終身年金
2. 年金の種類として確定年金を指定した場合、年金の型はつぎのとおりとし、保険契約者は、保険契約の締結の際、会社の定める範囲で、年金の型を1つ指定するものとします。
- (1) 定額型
  - (2) 前厚型
3. 第33条(年金の種類の変更)の規定により、年金の種類を確定年金に変更した場合、保険契約者は、会社の定める範囲で、前項に定める年金の型を指定するものとします。

(年金額)

第6条 会社は、年金を支払う場合に基準となる金額として、年金支払開始日の前日における責任準備金額(以下「年金原資額」といいます。)をもとに、会社の定める方法により、年金支払開始日における会社の定める率により基本年金額を定めます。

2. 年金額は、年金の種類および年金の型に応じてつぎの金額とします。
- (1) 年金の種類が確定年金の場合
    - (ア) 定額型のとき  
基本年金額とします。
    - (イ) 前厚型のとき  
第1回の年金は基本年金額の2倍の額とし、第2回以後の年金は基本年金額とします。
  - (2) 年金の種類が保証期間付終身年金、死亡時保証金額付終身年金または終身年金の場合  
基本年金額とします。
3. 会社は、前項の規定により定められた年金額を年金受取人に書面によって通知します。
4. 基本年金額は会社の定める金額を限度とし、その限度をこえることとなる場合には、年金原資額のうちそのこえる部分に対応する金額を年金支払開始日に保険契約者に支払います。この場合、年金原資額は、第1項に定める年金原資額からその支払額を差し引いた金額に改めます。
5. つぎの各号の場合には、年金の支払を行わず、保険契約は、年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとします。この場合、会社は、年金原資額を保険契約者に支払います。
- (1) 基本年金額が会社の定める金額に満たないとき。
  - (2) 年金の種類が確定年金の場合で、年金支払期間中に支払われるべき年金の合計額が年金原資額に満たないとき。

#### 5. 年金および死亡給付金の支払

(年金および死亡給付金の支払および免責)

第7条 この保険契約の年金および死亡給付金は、つぎのとおりです。

年金の種類・死亡給付金		支払額	受取人	年金・死亡給付金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	支払事由に該当しても年金・死亡給付金を支払わない場合 (以下「免責事由」といいます。)
年 金	確定年金	年金額	年 金 受 取 人	被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	—
		残余年金支払期間の未払年金の現価		被保険者が年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	
	保証期間付終身年金	年金額		被保険者が年金支払日に生存しているとき	—
		残余保証期間の未払年金の現価		被保険者が年金支払開始日以後、保証期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	
	死亡時保証金額付終身年金	年金額		被保険者が年金支払日に生存しているとき	—
		年金原資額からすでに支払われた年金の合計額を差し引いた金額(以下「死亡時保証金額」といいます。)		年金支払開始日から、被保険者が生存していたときに支払われる年金の合計額が初めて年金原資額以上となる年金支払日の前日までの期間(以下「死亡時保証期間」といいます。)中に、被保険者が死亡したとき	
	終身年金	年金額		被保険者が年金支払日に生存しているとき	—
	死亡給付金	契約日から被保険者の死亡日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日までの各払込期月における保険料の累計額		死亡給付金受取人	被保険者が年金支払開始日前に死亡したとき

(年金および死亡給付金の支払および免責に関する補則)

- 第8条 年金受取人は保険契約者または被保険者とし、保険契約締結の際、保険契約者が指定するものとします。
- 年金受取人と被保険者が同一の場合で、前条の規定により、未払年金の現価または死亡時保証金額を支払うときは、第38条(後継年金受取人の指定または変更)および第39条(遺言による後継年金受取人の指定または変更)の規定により定める後継年金受取人に支払います。
  - 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。
  - 年金の種類が死亡時保証金額付終身年金の場合で、年金受取人が故意に被保険者を死亡させたこと(年金受取人と被保険者が同一の場合で被保険者が自殺したときを除きます。)によって、年金が支払われないときは、会社は、被保険者が死亡した時に年金の一括払が行なわれた場合の支払額と同額の返還金を年金受取人に支払います。
  - つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡給付金が支払われないときは、会社は、第1号の場合は被保険者が死亡した時に保険契約の解約があったものとしたときに支払われる金額と同額の返還金を、第2号または第3号の場合は被保険者が死亡した時の責任準備金額(死亡給付金額をこえるときは、死亡給付金額を限度とします。また、免責事由に該当した時まですでに到来している第15条(保険料の払込)に定める保険料期間について未払込保険料があるときは、その未払込保険料を差し引いた金額とします。以下本条において同じ。)を保険契約者に支払います。

- (1) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき（保険契約者と被保険者が同一の場合で被保険者が自殺したときを除きます。）。
  - (2) 死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（死亡給付金受取人と被保険者が同一の場合で被保険者が自殺したときおよび前号のときを除きます。）。
  - (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき。
6. 死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合（保険契約者と死亡給付金受取人が同一の場合で保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときを除きます。）で、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。この場合、保険契約のうち支払われない部分については前項の規定を適用し、その部分の責任準備金額を保険契約者に支払います。
7. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合でも、その原因によって死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、死亡給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。ただし、この場合の支払額は、被保険者が死亡した時の責任準備金額を下回りません。

#### （年金の一括払）

- 第9条 年金受取人は、確定年金においては、年金支払開始日以後年金支払期間の最後の年金支払日前に限り、年金支払期間の将来の年金の全部の支払にかえて、残余年金支払期間の未払年金の一括払を請求することができます。この場合の支払額は、残余年金支払期間の未払年金の現価とし、保険契約は年金の一括払を行なったときに消滅します。
2. 年金受取人は、保証期間付終身年金においては、年金支払開始日以後保証期間中の最後の年金支払日前に限り、保証期間中の将来の年金の全部の支払にかえて、残余保証期間の未払年金の一括払を請求することができます。この場合の支払額は、残余保証期間の未払年金の現価とします。
3. 前項の規定により、年金の一括払が行なわれたときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 保証期間経過後、毎年の年金支払日に被保険者が生存しているときは、年金を継続して支払います。
  - (2) 年金の一括払が行なわれた後、残余保証期間中に被保険者が死亡したときは、被保険者の死亡時に保険契約は消滅します。
  - (3) 年金の一括払をした場合には、年金証書に表示します。
4. 年金受取人は、死亡時保証金額付終身年金においては、年金支払開始日以後死亡時保証期間中の最後の年金支払日前に限り、死亡時保証期間中の将来の年金の全部の支払にかえて、残余死亡時保証期間の未払年金の一括払を請求することができます。この場合の支払額は、責任準備金のうち残余死亡時保証期間の年金の支払のために積み立てている部分に相当する額とします。
5. 前項の規定により、年金の一括払が行なわれたときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 死亡時保証期間経過後、毎年の年金支払日に被保険者が生存しているときは、年金を継続して支払います。
  - (2) 年金の一括払が行なわれた後、残余死亡時保証期間中に被保険者が死亡したときは、被保険者の死亡時に保険契約は消滅します。
  - (3) 年金の一括払をした場合には、年金証書に表示します。

#### （年金の継続支払）

- 第10条 年金受取人は、確定年金において、年金支払開始日以後被保険者が死亡したことにより、残余年金支払期間の未払年金の現価が支払われることとなるときは、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、その支払にかえて、年金の継続支払を請求することができます。
2. 前項の場合、残余年金支払期間中の年金支払日に年金を継続して支払い、年金支払期間の満了時に保険契約は消滅します。ただし、前条に定める年金の一括払の請求があったときは、保険契約は年金の一括払を行なったときに消滅します。
3. 年金受取人は、保証期間付終身年金において、年金支払開始日以後被保険者が死亡したことにより、残余保証期間の未払年金の現価が支払われることとなるときは、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、その支払にかえて、年金の継続支払を請求することができます。
4. 前項の場合、残余保証期間中の年金支払日に年金を継続して支払い、保証期間の満了時に保険契約は消滅します。ただし、前条に定める年金の一括払の請求があったときは、保険契約は年金の一括払を行なったときに消滅します。

(年金支払開始日における年金原資額の一時支払)

- 第11条 年金受取人は、年金支払開始日に被保険者が生存している場合に限り、会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出して、第7条(年金および死亡給付金の支払および免責)に定める年金の全部の支払にかえて、年金原資額の一時的支払を請求することができます。
- 前項の場合、会社は、年金原資額を年金受取人に一時に支払い、保険契約はその支払を行なったときに消滅します。
  - 年金原資額の一時的支払の支払時期および支払場所については、次条の規定を準用します。

(年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所)

- 第12条 年金または死亡給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- 支払事由の生じた年金または死亡給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出して、年金または死亡給付金を請求してください。
  - 年金または死亡給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日(会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日。以下本条において同じ。)の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社で支払います。この場合、会社が認めたときは、年金または死亡給付金の受取人の口座(会社の指定した金融機関等の口座に限り)に払い込む方法により支払います。
  - 年金または死亡給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合で、保険契約の締結時から年金または死亡給付金の請求時まで(会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます。))を行ないます。この場合、前項の規定にかかわらず、年金または死亡給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
    - 支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
支払事由に該当する事実の有無
    - 免責事由に該当する可能性がある場合  
支払事由が発生した原因
    - 第20条(死亡給付金不法取得目的による無効)、第21条(詐欺による取消)または第23条(重大事由による解除)に該当する可能性がある場合  
前号に定める事項、第23条第1項第3号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは死亡給付金の請求の意図に関する保険契約の締結時から死亡給付金の請求時までにおける事実
  - 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合は、前2項の規定にかかわらず、年金または死亡給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算してつぎの各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合であっても、180日)を経過する日とします。
    - 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
    - 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
    - 前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
    - 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
  - 前2項の規定を適用したときは、会社は、その旨を年金または死亡給付金を請求した者に通知します。
  - 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金または死亡給付金を支払いません。

(年金証書)

- 第13条 会社は、第1回の年金を支払うときに、年金証書を作成して年金受取人に交付します。

## 6. 会社の責任開始期および契約日

(会社の責任開始期および契約日)

第14条 会社は、会社が保険契約の申込を受けた時から保険契約上の責任を負います。

2. 前項の規定により、会社の責任が開始される日（以下「責任開始日」といいます。）の翌月1日を契約日とします。
3. 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては、契約日から起算して計算します。
4. 責任開始日から契約日の前日までの間に死亡給付金の支払事由が発生したときは、会社は、責任開始日から契約日の前日までの間についても保険期間および保険料払込期間とみなします。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
  - (1) 第7条（年金および死亡給付金の支払および免責）の規定にかかわらず死亡給付金の支払額は第1回保険料と同額とします。
  - (2) 第8条（年金および死亡給付金の支払および免責に関する補則）第5項の規定にかかわらず免責事由に該当したことによって死亡給付金が支払われないときの返還金の額は第1回保険料と同額（未払込保険料があるときは、その未払込保険料を差し引いた金額とします。）とします。
  - (3) 第8条第6項および第7項の規定は、「責任準備金額」を「第1回保険料と同額（未払込保険料があるときは、その未払込保険料を差し引いた金額とします。）」と読み替えて適用します。
5. 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付し、これをもって承諾の通知とします。
6. 前項の保険証券には、つぎの各号の事項を記載します。
  - (1) 会社名
  - (2) 保険契約者および被保険者の氏名または名称
  - (3) 年金および死亡給付金の受取人の氏名または名称その他の受取人を特定するために必要な事項
  - (4) 保険契約の種類
  - (5) 年金の種類
  - (6) 年金の種類が確定年金のときは、年金の型
  - (7) 責任開始日
  - (8) 契約日
  - (9) 年金支払開始日
  - (10) 年金支払期間
  - (11) 年金額および死亡給付金額
  - (12) 保険料およびその払込方法
  - (13) 保険証券の作成年月日
7. 前2項に定める保険証券の交付は、保険契約の締結の際に限り行ないません。

## 7. 保険料の払込

(保険料の払込)

第15条 保険料は、保険料払込期間中、毎回次条第1項に定める保険料の払込方法（経路）により、つぎに定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。

- (1) 第1回保険料の払込期月  
責任開始日から、責任開始日の属する月の翌月末日まで
  - (2) 第2回以後の保険料の払込期月  
それぞれの月単位の契約当日の属する月の初日から末日まで
2. 前項で払い込むべき保険料は、つぎに定める期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
    - (1) 第1回保険料の保険料期間  
契約日からその翌月の月単位の契約当日の前日までの期間
    - (2) 第2回以後の保険料の保険料期間  
それぞれの月単位の契約当日からその翌月の月単位の契約当日の前日までの期間
  3. 第1項第2号の保険料がそれぞれの月単位の契約当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅したとき、または保険料の一部の払込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保

険料（保険料の一部の払込を要しなくなったときは、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者（死亡給付金を支払うときは死亡給付金受取人）に払い戻します。

4. 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの月単位の契約応当日以後それぞれの払込期月の末日まで（第1回保険料については、責任開始日以後第1回保険料の払込期月の末日までとします。）に死亡給付金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を支払うべき死亡給付金から差し引きます。
5. すでに保険料が払い込まれている保険料期間の中途において保険契約が消滅した場合または保険料の一部の払込を要しなくなった場合で、その保険料期間中に死亡給付金の支払事由が生じていないときは、その保険料期間に対応する保険料（保険料の一部の払込を要しなくなったときは、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者に払い戻します。

（保険料の払込方法（経路））

第16条 保険契約者は、会社の定める取扱範囲で、つぎのいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法

2. 保険契約者は、会社の定める取扱に基づき、前項各号の保険料の払込方法（経路）の範囲内で、保険料の払込方法（経路）を変更することができます。

3. 保険料の払込方法（経路）が第1項第2号または第3号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲外となったときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法（経路）を変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行なうまでの間の保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

（保険料の前納）

第17条 保険契約者は、会社の定める取扱範囲で、当月分以後の保険料を前納することができます。この場合には、会社の定めた方法で計算した保険料前納金を払い込んでください。

2. 保険料前納金は、会社の定める取扱に基づき積み立てて置き、払込期月における月単位の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
3. 保険契約が消滅した場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者（死亡給付金を支払うときは死亡給付金受取人）に払い戻します。

## 8. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

（保険料払込の猶予期間および保険契約の失効）

第18条 保険料の払込については、払込期月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。

2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。この場合、保険契約者は、猶予期間の満了日の翌日に保険契約の解約があったものとしたときに支払われる金額と同額の返還金を請求することができます。
3. 猶予期間中に死亡給付金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を支払うべき死亡給付金から差し引きます。

## 9. 保険料払込の自動停止

（保険料払込の自動停止）

第19条 前条第1項に定める猶予期間内に保険料が払い込まれないときでも、会社の定める取扱範囲で、前条第2項の規定にかかわらず、会社は、猶予期間の満了日の翌日に当該保険料の払込期月の保険料から払込が停止されたものとして、保険契約を有効に継続させます。

2. 前項の規定にかかわらず、猶予期間の満了日の翌日が年金支払開始日である場合は、保険料払込の自動停止は行ないません。
3. 第1項の規定により保険料払込の自動停止が行なわれたときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

## 10. 保険契約の無効および取消

(死亡給付金不法取得目的による無効)

第20条 保険契約者が死亡給付金を不法に取得する目的または他人に死亡給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結をしたときは、保険契約を無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

(詐欺による取消)

第21条 保険契約の締結に際して、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人に詐欺の行為があったときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

## 11. 告知

(告知)

第22条 会社は、保険契約の締結の際、保険契約者および被保険者に対して、この保険契約に関する書面による告知ならびに会社の指定する医師への口頭による告知を求めません。

## 12. 保険契約の解除

(重大事由による解除)

第23条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向けて保険契約を解除することができます。

(1) 保険契約者または死亡給付金受取人が死亡給付金（他の保険契約の死亡給付金を含み、保険種類および死亡給付金の名称の如何を問いません。以下本号において同じ。）を詐取する目的または他人に死亡給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(2) この保険契約の死亡給付金の請求に関し、死亡給付金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

(3) 保険契約者、被保険者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人が、つぎの(ア)から(オ)までのいずれかに該当する場合

(ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

(イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

(ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(エ) 保険契約者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

(オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(4) 会社の保険契約者、被保険者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

2. 会社は、年金または死亡給付金の支払事由が生じた後でも、保険契約（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(ア)から(オ)までに該当したのが年金受取人のみであり、その年金受取人が年金の一部の受取人であるときは、保険契約のうちその受取人に支払われるべき年金に対応する部分とします。）を解除することができます。

3. 前項の場合には、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による年金または死亡給付金（第1項第3号のみに該当した場合で、第1項第3号(ア)から(オ)までに該当したのが年金受取人または死亡給付金受取人のみであり、その年金受取人または死亡給付金受取人が年金または死亡給付金の一部の受取人であるときは、年金または死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき年金または死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。）を支払いません。また、すでに年金または死亡給付金を支払っていたときは、年金または死亡給付金の返還を請求します。

4. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者（年金支払開始日以後については年金受取人とします。以下本条において同じ。）に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡給付金受取人に通知します。
5. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、被保険者が死亡した場合はその日の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日に保険契約の解約があったものとしたときに支払われる金額と同額の返還金（年金支払開始日以後については第9条（年金の一括払）に準じた支払額とします。以下本条において同じ。）を保険契約者に支払います。
6. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によって保険契約を解除した場合で、年金または死亡給付金の一部の受取人に対して第2項および第3項の規定を適用し年金または死亡給付金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない年金または死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の返還金を保険契約者に支払います。

### 13. 解約および解約返還金

#### （解約）

第24条 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、いつでも将来に向けて、保険契約を解約し、解約返還金を請求することができます。

#### （解約返還金）

第25条 解約返還金額は、保険契約を解約した日の直前の月単位の契約応当日（解約した日が契約応当日のときは、その契約応当日とします。以下本条において同じ。）の前日までの経過に応じて計算した責任準備金額から、会社の定める方法により計算した金額を控除して計算します。ただし、契約日から保険契約を解約した日の直前の月単位の契約応当日の前日までの各払込期月における保険料の累計額を限度とします。

2. 保険契約者は、解約返還金を請求するときは、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 会社が解約返還金を保険契約者に支払う場合、保険契約を解約した日の直前の月単位の契約応当日の前日までにすでに到来している保険料期間について未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を解約返還金から差し引きます。
4. 解約返還金の支払時期および支払場所については、第12条（年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

### 14. 保険料の増額および減額

#### （保険料の増額）

第26条 保険契約者は、保険料払込期間中に限り、会社の定める取扱範囲で、将来に向けて、保険料を増額することができます。

2. 前項の規定にかかわらず、第17条（保険料の前納）に規定する保険料の前納が行なわれている場合、および第51条（同一月数分保険料の継続前納の特則）に規定する同一月数分保険料の継続前納の特則が適用されている場合（保険契約者が指定した月数分の保険料期間が満了するときを除きます。）には、保険料の増額は取り扱いません。
3. 保険料の増額をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
4. 本条の規定により、保険料の増額が行なわれたときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

#### （保険料の減額）

第27条 保険契約者は、保険料払込期間中に限り、会社の定める取扱範囲で、将来に向けて、保険料を減額することができます。ただし、減額後の保険料は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 前項の規定にかかわらず、第17条（保険料の前納）に規定する保険料の前納が行なわれている場合、および第51条（同一月数分保険料の継続前納の特則）に規定する同一月数分保険料の継続前納の特則が適用されている場合（保険契約者が指定した月数分の保険料期間が満了するときを除きます。）には、保険料の減額は取り扱いません。

3. 保険料の減額をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
4. 本条の規定により、保険料の減額が行なわれたときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

#### 15. 保険料払込期間の延長

（保険料払込期間の延長）

- 第28条 保険契約者は、保険料払込期間満了日に限り、会社の承諾を得て、会社の定める取扱範囲で、保険料払込期間を延長することができます。この場合、保険料払込期間は、年金支払開始日をこえないことを要します。
2. 保険料払込期間の延長をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
  3. 本条の規定により、保険料払込期間の延長が行なわれたときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

#### 16. 保険料払込の停止および再開

（保険料払込の停止）

- 第29条 保険契約者は、保険料払込期間中に限り、会社の定める取扱範囲で、保険料の払込を停止することができます。
2. 前項の規定にかかわらず、第17条（保険料の前納）に規定する保険料の前納が行なわれている場合、および第51条（同一月数分保険料の継続前納の特則）に規定する同一月数分保険料の継続前納の特則が適用されている場合（保険契約者が指定した月数分の保険料期間が満了するときを除きます。）には、保険料払込の停止は取り扱いません。
  3. 保険料払込の停止をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

（保険料払込の再開）

- 第30条 第19条（保険料払込の自動停止）または前条の規定により保険料の払込が停止されている場合、保険契約者は、保険料払込期間中に限り、会社の定める取扱範囲で、保険料の払込を再開することができます。
2. 保険料払込の再開をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

#### 17. 死亡給付金受取人による保険契約の存続

（死亡給付金受取人による保険契約の存続）

- 第31条 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）により保険契約が解約されるときは、解約の通知が会社に到着した時から1か月を経過した日にその効力を生じます。
2. 前項の解約の通知があった場合でも、通知の時にあつてつぎの各号のすべてを満たす死亡給付金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力を生じるまでの間に、前項の解約の通知が会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下「債権者等への支払金額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
    - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
    - (2) 保険契約者でないこと
  3. 前項の通知をするときは、死亡給付金受取人は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
  4. 第1項の解約の通知が会社に到着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じた場合で、会社が死亡給付金を支払うべきときは、その支払うべき金額を限度として、債権者等への支払金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等への支払金額を差し引いた残額があるときは、その金額を死亡給付金受取人に支払います。
  5. 第1項の解約の通知が会社に到着した時から1か月を経過した日が年金支払開始日以後となる場合には、本条の規定は適用しません。

## 18. 年金支払開始日の繰下げならびに年金の種類、年金の型および年金支払期間の変更

## (年金支払開始日の繰下げ)

第32条 保険契約者は、年金支払開始日の前日に限り、会社の承諾を得て、会社の定める範囲で、年金支払開始日を繰り下げることができます。

2. 前項の規定にかかわらず、保険料払込期間満了日に第28条（保険料払込期間の延長）に定める保険料払込期間の延長をする場合は、保険料払込期間満了日に年金支払開始日の繰下げをすることができます。
3. 年金支払開始日の繰下げをするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
4. 本条の規定により、年金支払開始日の繰下げが行なわれたときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

## (年金の種類の変更)

第33条 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、会社の定める範囲で、年金の種類を変更することができます。

2. 年金の種類の変更をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 本条の規定により、年金の種類の変更が行なわれたときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

## (年金の型の変更)

第34条 保険契約者は、年金の種類が確定年金の場合には、年金支払開始日前に限り、会社の定める範囲で、年金の型を変更することができます。

2. 年金の型の変更をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 本条の規定により、年金の型の変更が行なわれたときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

## (年金支払期間の変更)

第35条 保険契約者は、年金の種類が確定年金の場合には、年金支払開始日前に限り、会社の定める範囲で、年金支払期間を変更することができます。

2. 年金支払期間の変更をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 本条の規定により、年金支払期間の変更が行なわれたときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

## 19. 年金受取人および死亡給付金受取人

## (年金受取人の変更)

第36条 保険契約者（年金支払開始日以後については年金受取人とします。以下本条において同じ。）は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の年金受取人は保険契約者または被保険者であることを要します。

2. 年金支払開始日以後に、前項の規定により年金受取人が変更された場合には、変更後の年金受取人は保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
3. 第1項の通知をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
4. 第1項の通知が会社に到着したときは、年金受取人の変更の効力は、その通知を發した時にさかのぼって生じるものとします。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項の通知が会社に到達する前に、変更前の年金受取人に年金を支払ったときは、その支払後に変更後の年金受取人から年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
6. 年金受取人が年金支払開始日前に死亡したときは、被保険者を年金受取人とします。

## (遺言による年金受取人の変更)

第37条 前条の規定によるほか、保険契約者（年金支払開始日以後については年金受取人とします。以下本条において同じ。）は、法律上有効な遺言により、年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の年金受取人は保険契約者または被保険者であることを要します。

2. 前項の年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

3. 年金支払開始日以後に、前2項の規定により年金受取人が変更された場合には、変更後の年金受取人は保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
4. 第1項および第2項の規定による年金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。
5. 前項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

（後継年金受取人の指定または変更）

- 第38条 保険契約者（年金支払開始日以後については年金受取人とします。以下本条において同じ。）は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、年金受取人が死亡したときにその年金受取人の一切の権利義務を承継する者（以下「後継年金受取人」といいます。）を指定または変更することができます。この場合、後継年金受取人は1人の年金受取人に対して1人であることを要します。
2. 前項の通知をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
  3. 年金受取人が年金支払開始日以後で年金の支払事由の発生以前に死亡したときは、後継年金受取人が新たな年金受取人となるものとし、その後継年金受取人はその死亡した年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
  4. 前項の場合で、後継年金受取人がすでに死亡しているときまたは後継年金受取人が指定されていないときは、年金受取人の法定相続人を後継年金受取人とし、前項の規定を適用します。
  5. 前2項の規定により年金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
  6. 第1項の通知が会社に到着したときは、後継年金受取人の指定または変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。
  7. 前項の規定にかかわらず、第1項の通知が会社に到達する前に、指定または変更前の年金受取人または後継年金受取人に年金を支払ったときは、その支払後に指定または変更後の後継年金受取人から年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
  8. 第1項から前項までの規定にかかわらず、後継年金受取人が故意に年金受取人を死亡させたときは、その者は後継年金受取人としての取扱を受けることはできません。

（遺言による後継年金受取人の指定または変更）

- 第39条 前条の規定によるほか、保険契約者（年金支払開始日以後については年金受取人とします。以下本条において同じ。）は、法律上有効な遺言により、後継年金受取人を指定または変更することができます。この場合、後継年金受取人は1人の年金受取人に対して1人であることを要します。
2. 前項の後継年金受取人の指定または変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
  3. 前2項の規定による後継年金受取人の指定または変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。
  4. 前項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
  5. 遺言により指定または変更された後継年金受取人については、前条第3項から第5項までおよび第8項の規定を準用します。

（死亡給付金受取人の変更）

- 第40条 保険契約者は、死亡給付金の支払事由が発生する前に限り、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡給付金受取人を変更することができます。
2. 前項の通知をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
  3. 第1項の通知が会社に到着したときは、死亡給付金受取人の変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。
  4. 前項の規定にかかわらず、第1項の通知が会社に到達する前に、変更前の死亡給付金受取人に死亡給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡給付金受取人からその請求を受けても、会社は、死亡給付金を支払いません。
  5. 死亡給付金受取人が死亡給付金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡給付金受取人とします。
  6. 前項の規定により死亡給付金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡給付金受取人となった者のうち生存している他の死亡給付金受取人を死亡給付金受取人とします。

7. 前2項の規定により死亡給付金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(遺言による死亡給付金受取人の変更)

第41条 前条の規定によるほか、保険契約者は、死亡給付金の支払事由が発生する前に限り、法律上有効な遺言により、死亡給付金受取人を変更することができます。

2. 前項の死亡給付金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

3. 前2項の規定による死亡給付金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。

4. 前項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

## 20. 保険契約者

(保険契約者の変更)

第42条 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

2. 前項の承継をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

3. 保険契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取人は、年金支払開始日に保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

(保険契約者の住所の変更)

第43条 保険契約者が住所（通信先を含みます。以下本条において同じ。）を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。

2. 保険契約者が前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

## 21. 保険契約者、年金受取人および死亡給付金受取人の代表者

(保険契約者、年金受取人および死亡給付金受取人の代表者)

第44条 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。

3. 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

4. 年金受取人が2人以上の場合には、第1項および第2項に準じて取り扱います。

5. 死亡給付金受取人が2人以上の場合には、第1項および第2項に準じて取り扱います。

## 22. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

(年齢の計算)

第45条 被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(契約年齢および性別の誤りの処理)

第46条 保険契約申込書（電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法）による場合を含みます。以下本条において同じ。）に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、保険契約を取り消すことができるものとし、その他のときは実際の年齢に基づいて会社の定める方法により処理を行ない、保険契約は有効に継続します。

2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、前項に準じて取り扱います。

## 23. 契約者配当金

(契約者配当金)

第47条 この保険契約には契約者配当金はありません。

## 24. 時効

(時効)

第48条 年金または死亡給付金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

## 25. 被保険者の業務、転居および旅行

(被保険者の業務、転居および旅行)

第49条 保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

## 26. 管轄裁判所

(管轄裁判所)

第50条 この保険契約における年金または死亡給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社または年金もしくは死亡給付金の受取人(年金または死亡給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。)の住所地を管轄する高等裁判所(支部を除きます。)の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

## 27. 同一月数分保険料の継続前納の特則

(同一月数分保険料の継続前納の特則)

第51条 保険契約者は、会社の定める取扱範囲で、この特則を適用し、保険契約者があらかじめ指定した月数と同一月数分の保険料(保険料払込期間満了日までの月数が保険契約者があらかじめ指定した月数に満たなくなったときは、保険料払込期間満了日までの月数分の保険料とします。)を、継続して前納することができます。この場合、第17条(保険料の前納)の規定を準用します。

2. 保険契約者は、あらかじめ指定した月数を、会社の定める取扱範囲で変更することができます。

3. 保険契約者から、同一月数分保険料の継続前納の取扱を停止する旨の申出がなされたときは、この特則は適用しません。

## 28. 死亡給付金受取人を団体とする保険契約に関する特則

(死亡給付金受取人を団体とする保険契約の請求書類に関する特則)

第52条 官公署、会社、組合、工場その他の団体(個人事業主を含み、以下「団体」といいます。)を保険契約者および死亡給付金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の給付金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等(以下「死亡退職金等」といいます。)として死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡給付金の請求の際、請求に必要な書類(別表1)に加え、死亡退職金等の受給者が給付金の請求内容を了知していることがわかる書類も必要とします。この場合、保険契約者である団体が当該受給者本人である

ことを確認した書類を必要とします。なお、死亡退職金等の受給者が2人以上であるときは、そのうち1人からの請求内容を了知していることがわかる書類の提出で足りるものとします。

## 29. 保険料円貨払込特約（平準払用）を付加した場合の特則

（保険料円貨払込特約（平準払用）を付加した場合の特則）

第53条 この保険契約に保険料円貨払込特約（平準払用）を付加した場合で、保険料円貨払込金額を固定する場合の特則が適用されているときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第4条（予定利率）第1項第2号の規定は、「保険料」を「保険料円貨払込金額」と読み替えて適用します。
- (2) 第7条（年金および死亡給付金の支払および免責）および第25条（解約返還金）第1項の規定は、「保険料の累計額」を「外貨建の保険料の累計額」と読み替えて適用します。

別表1 請求書類

(1) 年金、死亡給付金の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	第1回の年金(年金支払開始日における年金原資額の一時支払を含みます。)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 保険証券
2	第2回以後の年金(死亡時保証金額付終身年金の場合で被保険者が死亡したときを除きます。)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金証書
3	第2回以後の年金(死亡時保証金額付終身年金の場合で被保険者が死亡したときに限ります。)	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書(ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書) (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 年金受取人の戸籍抄本 (5) 年金受取人の印鑑証明書 (6) 年金証書
4	年金の継続支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の死亡事実が記載された住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金証書
5	死亡給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書(ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書) (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 死亡給付金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡給付金受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券
<p>(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。</p> <p>2. 会社は、請求書類について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。なお、この場合、請求を会社が受け付けた日を請求書類が会社の本社に到着した日とみなします。</p>		

## (2) その他の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	解約返還金	(1) 会社所定の解約返還金請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
2	死亡給付金受取人による保険契約の存続	(1) 会社所定の保険契約存続通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険契約の存続を申し出る死亡給付金受取人が保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類（ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は不要） (4) 保険契約の存続を申し出る死亡給付金受取人の印鑑証明書（ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は被保険者の印鑑証明書） (5) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
3	保険料の増額	(1) 会社所定の保険料の増額請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
4	保険料の減額	(1) 会社所定の保険料の減額請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
5	保険料払込期間の延長	(1) 会社所定の保険料払込期間の延長請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
6	保険料払込の停止	(1) 会社所定の保険料払込の停止請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
7	保険料払込の再開	(1) 会社所定の保険料払込の再開請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
8	年金支払開始日の繰下げ	(1) 会社所定の年金支払開始日の繰下げ請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
9	年金の種類の変更	(1) 会社所定の年金の種類の変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
10	年金の型の変更	(1) 会社所定の年金の型の変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
11	年金支払期間の変更	(1) 会社所定の年金支払期間の変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
12	年金受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者（年金支払開始日以後は変更前の年金受取人）の印鑑証明書 (3) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）

項 目	必 要 書 類
13 遺言による年金受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者（年金支払開始日以後は変更前の年金受取人）の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4) 保険契約者（年金支払開始日以後は変更前の年金受取人）の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（ただし、遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）
14 後継年金受取人の指定または変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）の印鑑証明書 (3) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）
15 遺言による後継年金受取人の指定または変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4) 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（ただし、遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）
16 死亡給付金受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
17 遺言による死亡給付金受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（ただし、遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5) 保険証券
18 保険契約者の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。 2. 会社は、請求書類について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。なお、この場合、請求を会社が受け付けた日を請求書類が会社の本社に到着した日とみなします。	

## 別表2 指標金利

1. 通貨の種類が米ドルの場合  
加重平均インデックス利回り（対象年限10年）
2. 通貨の種類が豪ドルの場合  
豪ドル10年金利スワップレート（固定受け）

備考（別表2） 加重平均インデックス利回り

「加重平均インデックス利回り」とは、つぎの(1)を30%、(2)を70%の割合で加重平均して算出した利回りをいいます。

(1) Bloomberg USD Treasury/Agency/Supranational/Sovereign Fixed income bond Index A-/A3 or betterの構成銘柄のうち残存年数が対象年限の前後1年以内となる銘柄を抽出し、銘柄ごとの時価総額で加重平均して算出した利回り

(2) Bloomberg USD Senior Industrial/Utility Fixed income bond Index A-/A3 or betterの構成銘柄のうち残存年数が対象年限の前後1年以内となる銘柄を抽出し、銘柄ごとの時価総額で加重平均して算出した利回り

(注)・(1)および(2)の利回りの算出において、該当する銘柄が無い場合は、線形補間等により算出します。

・(1)および(2)のインデックス名称に変更があった場合、変更後の名称とします。

## 保険料円貨払込特約（平準払用）条項 目次

この特約の概要

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の適用
- 第3条 保険料円換算額の算出に用いる為替レート
- 第4条 保険料の前納または同一月数分保険料の継続前納に関する取扱

- 第5条 特約の解約
- 第6条 特約の消滅とみなす場合
- 第7条 主契約が失効した場合の取扱
- 第8条 主約款の規定の準用
- 第9条 保険料円貨払込金額を固定する場合の特則

## 保険料円貨払込特約（平準払用）条項

（この特約の概要）

この特約は、円貨により金銭を払い込み、その金額を主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）における外貨建の保険料に充当する場合の取扱について定めたものです。

（特約の締結）

第1条 保険契約者は、主契約の締結の際または主契約の締結後において、会社の定める取扱範囲で、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（特約の適用）

第2条 この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込にあたり、主契約における外貨建の保険料を円貨に換算した金額（以下「保険料円換算額」といいます。）により払い込むことができます。

（保険料円換算額の算出に用いる為替レート）

第3条 前条に規定する主契約における外貨建の保険料の円貨への換算には、つぎの各号に定める日（以下「換算基準日」といいます。また、その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直前のその金融機関の営業日とします。以下同じ。）における会社所定の為替レートを用いるものとします。

(1) 第1回保険料の換算基準日

主契約の契約日が属する月の前月末日

(2) 第2回以後の保険料の換算基準日

主約款に定める各払込期月の前月末日

2. 前項の会社所定の為替レートは、換算基準日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。

3. 保険契約者から請求を受けた場合には、会社は、第1項の規定により円貨に換算した保険料円換算額を、遅滞なく保険契約者に通知します。

（保険料の前納または同一月数分保険料の継続前納に関する取扱）

第4条 この特約を付加した場合、主約款の規定にかかわらず、保険料の前納および同一月数分保険料の継続前納は取り扱いません。

（特約の解約）

第5条 保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

（特約の消滅とみなす場合）

第6条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

(1) 主契約が保険料の払込を要しなくなったとき。ただし、主約款の規定により保険料払込の停止または

保険料払込の自動停止が行なわれている場合は除きます。

- (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。

(主契約が失効した場合の取扱)

第7条 この特約が付加されている主契約が失効した場合には、主約款に定める保険契約の失効による返還金は、主約款の規定により保険契約が効力を失った日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本条において同じ。）における会社所定の為替レートをを用いて円貨に換算して支払います。

2. 前項の会社所定の為替レートは、主約款の規定により保険契約が効力を失った日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(主約款の規定の準用)

第8条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(保険料円貨払込金額を固定する場合の特則)

第9条 保険契約者は、主契約の締結の際、会社の定める取扱範囲で、会社の承諾を得て、この特則を適用することで、保険契約者が円貨により払い込んだ金銭（以下「保険料円貨払込金額」といいます。）を外貨に換算し、主契約における外貨建の保険料に充当する取扱を行なうことができます。

2. この特則を適用した場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主約款および第2条（特約の適用）の規定にかかわらず、保険契約者は、主契約の締結の際、主契約における外貨建の保険料にかえて、保険料円貨払込金額を定め、主契約の保険料を払い込む際に保険料円貨払込金額により払い込むものとします。
- (2) 前号の場合、保険料円貨払込金額の払込の都度、第3条（保険料円換算額の算出に用いる為替レート）に定める換算基準日における会社所定の為替レートをを用いて、保険料円貨払込金額を外貨に換算した金額を主契約の保険料とします。この場合、主契約の保険料は変動します。
- (3) 責任開始日から契約日の前日までの間に死亡給付金または死亡保険金（以下「死亡給付金等」といいます。）の支払事由が発生した場合の死亡給付金等の支払額または免責事由に該当したことによって死亡給付金等が支払われないときの返還金の額は、主約款の規定にかかわらず、保険料円貨払込金額と同額とします。この場合、第1回保険料円貨払込金額が払い込まれていないときは、会社は、その未払込保険料円貨払込金額を会社が支払うべき金額から差し引きます。
- (4) 会社は、保険証券に外貨建の保険料にかえて保険料円貨払込金額を記載します。
- (5) 主約款の規定により支払うべき金額から未払込保険料を差し引く場合、払込がなかった各保険料について、第3条に定める会社所定の為替レートをを用いて、差し引くべき外貨建の未払込保険料をそれぞれ計算します。
- (6) 第3条第3項の規定は適用しません。
- (7) 第4条（保険料の前納または同一月数分保険料の継続前納に関する取扱）の規定にかかわらず、主約款に定める保険料の前納または同一月数分保険料の継続前納の特則の規定を準用して、保険料円貨払込金額による保険料の前納または同一月数分保険料の継続前納を取り扱います。この場合、払い込まれた金額は保険料の払込に充当されるまでは円貨のまま積み立てられるものとします。また、前納された保険料の残額を払い戻すこととなる場合は、その円貨で積み立てられた金額の残額を払い戻します。
- (8) 保険契約者は、主約款に定める保険料の増額および減額の規定を準用して、保険料円貨払込金額の増額および減額をすることができます。
- (9) 第5条（特約の解約）の規定にかかわらず、この特則およびこの特約のみの解約は取り扱いません。

## 年金の円貨支払特約（支払ごと円貨換算型）条項 目次

この特約の概要

- 第1条 特約の締結
- 第2条 年金を支払う場合の取扱
- 第3条 特約の解約
- 第4条 特約の消滅とみなす場合
- 第5条 主約款の規定の準用
- 第6条 主契約に運用期間中年金支払移行特約等が  
付加されている場合の特則

- 第7条 主契約に目標値到達時定額円貨建年金保険  
移行特約等が付加されている場合の特則
- 第8条 主契約に定額終身保険移行特約（移行後通  
貨指定型）が付加された場合の特則
- 第9条 主契約に介護年金支払移行特約が付加され  
ている場合の特則
- 第10条 通貨指定型個人年金保険（24）に付加した  
場合の特則

## 年金の円貨支払特約（支払ごと円貨換算型）条項

（この特約の概要）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）および主契約に付加されている特約における外貨建の年金を、その支払ごとに円貨に換算して支払う場合の取扱について定めたものです。

（特約の締結）

第1条 保険契約者（主契約の年金支払開始日以後については年金受取人とします。以下第3条（特約の解約）において同じ。）は、主契約の契約日以後、会社の定める取扱範囲で、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（年金を支払う場合の取扱）

第2条 この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の通貨に関する規定にかかわらず、つぎの各号の年金を円貨により支払います。

(1) 年金支払日に支払事由が生じる年金（年金の継続支払により支払われる年金を含み、支払額が年金額である場合に限り、）

(2) 被保険者が死亡した場合で死亡時増額期間が満了したときに支払事由が生じる年金

2. 前項第1号に定める年金については、支払われる年金ごとの年金支払日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下第4項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて年金を円貨に換算します。

3. 第1項第2号に定める年金については、死亡時増額期間の満了日の翌日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて年金を円貨に換算します。

4. 前2項の会社所定の為替レートは、前2項にそれぞれ定める年金支払日または死亡時増額期間の満了日の翌日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（特約の解約）

第3条 保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

（特約の消滅とみなす場合）

第4条 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

（主約款の規定の準用）

第5条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（主契約に運用期間中年金支払移行特約等が付加されている場合の特則）

第6条 主契約に運用期間中年金支払移行特約、年金支払移行特約または年金支払移行特約（平準払用）が付加

されている場合には、第1条（特約の締結）の規定にかかわらず、特約年金受取人が、特約年金支払開始日以後、会社の定める取扱範囲で、この特約を主契約に付加して締結することができます。

2. 主契約に運用期間中年金支払移行特約、年金支払移行特約または年金支払移行特約（平準払用）とあわせてこの特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主約款および定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項の通貨に関する規定にかかわらず、特約年金支払日に支払事由が生じる特約年金（特約年金の継続支払により支払われる特約年金を含み、支払額が特約年金額である場合に限り）を円貨により支払います。
- (2) 前号に定める特約年金については、支払われる特約年金ごとの特約年金支払日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて特約年金を円貨に換算します。
- (3) 前号の会社所定の為替レートは、前号に定める特約年金支払日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
- (4) 第3条（特約の解約）の規定にかかわらず、特約年金受取人が、特約年金支払開始日以後、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。

（主契約に目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約等が付加されている場合の特則）

第7条 主契約に目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約または目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約とあわせてこの特約が付加されている場合で、主契約が定額の円貨建年金保険または定額の円貨建終身保険に移行したときは、この特約は消滅したものとみなします。

（主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加された場合の特則）

第8条 この特約が付加されている主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加された場合には、この特約は消滅したものとみなします。

（主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則）

第9条 主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合で、主契約が特約介護年金に移行したときは、特約介護年金に移行した部分については、第1条（特約の締結）の規定にかかわらず、特約介護年金受取人（特約介護年金受取人に特約介護年金の請求を自ら行なうことができない特別な事情がある場合には介護年金支払移行特約条項に定める代理人とします。以下本条において同じ。）が、特約介護年金支払開始日以後、会社の定める取扱範囲で、この特約を主契約に付加して締結することができます。

2. 前項の規定により特約介護年金受取人がこの特約を主契約に付加したとき、および、介護年金支払移行特約とあわせてこの特約が付加されている主契約が特約介護年金に移行したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主約款および定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項の通貨に関する規定にかかわらず、特約介護年金支払日に支払事由が生じる特約介護年金（特約介護年金の継続支払により支払われる特約介護年金を含み、支払額が特約介護年金額である場合に限り）を円貨により支払います。
- (2) 前号に定める特約介護年金については、支払われる特約介護年金ごとの特約介護年金支払日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて特約介護年金を円貨に換算します。
- (3) 前号の会社所定の為替レートは、前号に定める特約介護年金支払日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
- (4) 特約介護年金に移行した部分については、第3条（特約の解約）の規定にかかわらず、特約介護年金受取人が、特約介護年金支払開始日以後、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。
- (5) 介護年金支払移行特約とあわせてこの特約が付加されている主契約の全部が特約介護年金に移行した場合で、第1回の特約介護年金の請求に際して特約介護年金受取人が主契約に円貨支払特約を付加したときは、この特約は消滅したものとみなします。

（通貨指定型個人年金保険（24）に付加した場合の特則）

第10条 この特約を通貨指定型個人年金保険（24）に付加した場合で、つぎの各号に定めるときは、第2条（年金を支払う場合の取扱）の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 年金の分割払が行なわれているとき
- (ア) 主約款の通貨に関する規定にかかわらず、分割払金を円貨により支払います。
  - (イ) 前(ア)の場合、分割払金をそれぞれの分割払日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて円貨に換算します。
  - (ウ) 前(イ)の会社所定の為替レートは、それぞれの分割払日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
- (2) 主契約に即時払年金特則が適用されているとき
- (ア) 第1回の年金について、つぎのとおり取り扱います。なお、第2回以後の年金については第2条の規定を適用します。
    - a. 主約款の通貨に関する規定にかかわらず、第1回の年金（年金支払開始日から年金支払開始日の1か月後の月単位の応当日（応当日のない場合はその月の末日とします。以下本号において同じ。）までの会社所定の利率による利息を含みます。）を円貨により支払います。
    - b. 前a.の場合、年金支払開始日の1か月後の月単位の応当日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号(ア)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて第1回の年金を円貨に換算します。
    - c. 前b.の会社所定の為替レートは、年金支払開始日の1か月後の月単位の応当日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
  - (イ) 第1回の年金について、年金の分割払が行なわれているとき（分割払回数が年6回払（奇数月払）または年6回払（偶数月払）の場合で、第1回の分割払日が年金支払開始日の1か月後の月単位の応当日となるときを除きます。）は、前号の規定にかかわらず、第1回の分割払金について、つぎのとおり取り扱います。なお、第2回以後の分割払金については前号の規定を適用します。
    - a. 主約款の通貨に関する規定にかかわらず、第1回の分割払金（年金支払開始日から第1回の分割払日までの会社所定の利率による利息を含みます。）を円貨により支払います。
    - b. 前a.の場合、第1回の分割払日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号(イ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて第1回の分割払金を円貨に換算します。
    - c. 前b.の会社所定の為替レートは、第1回の分割払日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

## 円貨支払特約条項 目次

この特約の概要	第14条	主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合の特則
第1条 特約の適用	第15条	主契約に死亡保障抑制期間中死亡時円貨支払額最低保証特約等が付加されている場合の特則
第2条 年金を支払う場合の取扱	第16条	生存給付金付養老保険（通貨指定型）に付加した場合の特則
第3条 死亡給付金等を支払う場合の取扱	第17条	予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）に付加した場合の特則
第4条 年金原資額の一時支払および第2 保険期間移行日における積立金額の一時支払の場合の取扱	第18条	主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則
第5条 解約返還金を支払う場合の取扱	第19条	積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）に付加した場合の特則
第6条 繰上げ年金開始により年金を支払う場合の取扱	第20条	主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合の取扱
第7条 更新時差額返還金を支払う場合の取扱	第21条	主契約に保険金等のすえ置特約が付加されている場合の取扱
第8条 その他の返還金を支払う場合の取扱	第22条	予定利率変動型外貨建個人年金保険に付加した場合の特則
第9条 主約款の規定の準用	第23条	通貨指定型個人年金保険（24）に付加した場合の特則
第10条 主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則		
第11条 主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則		
第12条 通貨指定型個人年金保険（16）に付加した場合の特則		
第13条 年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合の特則		

## 円貨支払特約条項

### （この特約の概要）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）および主契約に付加されている特約における外貨建の年金、死亡給付金または死亡保険金（以下「死亡給付金等」といいます。）および解約返還金等を円貨により支払う場合の取扱について定めたものです。

### （特約の適用）

第1条 この特約は、主契約および主契約に付加されている特約における外貨建の年金、死亡給付金等および解約返還金等を円貨により支払う場合に適用します。

### （年金を支払う場合の取扱）

第2条 第1回の年金の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の通貨に関する規定にかかわらず、年金を円貨により支払います。この場合、以後外貨により年金を支払うことはありません。

2. 前項の場合、主約款の規定にかかわらず、年金額（年金の種類が確定年金（支払額指定型）の場合の年金額を除きます。）は、年金支払開始日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて年金原資額（主契約に終身保険移行特約が適用されており、主契約の一部を終身保険に移行する場合、終身保険に移行しない部分の年金原資額とします。）を円貨に換算した金額（以下「円換算年金原資額」といいます。）をもとに、年金支払開始日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率により計算した金額とします。

3. 前項の会社所定の為替レートは、年金支払開始日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
4. つぎの各号の場合には、年金の支払を行わず、円換算年金原資額を保険契約者に支払います。
  - (1) 第2項の規定により計算された年金額が会社の定める金額に満たないとき。
  - (2) 年金の種類が確定年金または確定年金（支払額指定型）の場合で、年金支払期間中に支払われるべき円貨の年金の合計額が円換算年金原資額に満たないとき。
5. 第2項の規定により計算された年金額が会社の定める金額をこえることとなる場合には、円換算年金原資額のうちそのこえる部分に対応する金額を保険契約者に支払います。

（死亡給付金等を支払う場合の取扱）

- 第3条 死亡給付金等の請求に際して、死亡給付金等の受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、死亡給付金等を円貨により支払います。
2. 前項の場合、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて死亡給付金等を円貨に換算します。
  3. 前項の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（年金原資額の一時支払および第2保険期間移行日における積立金額の一時支払の場合の取扱）

- 第4条 年金支払開始日における年金原資額の一時的支払または第2保険期間移行日における積立金額の一時的支払の請求に際して、主約款においてこれらの請求ができる者として定められている者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、年金原資額（主契約に終身保険移行特則が適用されており、主契約の一部を終身保険に移行する場合、終身保険に移行しない部分の年金原資額とします。以下本条において同じ。）または第2保険期間移行日の前日末の積立金額を円貨により支払います。
2. 前項の場合、年金支払開始日もしくは第2保険期間移行日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて年金原資額または第2保険期間移行日の前日末の積立金額を円貨に換算します。
  3. 前項の会社所定の為替レートは、年金支払開始日もしくは第2保険期間移行日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（解約返還金を支払う場合の取扱）

- 第5条 主契約および特約の解約または基本保険金額もしくは移行後基本保険金額の減額の請求に際して、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、解約返還金（減額の場合の返還金を含みます。以下本条において同じ。）を円貨により支払います。
2. 前項の場合、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて解約返還金を円貨に換算します。
  3. 前項の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（繰上げ年金開始により年金を支払う場合の取扱）

- 第6条 繰上げ年金開始による第1回の年金の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、年金を円貨により支払います。この場合、以後外

貨により年金を支払うことはありません。

2. 前項の場合、主約款の規定にかかわらず、年金額（年金の種類が確定年金（支払額指定型）の場合の年金額を除きます。）は、繰上げ後の年金支払開始日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて繰上げ後の年金支払開始日の前日における解約返還金額を円貨に換算した金額（以下「繰上げ年金開始時の円換算年金原資額」といいます。）をもとに、繰上げ後の年金支払開始日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率により計算した金額とします。
3. 前項の会社所定の為替レートは、繰上げ後の年金支払開始日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
4. つぎの各号の場合には、繰上げ年金開始は行ないません。この場合、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。
  - (1) 第2項の規定により計算された年金額が会社の定める金額に満たないとき。
  - (2) 年金の種類が確定年金または確定年金（支払額指定型）の場合で、年金支払期間中に支払われるべき円貨の年金の合計額が繰上げ年金開始時の円換算年金原資額に満たないとき。
5. 第2項の規定により計算された年金額が会社の定める金額をこえることとなる場合には、繰上げ年金開始時の円換算年金原資額のうちそのこえる部分に対応する金額を保険契約者に支払います。

（更新時差額返還金を支払う場合の取扱）

- 第7条 主約款の規定により積み立てられている更新時差額返還金の請求に際して、保険契約者（死亡保険金とともに支払われる場合については死亡保険金受取人とします。）から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、更新時差額返還金を円貨により支払います。
2. 前項の場合、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて更新時差額返還金を円貨に換算します。
  3. 前項の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（その他の返還金を支払う場合の取扱）

- 第8条 主約款の規定により、積立金その他の返還金（以下「その他の返還金」といいます。）を払い戻す場合に、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、その他の返還金を円貨により支払います。
2. 前項の場合、その支払日における会社所定の為替レートを用いてその他の返還金を円貨に換算します。
  3. 前項の会社所定の為替レートは、その他の返還金の支払日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（主約款の規定の準用）

第9条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則）

- 第10条 主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 第1回の特約年金の請求に際して、特約年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、特約年金を円貨により支払います。この場合、以後外貨により特約年金を支払うことはありません。
  - (2) 前号の場合、死亡給付金等の年金払特約条項第2条（特約年金の支払）第2項の規定にかかわらず、特約年金額は、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下第4号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて主約款および各特約条項の規定により支払われることとなる死亡給付金等を円貨に換算した金額（以下「円換算死亡給付金額等」といいます。）をもとに、第1回の特約年金の支払日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率

- により計算した金額とします。ただし、特約年金受取人が2人以上であるときは、各特約年金受取人について、死亡給付金等の受取割合に応じて計算された金額をもとに、それぞれ特約年金額を定めます。
- (3) 前号の規定により計算された特約年金額が会社の定める金額に満たないときは、第1号の規定にかかわらず、会社は、円換算死亡給付金額等（特約年金受取人が2人以上であるときは、円換算死亡給付金額等のうちその特約年金を受け取るべき特約年金受取人に対応する金額とします。）を一時に支払います。この場合、死亡給付金等の年金払特約（特約年金受取人が2人以上であるときは、当該特約年金受取人に対応する部分とします。）は、消滅します。
- (4) 第2号の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
2. この特約を定期支払金付積立利率変動型終身保険（通貨指定型）もしくは年金原資保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合またはこの特約とあわせて主契約に積立金の規則的引出特約が付加されている場合で、死亡給付金等の支払事由が生じた後に支払われた定期支払金、定期給付金、運用成果払出金または規則的引出金があるときには、前項に定める会社所定の為替レートをを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額から主約款または特約条項の規定に定めるその定期支払金、定期給付金、運用成果払出金または規則的引出金の額を差し引いた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、前項の規定を適用します。
3. この特約とあわせて主契約に定期支払金の分割払特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 定期支払金の分割払特約条項の規定による支払事由の生じた定期支払金の未払分割払金がある場合には、第1項に定める会社所定の為替レートをを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額に特約条項の規定に定めるその未払分割払金の現価の全額を加えた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。
- (2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に到来する定期支払日における定期支払金について支払われた分割払金がある場合には、第1項に定める会社所定の為替レートをを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額から特約条項の規定に定めるその分割払金額を差し引いた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。
4. この特約を積立利率変動型終身保険（米ドル建）、積立利率変動型終身保険（ユーロ建）または積立利率変動型終身保険（豪ドル建）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 主約款の規定により更新時差額返還金が積み立てられている場合には、第1項に定める会社所定の為替レートをを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額にその更新時差額返還金の全額を加えた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。
- (2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に積立利率保証期間更新日が到来して更新時差額返還金があった場合で、保険契約者からの請求によりその更新時差額返還金が支払われたときには、第1項に定める会社所定の為替レートをを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額から主約款の規定に定めるその更新時差額返還金の額を差し引いた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。
5. この特約とあわせて主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合で、生存給付金の円換算額上限設定特約条項に定める特約の型がA型かつ同特約条項の規定により繰越準備金が積み立てられているときには、生存給付金の円換算額上限設定特約条項第9条（主契約に円貨支払特約が適用される場合の特則）に定める死亡保険金の額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。
6. この特約とあわせて主契約に目標値到達時円貨建生存給付金付終身保険移行特約が付加されている場合で、死亡給付金等の支払事由が生じた後に主契約が円貨建の生存給付金付終身保険に移行し、支払われた移行時差額返還金があるときには、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 主約款および各特約条項の規定により支払われることとなる死亡給付金等の額を第1項に定める会社所定の為替レートをを用いて円貨に換算した金額からその移行時差額返還金の額を差し引いた額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。
- (2) この特約とあわせて主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合で、生存給付金の円換算額上限設定特約条項に定める特約の型がA型かつ同特約条項の規定により繰越準備金が積み立てられているときには、前号の規定にかかわらず、生存給付金の円換算額上限設定特約条項第9条に定める死亡保険金の額からその移行時差額返還金の額を差し引いた額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。

7. この特約とあわせて主契約に保険金等のすえ置特約が付加されている場合で、保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置の型がB型となる保険金等がすえ置かれているときには、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額にそのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。
- (2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に支払われた定期支払金、定期給付金または運用成果払出金がある場合には、前号の規定は、「そのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額」を「そのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額からその定期支払金、定期給付金または運用成果払出金の額を差し引いた額」と読み替えて適用します。
- (3) この特約とあわせて主契約に定期支払金の分割払特約が付加されている場合には、つぎのとおり取り扱います。
  - (ア) 定期支払金の分割払特約条項の規定による支払事由の生じた定期支払金の未払分割払金がある場合には、第1号の規定は、「そのすえ置かれている保険金等の元利金」を「そのすえ置かれている保険金等の元利金およびその未払分割払金の現価の全額」と読み替えて適用します。
  - (イ) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に到来する定期支払日における定期支払金について支払われた分割払金がある場合には、第1号の規定は、「そのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額」を「そのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額からその分割払金額を差し引いた額」と読み替えて適用します。

(主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則)

第11条 主契約に運用期間中年金支払移行特約または年金支払移行特約とあわせてこの特約を付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1回の特約年金の請求に際して、特約年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、特約年金を円貨により支払います。この場合、以後外貨により特約年金を支払うことはありません。
- (2) 前号の場合、運用期間中年金支払移行特約条項第3条（特約年金額の計算）または年金支払移行特約条項第3条（特約年金額の計算）の規定にかかわらず、特約年金額は、特約年金支払開始日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次号において同じ。）における会社所定の為替レートをを用いて特約年金原資額を円貨に換算した金額（以下「円換算特約年金原資額」といいます。）をもとに、特約年金支払開始日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率により計算した金額とします。
- (3) 前号の会社所定の為替レートは、特約年金支払開始日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
- (4) つぎの(ア)および(イ)の場合には、この特約の適用は行ないません。この場合、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。
  - (ア) 第2号の規定により計算された特約年金額が会社の定める金額に満たないとき。
  - (イ) 年金支払期間中に支払われるべき円貨の特約年金の合計額が円換算特約年金原資額に満たないとき。

2. この特約とあわせて主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合で、生存給付金の円換算額上限設定特約条項に定める特約の型がA型かつ同特約条項の規定により繰越準備金が積み立てられているときには、特約年金支払開始日の前日における主契約の解約返還金を前項に定める会社所定の為替レートをを用いて円貨に換算した金額に特約年金支払開始日の前日における繰越準備金を加えた額を円換算特約年金原資額とし、前項の規定を適用します。

3. 前項の場合で、主契約に生存給付金の支払日指定特約が適用されており、主約款の規定により生存給付金積立金が積み立てられているときには、前項の規定は、「特約年金支払開始日の前日における主契約の解約返還金」を「特約年金支払開始日の前日における主約款第21条（解約返還金）に定める解約返還金に同日における生存給付金積立金を加えた金額」と読み替えて適用します。

(通貨指定型個人年金保険（16）に付加した場合の特則)

第12条 この特約を通貨指定型個人年金保険（16）に付加した場合には、第2条（年金を支払う場合の取扱）の規定は適用しません。

2. この特約を通貨指定型個人年金保険（16）に付加した場合には、前条までに定めるほか、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 年金（支払額が死亡時保証金額である場合に限り。）の支払の請求または年金の一括払の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、死亡時保証金額または年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。この場合、つぎの(ア)および(イ)のとおり取り扱います。
- (ア) 請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(イ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて死亡時保証金額または年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。
- (イ) 前(ア)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
- (2) 死亡時増額期間満了時における未払年金の現価の一時支払の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、死亡時増額期間満了時における未払年金の現価を円貨により支払います。この場合、つぎの(ア)および(イ)のとおり取り扱います。
- (ア) 死亡時増額期間の満了日の翌日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(イ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて死亡時増額期間満了時における未払年金の現価を円貨に換算します。
- (イ) 前(ア)の会社所定の為替レートは、死亡時増額期間の満了日の翌日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合の特則）

第13条 この特約を年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合には、第2条（年金を支払う場合の取扱）および第11条（主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則）の規定は適用しません。

2. この特約を年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合には、前条までに定めるほか、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 年金（支払額が残余年金支払期間の未払年金の現価である場合に限り。）の支払の請求または年金の一括払の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、残余年金支払期間の未払年金の現価または年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。

(2) 前号の場合、つぎの(ア)および(イ)のとおり取り扱います。

(ア) 請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(イ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて残余年金支払期間の未払年金の現価または年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。

(イ) 前(ア)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

3. この特約を運用期間中年金支払移行特約または年金支払移行特約が付加されている年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）にあわせて付加した場合には、特約年金（支払額が残余年金支払期間の未払特約年金の現価である場合に限り。）の支払の請求または特約年金の一括払の請求について、前項の規定を準用します。

（主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合の特則）

第14条 主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合には、第3条（死亡給付金等を支払う場合の取扱）第1項、第8条（その他の返還金を支払う場合の取扱）第1項、第10条（主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則）第1項第1号および第11条（主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則）の規定は、「主約款」を「主約款および定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項」と読み替えて適用します。

2. 前項の規定にかかわらず、この特約を年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合には、前条の規定により第11条の規定は適用しません。

（主契約に死亡保障抑制期間中死亡時円貨支払額最低保証特約等が付加されている場合の特則）

第15条 主契約に死亡保障抑制期間中死亡時円貨支払額最低保証特約または保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約が付加されている場合には、第3条（死亡給付金等を支払う場合の取扱）および第10条（主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則）の規定は適用しません。

（生存給付金付養老保険（通貨指定型）に付加した場合の特則）

第16条 この特約を生存給付金付養老保険（通貨指定型）に付加した場合には、第2条（年金を支払う場合の取扱）の規定は適用しません。

2. この特約を生存給付金付養老保険（通貨指定型）に付加した場合には、前条までに定めるほか、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 遺族年金の一括払の請求に際して、遺族年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、遺族年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。

(2) 前号の場合、つぎの(ア)および(イ)のとおり取り扱います。

(ア) 請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(イ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて遺族年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。

(イ) 前(ア)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）に付加した場合の特則）

第17条 この特約を予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 主約款の規定により、死亡保険金を支払う際に死亡保険金とともに死亡保険金受取人に払い戻される返還金について、第3条（死亡給付金等を支払う場合の取扱）の規定を準用します。

(2) 第5条（解約返還金を支払う場合の取扱）第1項の規定は、「基本保険金額もしくは移行後基本保険金額の減額」を「保険料の減額もしくは第2保険期間死亡保険金額の減額」と、「解約返還金（減額の場合の返還金を含みます。以下本条において同じ。）」を「解約返還金（減額の場合の返還金を含み、解約返還金とともに支払われる返還金も含みます。以下本条において同じ。）」と読み替えて適用します。

(3) 前条までに定めるほか、保険契約の失効による返還金について、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 保険契約の失効による返還金の請求に際して、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、当該返還金を円貨により支払います。

(イ) 前(ア)の場合、主約款の規定により保険契約が効力を失った日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本条において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて当該返還金を円貨に換算します。

(ウ) 前(イ)の会社所定の為替レートは、主約款の規定により保険契約が効力を失った日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(4) この特約を保険料円貨払込特約（平準払用）が付加されている予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）にあわせて付加した場合には、第2号の規定にかかわらず、第5条第1項の規定は、「基本保険金額もしくは移行後基本保険金額の減額」を「保険料もしくは保険料円貨払込金額の減額もしくは第2保険期間死亡保険金額の減額」と、「解約返還金（減額の場合の返還金を含みます。以下本条において同じ。）」を「解約返還金（減額の場合の返還金を含み、解約返還金とともに支払われる返還金も含みます。以下本条において同じ。）」と読み替えて適用します。

(5) この特約を年金支払移行特約（平準払用）が付加されている予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）にあわせて付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 第8条（その他の返還金を支払う場合の取扱）第1項の規定は、「主約款の規定」を「主約款または年金支払移行特約（平準払用）条項の規定」と、「保険契約者」を「保険契約者または特約年金受取人」

と読み替えて適用します。

- (イ) 前条までに定めるほか、特約年金（支払額が残余年金支払期間の未払特約年金の現価、残余保証期間の未払特約年金の現価または死亡時保証金額である場合に限り、）の支払の請求または特約年金の一括払の請求に際して、特約年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、残余年金支払期間の未払特約年金の現価、残余保証期間の未払特約年金の現価もしくは死亡時保証金額または特約年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。
- (ウ) 前(イ)の場合、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて、残余年金支払期間の未払特約年金の現価、残余保証期間の未払特約年金の現価もしくは死亡時保証金額または特約年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。
- (エ) 前(ウ)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則）

第18条 主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1回の特約介護年金の請求に際して、特約介護年金受取人（特約介護年金受取人に特約介護年金の請求を自ら行なうことができない特別な事情がある場合には介護年金支払移行特約条項に定める代理人とします。）から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、特約介護年金を円貨により支払います。この場合、つぎのとおり取り扱います。
  - (ア) 特約介護年金額の計算においては、第11条（主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則）第1項第2号および同条同項第3号の規定を準用します。
  - (イ) 前(ア)の規定により計算された特約基本介護年金額が会社の定める金額に満たない場合には、この特約の適用は行ないません。この場合、会社は、その旨を特約介護年金受取人に書面によって通知します。
  - (ウ) 前(ア)の規定により計算された特約基本介護年金額が会社の定める金額をこえることとなる場合には、円換算特約介護年金原資額のうちそのこえる部分に対応する金額を特約介護年金受取人に支払います。
  - (エ) この特約とあわせて主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合で、生存給付金の円換算額上限設定特約条項に定める特約の型がA型かつ同特約条項の規定により繰越準備金が積み立てられているときには、第11条第2項の規定を準用します。
  - (オ) 前(エ)の場合で、主契約に生存給付金の支払日指定特約が適用されており、主約款の規定により生存給付金積立金が積み立てられているときには、第11条第3項の規定を準用します。
- (2) 第1回の特約介護年金の請求後、特約介護年金（支払額が残余保証期間の未払特約介護年金の現価または死亡時保証金額である場合に限り、）の支払の請求または特約介護年金の一括払の請求に際して、特約介護年金受取人（特約介護年金受取人に特約介護年金の請求を自ら行なうことができない特別な事情がある場合には介護年金支払移行特約条項に定める代理人とします。）から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、残余保証期間の未払特約介護年金の現価もしくは死亡時保証金額または特約介護年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。この場合、前条第5号の規定を準用します。
- (3) 第8条（その他の返還金を支払う場合の取扱）第1項の規定は、「主約款の規定」を「主約款または介護年金支払移行特約条項の規定」と、「保険契約者」を「保険契約者または特約介護年金受取人（特約介護年金受取人に特約介護年金の請求を自ら行なうことができない特別な事情がある場合には介護年金支払移行特約条項に定める代理人とします。）」と読み替えて適用します。
- (4) 介護年金支払移行特約とあわせて主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合には、つぎのとおり取り扱います。
  - (ア) 第1号および第2号の規定は、「主約款」を「主約款または定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項」と読み替えて適用します。
  - (イ) 第14条（主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合の特則）第1項および前号の規定にかかわらず、第8条第1項の規定は、「主約款の規定」を「主約款または定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項もしくは介護年金支払移行特約条項の規定」と、「主約款の

通貨」を「主約款または定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項の通貨」と、「保険契約者」を「保険契約者または特約介護年金受取人（特約介護年金受取人に特約介護年金の請求を自ら行なうことができない特別な事情がある場合には介護年金支払移行特約条項に定める代理人とします。）」と読み替えて適用します。

（積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）に付加した場合の特則）

第19条 この特約を積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（死亡給付金等を支払う場合の取扱）および第10条（主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則）の規定は、認知症介護保険金を支払う場合に準用します。
- (2) 前号の場合で主契約の規定により認知症介護保険金について代理請求が行なわれるときは、第3条の規定は、「死亡給付金等の受取人」を「主約款に定める代理人」と、第10条の規定は、「特約年金受取人」を「主約款に定める代理人」と読み替えて適用します。

（主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合の取扱）

第20条 主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合で、生存給付金の円換算額上限設定特約条項の規定により、最終回の生存給付金支払日に対象額から上限額指定通貨換算額を差し引いた金額を支払う際に、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときは、当該金額を円貨により支払います。この場合、第8条（その他の返還金を支払う場合の取扱）の規定を準用します。

（主契約に保険金等のすえ置特約が付加されている場合の取扱）

第21条 主契約に保険金等のすえ置特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) すえ置期間の満了（保険金等のすえ置特約条項に定めるすえ置の型がA型の場合に限ります。）により、同特約条項の規定によりすえ置かれている保険金等の元利金を支払う際に、保険金等の受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、すえ置かれている保険金等の元利金を円貨により支払います。この場合、つぎのとおり取り扱います。
  - (ア) すえ置期間の満了日の翌日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いてすえ置かれている保険金等の元利金を円貨に換算します。
  - (イ) 前(ア)の会社所定の為替レートは、すえ置期間の満了日の翌日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
- (2) 保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置かれている保険金等の請求に際して、保険金等の受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、すえ置かれている保険金等の元利金を円貨により支払います。この場合、つぎのとおり取り扱います。
  - (ア) すえ置かれている保険金等の請求を会社が受け付けた日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いてすえ置かれている保険金等の元利金を円貨に換算します。
  - (イ) 前(ア)の会社所定の為替レートは、すえ置かれている保険金等の請求を会社が受け付けた日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
- (3) すえ置期間中に保険金等の受取人が死亡したことにより、保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置かれている保険金等の元利金を支払う際に、保険金等の受取人の相続人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、すえ置かれている保険金等の元利金を円貨により支払います。この場合、第8条（その他の返還金を支払う場合の取扱）の規定を準用します。
- (4) すえ置かれている保険金等に係る保険契約の部分が解約されたことにより、保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置かれている保険金等の元利金を支払う際に、保険金等の受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、すえ置かれている保険金等の元利金を円貨により支払います。この場合、第5条（解約返還金を支払う場合の取扱）の規定を準用します。

- (5) すえ置期間中に重大事由によりすえ置かれている保険金等に係る保険契約の部分が解除されたことにより、保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置かれている保険金等の元利金を支払う際に、保険金等の受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、すえ置かれている保険金等の元利金を円貨により支払います。この場合、第8条の規定を準用します。
- (6) すえ置かれている保険金等に係る保険契約の部分が消滅（解約および重大事由による解除による消滅を除きます。）したことにより、保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置かれている保険金等の元利金を支払う際に、保険金等の受取人（本号(7)の場合には、死亡給付金等の受取人とします。）から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、すえ置かれている保険金等の元利金を円貨により支払います。この場合、つぎのとおり取り扱います。
- (7) 主契約の死亡給付金等の支払事由が生じたことによる保険契約の消滅により、すえ置かれている保険金等の元利金を支払う場合には、第3条（死亡給付金等を支払う場合の取扱）の規定を準用します。
- (イ) 主約款および各特約条項の規定により年金（年金の名称の如何を問いません。以下同じ。）が支払われるべき期間の満了による保険契約の消滅により、すえ置かれている保険金等の元利金を支払う場合には、つぎのとおり取り扱います。
- a. 年金が支払われるべき期間の満了日の翌日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本(イ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いてすえ置かれている保険金等の元利金を円貨に換算します。
- b. 前a.の会社所定の為替レートは、年金が支払われるべき期間の満了日の翌日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
- (ウ) 年金の支払開始日以後における被保険者の死亡（被保険者の死亡により、年金の支払の請求を要する場合に限ります。）または年金の一括払による保険契約の消滅により、すえ置かれている保険金等の元利金を支払う場合には、つぎのとおり取り扱います。
- a. 年金の支払または年金の一括払の請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本(ウ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いてすえ置かれている保険金等の元利金を円貨に換算します。
- b. 前a.の会社所定の為替レートは、年金の支払または年金の一括払の請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
- (エ) 年金の支払開始日以後における被保険者の死亡（被保険者の死亡により、年金の支払の請求を要する場合を除きます。）による保険契約の消滅により、すえ置かれている保険金等の元利金を支払う場合には、第8条の規定を準用します。
- (オ) 死亡時増額期間満了時における未払年金の現価の一時支払による保険契約の消滅により、すえ置かれている保険金等の元利金を支払う場合には、第12条（通貨指定型個人年金保険（16）に付加した場合の特則）第2項第2号の規定を準用します。
- (カ) 免責事由により、主契約の死亡給付金等または年金が支払われないことによる保険契約の消滅により、すえ置かれている保険金等の元利金を支払う場合には、第8条の規定を準用します。

（予定利率変動型外貨建個人年金保険に付加した場合の特則）

第22条 この特約を予定利率変動型外貨建個人年金保険に付加した場合には、第2条（年金を支払う場合の取扱）の規定は適用しません。

2. この特約を予定利率変動型外貨建個人年金保険に付加した場合には、前条までに定めるほか、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 年金（支払額が残余年金支払期間の未払年金の現価、残余保証期間の未払年金の現価または死亡時保証金額である場合に限ります。）の支払の請求または年金の一括払の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、残余年金支払期間の未払年金の現価、残余保証期間の未払年金の現価もしくは死亡時保証金額または年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。

(2) 前号の場合、つぎの(ア)および(イ)のとおり取り扱います。

(ア) 請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標と

して指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(イ)において同じ。)における会社所定の為替レートを用いて残余年金支払期間の未払年金の現価、残余保証期間の未払年金の現価もしくは死亡時保証金額または年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。

- (イ) 前(ア)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場 (TTB) (1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。
- (3) 主約款の規定により、死亡給付金を支払う際に死亡給付金とともに死亡給付金受取人に払い戻される返還金について、第3条(死亡給付金等を支払う場合の取扱)の規定を準用します。
- (4) 第5条(解約返還金を支払う場合の取扱)第1項の規定は、「解約返還金(減額の場合の返還金を含みます。以下本条において同じ。)」を「解約返還金(解約返還金とともに支払われる返還金も含みます。以下本条において同じ。)」と読み替えて適用します。
- (5) 前条までに定めるほか、保険契約の失効による返還金について、つぎのとおり取り扱います。
  - (ア) 保険契約の失効による返還金の請求に際して、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、当該返還金を円貨により支払います。
  - (イ) 前(ア)の場合、主約款の規定により保険契約が効力を失った日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号において同じ。)における会社所定の為替レートを用いて当該返還金を円貨に換算します。
  - (ウ) 前(イ)の会社所定の為替レートは、主約款の規定により保険契約が効力を失った日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場 (TTB) (1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

(通貨指定型個人年金保険 (24) に付加した場合の特則)

第23条 この特約を通貨指定型個人年金保険 (24) に付加した場合には、第2条(年金を支払う場合の取扱)の規定は適用しません。

- 2. この特約を通貨指定型個人年金保険 (24) に付加した場合には、前条までに定めるほか、つぎの各号のとおり取り扱います。
  - (1) 年金の一括払の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。この場合、つぎのとおり取り扱います。
    - (ア) 請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(イ)において同じ。)における会社所定の為替レートを用いて年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。
    - (イ) 前(ア)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場 (TTB) (1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。
  - (2) 年金の分割払中に年金の一括払が請求された場合で、未払分割払金の現価を支払う際に年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾したときは、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、未払分割払金の現価を円貨により支払います。この場合、前号の規定を準用します。
  - (3) 年金の分割払中に主契約が消滅した場合(年金の一括払により消滅した場合を除きます。)で、未払分割払金の現価を支払う際に年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾したときは、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、未払分割払金の現価を円貨により支払います。この場合、第8条(その他の返還金を支払う場合の取扱)の規定を準用します。

## 個人年金保険料税制適格特約条項 目次

この特約の概要	第2条 税制適格のための特別取扱
第1条 特約の締結	第3条 特約の消滅とみなす場合
	第4条 特約の解約

## 個人年金保険料税制適格特約条項

### (この特約の概要)

この特約は、予定利率変動型外貨建個人年金保険に付加することにより、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の保険料が、所得税法に定める「個人年金保険料」に該当して、所得控除の適用が受けられることを目的としたものです。

### (特約の締結)

第1条 この特約は、主契約の契約日以後、保険契約者の申出により、会社の定める範囲で、主契約に付加して締結することができます。ただし、主契約がつぎの各号のすべてに該当する場合に限り、

- (1) 年金受取人は保険契約者またはその配偶者のいずれかであること
- (2) 年金受取人は被保険者と同一人であること
- (3) 保険料払込期間は10年以上であること
- (4) 年金の種類が確定年金の場合、年金支払開始日における被保険者の年齢は60歳以上で、かつ、年金支払期間は10年以上であること

### (税制適格のための特別取扱)

第2条 この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、保険契約の内容の変更については、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 前条第3号および第4号の規定に該当しないこととなる主約款の規定による契約内容の変更は取り扱いません。
- (2) 年金受取人の変更は取り扱いません。
- (3) 保険料払込の停止および保険料払込の自動停止（以下「保険料払込の停止等」といいます。）は、契約日からその日を含めて10年以上の期間にわたって保険料が定期的に払い込まれ有効に継続している場合を除き取り扱いません。
- (4) その他、会社の定めるこの特約の締結の際の要件に反することとなる契約内容の変更等は取り扱いません。

### (特約の消滅とみなす場合)

第3条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
- (2) 保険契約者の変更により、第1条（特約の締結）第1号の規定に該当しないこととなったとき。
- (3) 主約款の規定により保険料払込の停止等が行なわれ、保険料が定期的に払い込まれないこととなったとき。

### (特約の解約)

第4条 この特約のみの解約はできません。

## 保険料口座振替特約条項 目次

この特約の概要	第3条 保険料口座振替不能の場合の取扱
第1条 特約の適用	第4条 諸変更
第2条 保険料の払込	第5条 特約の消滅
	第6条 主約款の規定の準用

### 保険料口座振替特約条項

#### (この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の保険料を会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む場合の取扱について定めたものです。

#### (特約の適用)

第1条 この特約は、主契約の締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に会社の定める取扱範囲で適用されます。

2. この特約を適用する場合には、つぎの条件を満たすことを要します。

- (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（会社が保険料の収納業務を委託している機関がある場合には、その機関の指定する金融機関等を含み、以下「提携金融機関」といいます。）に設置してあること
- (2) 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から会社の口座（会社が保険料の収納業務を委託している機関がある場合には、その機関の口座を含みます。以下同じ。）へ保険料の口座振替を委任していること

#### (保険料の払込)

第2条 保険料は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める払込期月中の会社の定めた日（以下「振替日」といいます。ただし、この定めた日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とします。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。

2. 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は会社に対しその振替順序を指定できません。
4. 保険契約者は、払い込むべき保険料相当額を指定口座にあらかじめ預け入れておくことを要します。
5. 口座振替によって払い込まれた保険料については、会社はその領収証を発行しません。

#### (保険料口座振替不能の場合の取扱)

第3条 振替日に保険料の口座振替が不能となった場合は、翌月の振替日に再度翌月分と合わせて払込期月が到来した月数分の保険料の口座振替を行ない、当該口座振替も不能となった場合は、翌々月の振替日に再度翌々月分までと合わせて払込期月が到来した月数分の保険料の口座振替を行ないます。ただし、指定口座の預入額が払込期月が到来した月数分の保険料相当額に満たない場合には、到来時期の早い払込期月の保険料から順に、口座振替が可能な月数分の保険料の口座振替を行ない、口座振替が可能な月数分の保険料の払込があったものとします。

2. 前項の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める保険料払込の猶予期間内に、払込期月が到来している保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。
3. 前2項の規定にかかわらず、主約款に定める同一月数分保険料の継続前納の特則が適用されている保険契約の場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 振替日に保険料の口座振替が不能となった場合は、翌月の振替日に再度口座振替を行ない、当該口座振替も不能となった場合は、翌々月の振替日に再度口座振替を行ないます。
- (2) 前号の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める保険料払込の猶

予期間内に、前納すべき保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

(諸変更)

第4条 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している提携金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出てください。

2. 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出て他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
3. 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するか他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
4. 会社は、会社または提携金融機関の事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

(特約の消滅)

第5条 つぎの各号の場合には、この特約は効力を失います。

- (1) 保険契約が消滅または失効したとき
  - (2) 保険料を前納したとき
  - (3) 保険料の払込を要しなくなったとき
  - (4) 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
  - (5) 第1条（特約の適用）第2項に定める条件に該当しなくなったとき
2. 前項第2号の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特約は消滅しません。
- (1) 主約款に定める保険料の前納を行なった月数が会社の定める範囲内であるとき
  - (2) 主約款に定める同一月数分保険料の継続前納の特則が適用されている場合で、保険契約者があらかじめ指定した月数（保険料払込期間満了日までの月数が当該月数に満たなくなったときは、保険料払込期間満了日までの月数とします。）が会社の定める範囲内であるとき
  - (3) 保険契約者から、保険料を前納した後も引き続きこの特約を適用する旨の申出があり会社が承諾したとき
3. 第1項第3号の規定にかかわらず、主約款に定める保険料払込の停止または保険料払込の自動停止を行なった場合で、停止開始後の期間が会社の定める範囲内であるときは、この特約は消滅しません。

(主約款の規定の準用)

第6条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 保険料クレジットカード払特約条項 目次

この特約の概要	第3条 諸変更
第1条 特約の適用	第4条 特約の消滅
第2条 保険料の払込	第5条 主約款の規定の準用

### 保険料クレジットカード払特約条項

#### (この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の保険料を会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む場合の取扱について定めたものです。

#### (特約の適用)

第1条 この特約は、主契約の締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に会社の定める取扱範囲で適用されます。

2. この特約を適用する場合には、つぎの条件を満たすことを要します。

(1) 保険契約者の指定するクレジットカード（以下「指定カード」といいます。）が、会社と保険料のクレジットカードによる決済の取扱を提携しているクレジットカード発行会社（以下「提携カード会社」といいます。）と保険契約者との間で締結された会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、提携カード会社より貸与され、または使用を認められたものであること

(2) 保険契約者が提携カード会社の会員規約等に基づいて、保険料の払込に指定カードを使用すること

3. 会社は、この特約の適用に際して、提携カード会社に、指定カードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行なうものとします。

#### (保険料の払込)

第2条 第1回保険料を指定カードにより払い込む場合は、その保険料は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社が指定カードの有効性等の確認を行なったうえで、指定カードによる保険料の払込を承諾した時に、会社に払い込まれたものとします。

2. 第2回以後の保険料を指定カードにより払い込む場合は、その保険料は、主約款の規定にかかわらず、会社が指定カードの有効性等の確認を行なったうえで、主約款に定める払込期月中の会社の定めた日に、会社に払い込まれるものとします。

3. 前項の場合、会社の定めた日に保険料の払込があったものとします。

4. 同一の指定カードにより2件以上の保険契約の保険料を払い込む場合には、保険契約者は会社に対しその払込順序を指定できません。

5. 保険契約者は、提携カード会社の会員規約等に従い、保険料相当額を提携カード会社に支払うことを要します。

6. 会社が指定カードの有効性等の確認を行なった後でも、つぎのいずれにも該当する場合には、その払込期月中の保険料については、第2項（第1回保険料の場合は第1項とします。）の規定は適用しません。

(1) 会社が提携カード会社から保険料相当額を領収できないこと

(2) 保険契約者が提携カード会社に対して保険料相当額を支払っていないこと

7. 前項の場合、会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。

8. 指定カードによって払い込まれた保険料については、会社はその領収証を発行しません。

#### (諸変更)

第3条 保険契約者は、指定カードを同一の提携カード会社の他のクレジットカードまたは他の提携カード会社のクレジットカードに変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出てください。

2. 保険契約者が保険料のクレジットカードによる払込の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社に申し出て他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

3. 提携カード会社が保険料のクレジットカードによる払込の取扱を停止した場合には、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定カードを他の提携カード会社のクレジットカードに変更するか他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
4. 会社は、会社または提携カード会社の事情により提携カード会社に保険料相当額の払込を請求する会社の定めた日を変更することがあります。この場合、会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

（特約の消滅）

第4条 つぎの各号の場合には、この特約は効力を失います。

- (1) 保険契約が消滅または失効したとき
  - (2) 保険料の払込を要しなくなったとき
  - (3) 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
  - (4) 会社が提携カード会社から保険料相当額を領収できないとき
  - (5) 第1条（特約の適用）第2項に定める条件に該当しなくなったとき
  - (6) 会社が指定カードの有効性等の確認を行なえなかったとき
2. 前項第4号または第6号の場合、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

（主約款の規定の準用）

第5条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 保険契約者代理特約条項 目次

この特約の概要	第4条 告知義務違反による解除等の通知
第1条 特約の締結	第5条 特約の解約
第2条 保険契約者代理人による代理手続	第6条 特約の消滅とみなす場合
第3条 保険契約者代理人の変更	第7条 主約款等の規定の準用
	第8条 積立利率変動型個人年金保険(21)(通貨指定型)に付加した場合の特則

## 保険契約者代理特約条項

### (この特約の概要)

この特約は、保険契約者（主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および各特約条項に定める年金（年金の名称の如何を問いません。以下同じ。）の支払開始日以後については年金の受取人としてします。以下同じ。）が手続を自ら行なうことができない特別な事情があるときに、保険契約者代理人が保険契約者の代理人として手続を行なうことを可能とするを主な内容とするものです。

### (特約の締結)

第1条 保険契約者は、主契約の締結の際または主契約の締結後において、会社の定める取扱範囲で、被保険者の同意（被保険者の死亡後はこれを要しません。）および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

### (保険契約者代理人による代理手続)

第2条 保険契約者が手続を自ら行なうことができないつぎのいずれかに該当する特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意（被保険者の死亡後はこれを要しません。）および会社の承諾を得てあらかじめ指定または次条の規定により変更した保険契約者代理人が、手続に必要な書類（別表1）を提出して、保険契約者の代理人として手続を行なうことができます。ただし、保険契約者が法人である場合を除きます。

(1) 手続を行なう意思表示が困難であると会社が認めた場合

(2) 前号に準じる状態であると会社が認めた場合

2. 保険契約者代理人が行なうことのできる手続は、つぎのとおりとします。

(1) 主約款および各特約条項に定める保険契約者が行なうことのできる手続とします。この場合、保険契約者と保険金等の受取人が同一人である場合における、主約款および各特約条項に定める保険金等の受取人が行なうことのできる手続を含みます。

(2) 前号の規定にかかわらず、つぎの手続を除きます。

(ア) 保険契約者の変更手続

(イ) 保険金等の受取人の変更手続（被保険者の生存に関し支払う保険金等の受取人を保険契約者のみに変更する場合を除きます。）

(ウ) 保険契約者代理人ならびに主約款および各特約条項に定める指定代理請求人の変更手続

(エ) 主約款および各特約条項に定める代理請求が可能な保険金等の請求手続

3. 前2項の規定により受取人を変更する場合で、保険契約者と被保険者が同一人であるときは、保険契約者代理人が被保険者の代理人として同意を行なうことができます。

4. 第1項および第2項の規定により保険契約者代理人が手続を行なう場合、保険契約者代理人は手続時においてつぎのいずれかに該当することを要します。

(1) つぎの範囲内の者

(ア) 保険契約者の戸籍上の配偶者

(イ) 保険契約者の直系血族

(ウ) 保険契約者の3親等内の親族

(2) 前号以外の者でつぎの範囲内の者。ただし、会社所定の書類（別表1）によりその事実が確認でき、かつ、保険契約者のために手続を行なうべき相当な関係があると会社が認めた者に限り、

(ア) 保険契約者と同居または生計を一にしている者

- (イ) 保険契約者の財産管理を行なっている者
  - (ウ) 被保険者
  - (エ) 保険金等の受取人
  - (オ) その他(ア)から(エ)までに定める者と同等の関係にある者
5. 第1項、第2項および前項の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由を生じさせた者または故意に保険契約者を第1項各号に定める状態に該当させた者は、保険契約者の代理人として手続を行なうことができません。
6. 保険契約者代理人の変更が行なわれた場合、変更を行なった後は、変更前に手続可能な手続があっても、変更を行なう前の保険契約者代理人による代理手続は取り扱いません。
7. 本条の規定により保険契約者代理人が行なった手続は、保険契約者に対してその効力を生じます。
8. 本条の規定により保険金等の代理請求を行なう場合で、主約款の規定にもとづき会社が必要な事項の確認を行なう際、本条に定める保険契約者代理人が、正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。

#### （保険契約者代理人の変更）

- 第3条 保険契約者は、被保険者の同意（被保険者の死亡後はこれを要しません。）および会社の承諾を得て、保険契約者代理人を変更することができます。
2. 保険契約者代理人の変更をするときは、保険契約者は、手続に必要な書類（別表1）を提出してください。

#### （告知義務違反による解除等の通知）

- 第4条 主契約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知について、保険契約者またはその住所もしくはその居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、主約款に定める通知先のほか、保険契約者代理人に通知することがあります。

#### （特約の解約）

- 第5条 保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

#### （特約の消滅とみなす場合）

- 第6条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。
- (1) 保険契約者または保険契約者代理人が死亡したとき。
  - (2) 保険契約者に変更されたとき。
  - (3) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
  - (4) 保険契約者と年金の受取人が異なる場合で、主約款および各特約条項に定める年金の支払開始日が到来したとき。

#### （主約款等の規定の準用）

- 第7条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款および各特約条項の規定を準用します。

#### （積立利率変動型個人年金保険（21）（通貨指定型）に付加した場合の特則）

- 第8条 この特約を積立利率変動型個人年金保険（21）（通貨指定型）に付加した場合で、終身保険移行特則の適用により主契約が年金支払開始日に終身保険に移行するときには、第6条（特約の消滅とみなす場合）第4号の規定にかかわらず、終身保険移行部分について、この特約は継続するものとします。

別表1 手続書類

(1) 手続書類

項 目	必 要 書 類
代理手続	(1) 主約款および各特約条項に定める会社所定の請求書その他の手続に必要な書類 (2) 保険契約者が手続を自ら行なうことができない特別な事情を示す書類 (3) 保険契約者および保険契約者代理人の戸籍抄本 (4) 保険契約者の住民票 (5) 保険契約者代理人の住民票 (6) 保険契約者代理人の印鑑証明書 (7) 保険契約者が成年後見登記されていないことの証明 (8) 代理手続を行なう者が保険契約者と同居または生計を一にしている者であるときは、その事実を証する書類 (9) 代理手続を行なう者が保険契約者の財産管理を行なっている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類
(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。 2. 会社は、手続書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。なお、この場合、手続の請求を会社が受け付けた日を手続書類が会社の本社に到着した日とみなします。	

(2) その他の手続書類

項 目	必 要 書 類
保険契約者代理人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券または年金証書
(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。 2. 会社は、手続書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。なお、この場合、手続の請求を会社が受け付けた日を手続書類が会社の本社に到着した日とみなします。	

# MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

生命保険のご契約に関する苦情・ご相談についてはお客さまサービスセンターへご連絡ください。

<お客さまサービスセンター フリーダイヤル（平準払商品専用）：0120-765-228>

一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAX は不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

（生命保険協会ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）

「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

# 説明事項ご確認のお願い

この「ご契約のしおり・約款」は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものですので、必ずお読みいただき、内容を十分にご確認いただきますようお願いいたします。

- クーリング・オフ制度(お申込みの撤回など)
- 商品のしくみ
- 死亡給付金および年金をお支払いできない場合
- 告知
- ご契約の成立と保障の責任開始期
- 保険料払込の猶予期間とご契約の失効
- 解約と解約返還金

特に上記の項目については、ぜひご理解いただきたいことがらですので、ご不明な点がございましたら下記にお問い合わせください。

なお、保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

## 第一フロンティア生命 お客さまサービスセンター

ご契約の照会につきましては

フリーダイヤル  
(平準払商品専用) 0120-765-228

【営業時間/9:00~17:00(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)】

お客さまサービスセンターへのお電話は、当社業務の運営管理およびサービス充実などの観点から録音をさせていただいております。あらかじめご了承ください。

[募集代理店]

[引|受保険会社]

### 第一フロンティア生命保険株式会社

〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1日比谷フォートタワー  
ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

お客さまサービスセンター  
フリーダイヤル(平準払商品専用) **0120-765-228**  
営業時間 9:00~17:00(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

'26年4月版